

国宝（建造物）旧開智学校校舎
保存活用計画（案）



令和4年 月

松本市・松本市教育委員会

【例言】

当該保存活用計画は、文化財保護法、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成11年3月24日 文化庁文化財保護部長通知）及び「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」（以下「作成要領」）並びに「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31年3月4日文化庁、以下「指針」）に基づき作成しました。作成は松本市教育委員会（担当：国宝旧開智学校校舎）が行いました。「第4章 防災計画」については、令和3年3月に先行策定した計画に修正を加えて作成しました。

当該計画の策定に当たり、以下の専門家にご協力いただきました。

信州大学 梅干野成央准教授

- ・当該計画内で建物名称である「国宝旧開智学校校舎」と組織名称である「国宝旧開智学校校舎」を区別するため、組織名である「国宝旧開智学校校舎」を指す場合は「（組織）国宝旧開智学校校舎」と記します。
- ・掲載されている写真の一部は、山田毅氏撮影の写真を使用しています。それ以外は、（組織）国宝旧開智学校校舎で撮影したものです。
- ・掲載されている図面の一部は、信州大学梅干野研究室作成の図面を使用しています。それ以外は、『重要文化財旧開智学校本館移転修理工事報告書』（昭和40年）等から転載しました。

【目次】

第1章	計画の概要	
1	計画の作成	1
2	文化財の名称等	1
3	重要文化財（建造物）の概要・価値等	1
4	重要文化財（建造物）の保護の経緯	6
5	保護の現状と課題	11
6	計画の概要	12
第2章	保存管理計画	
1	保存管理の現状	18

2	保存管理の基本方針	19
3	管理計画	40
4	修理計画	42
第3章 環境保全計画		
1	環境保全に関する現状と課題	44
2	環境保全の基本方針	45
3	区域の区分と保全方針	45
4	建造物の区分と保護の方針	46
5	当面の環境保全施設整備計画	48
第4章 防災計画		
1	防火・防犯対策	50
2	耐震対策	63
3	その他の災害対策	64
第5章 活用計画		
1	活用の基本方針	68
2	公開計画	90
3	活用基本計画	93
4	実施に向けた課題	107
第6章 保護に関する諸手続き		
1	現状変更に関する手続き	109
2	保存に影響を及ぼす行為の許可申請	110
3	その他の届出等	111
4	本保存活用計画の改正・延長	113
5	その他	113
第7章 資料編		
		114

第1章 計画の概要

1 計画の作成

- (1) 重要文化財（建造物）保存活用計画の名称
国宝（建造物）旧開智学校校舎 保存活用計画
- (2) 計画作成及び計画期間
令和4年 月策定（令和14年3月末までを計画期間とします。）
- (3) 計画作成者
松本市 松本市教育委員会

2 文化財の名称等

- (1) 重要文化財（建造物）の名称及び所在の場所等
名称：旧開智学校校舎 1棟
附・建築関係資料 文書56点、図面7点
（附資料の詳細は第7章-1参照）
構造及び形式：木造、建築面積513.58平方メートル、二階建、寄棟造、棧瓦葺、中央部八角塔屋付、正面車寄、西面便所突出
所在の場所：長野県松本市開智二丁目4番12号
- (2) 重要文化財の指定年月日及び指定書の記号番号
国宝指定 令和元年9月30日（指定書番号-建第239号）
※重要文化財 指定年月日：昭和36年3月23日
（指定書番号-建第1479号）
- (3) 重要文化財（建造物）の所有者の名称及び住所
名称：松本市
住所：長野県松本市丸の内3番7号

3 重要文化財（建造物）の概要・価値等

(1) 文化財の概要

ア 立地環境

国宝旧開智学校校舎が創建された場所は、松本市街中心部を流れる女鳥羽川のほとりでしたが、昭和38年（1963）からの移築復原工事

を経て、市街中心部からやや北側の地（国宝松本城から北に約800m）に移転されました。現在地は、松本盆地東側から流入する女鳥羽川右岸の氾濫原に位置し、標高は592mです。現在の敷地内の地表埋土の下には、厚い砂礫層が確認されています。近世の絵図等によると、付近一体は空白地として表現されており、近代になっても、昭和3年に松本病院が建設されるまではほとんどが田畑であったことが写真から読み取れます。

現在は、国宝旧開智学校校舎が建っている場所を含めて、周辺は都市公園となっています。周囲には、北側に松本中央図書館、南側に松本市立開智小学校、東側に市営テニスコート、西側に長野県宝松本市旧司祭館及び松本市立松本幼稚園があり、文教施設の集中した地域となっています。

イ 創立沿革

開智学校は、学制施行翌年の明治6年（1873）に、教育政策を重んじた筑摩県（現在の長野県中信地方、南信地方、岐阜県飛騨地方と中津川市の一部にあたる）において中核となる小学校として、廃寺となっていた全久院の建物を校舎として設立されました。最初の校名は、「第二学区筑摩県下第一番中学区第一番小学開智学校」でしたが、その後、松本尋常小学校、松本尋常高等小学校男子部、同小学校開智部等と名称を変えていきました。

明治25年から始まった一市一校制（松本町／旧松本市内にある全ての小学校が、開智学校の後身である松本尋常高等小学校の部校として位置付けられ、組織上は同じ小学校とした制度）の本校として、松本の小学校の中核校として発展してきました。昭和10年（1935）3月に一市一校制が廃され、以降は松本市開智尋常高等小学校、開智国民学校と名称を変え、現在の松本市立開智小学校となりました。

現存する校舎は、明治9年、松本藩出入り大工を出自とする棟梁の立石清重（1829～94）が東京や横浜等で開成学校や国立第一銀行を始めとする擬洋風建築を調査した上で、それらを模範に建築しました。昭和3年に教室などが配された東西棟が改築されています。本館部分は、明治30年頃に正面車寄を改変した以外は、昭和38年3月まで大きな改変がないうまま使い続けられました。

ウ 施設の性格

現存する擬洋風校舎は、明治6年（1873）に開校した開智学校の新校舎として、同9年に創建されました。竣工から90年近く小学校校舎として使用された後、昭和38年（1963）から翌年にかけて、創建の地

から現在地へと移築され、昭和40年から教育博物館として公開されています。

その間、昭和24年に重要美術品に認定され、同36年には重要文化財に指定されています。その後、令和元年(2019)には国宝に指定されました。**重要文化財**指定、国宝指定ともに、近代学校建築としては初めての指定となりました。

当初は校舎正面が東を向いて建ち、その背面北端から西側に二階建ての校舎を川沿いにのぼし、全体をL字形平面として南西側に運動場を確保していました。昭和3年(1928)に背面側の校舎が改築され、さらに同34年の台風7号による女鳥羽川氾濫を契機とする護岸工事により校地の継続使用が困難となったことから、同38年から、正面の本館部分を現在地に移築して教育資料等の展示施設として活用することとなりました。移築の際に校舎の向きが東向きから南向きに改められました。

昭和40年2月5日付けで建築関係資料(文書27冊、上棟式之図1枚)が附指定を受けました。国宝指定に当り、附資料の追加指定が行われ、現在は文書56点、図面7枚の計63点の建築関係資料が附指定を受けています。

(2) 文化財の価値

国宝旧開智学校校舎の文化財としての価値は、『月刊文化財』令和元年8月号に次のように説明されています。

今回の指定のうち、旧開智学校校舎は明治九年(一八六七)に建設された。漆喰塗の外壁を持つ二階建ての屋根上に八角形の塔を載せる姿は洋風を基調としつつ和風の伝統意匠を織り交ぜて、擬洋風建築の特質を濃厚に表す。内部には級別の教室や広い講堂を備え、学校建築として先駆的な計画性を示している。近代化を推進した開化期の洋風建築受容を示し、近代教育の黎明を象徴する最初期の擬洋風学校建築として初めての国宝指定となる。

開智学校は、学制施行翌年の明治六年(一八七三)に、教育政策を重んじた筑摩県(現在の長野県中信地方、南信地方、岐阜県飛騨地方と中津川市の一部にあたる)において中核となる小学校として設立され、はじめは松本城の南方、女鳥羽川^{めとぼがわ}左岸の廃寺となっていた全久院^{ぜんきゅういん}の建物を校舎とした。明治九年、松本藩出入り大工を出自とする棟梁の立石清重^{たていしせいじゅう}(一八二九～九四)が東京などで開成学校(明治六年、現存せず)をはじめとする洋風建築を調

査したうえで、それらを模範に建築したもので、地方における擬洋風学校建築の最初期の遺構である。複数の設計案による検討を経たこと、建築費用の多くを地元が負担し、他に寄付金や寺院古材の売却金をあて、また古材の再利用も積極的に行われたことが、建築時の資料により明らかである。当初は現存校舎が東面して建ち、その背面北端から西側に二階建ての校舎を川沿いにのぼし、全体を逆L字形平面として南西側に運動場を確保していた。その後、背面側の校舎が昭和三年に改築され、さらに同三十四年の女鳥羽川氾濫により校地の継続使用が困難となったことから、同三十九年、正面の校舎を松本城北方の現在地に移築して公開することとし、移築の際に南向きに改めた。校舎は昭和三十六年三月二十三日付けで重要文化財に指定され、昭和四十年二月五日付けで建築関係資料（文書二七冊、上棟式之図一枚）が附指定となっている。

校舎は木造二階建、寄棟造、棧瓦葺で、正面中央やや東に二層の車寄を張出し、上方に塔屋を戴く。外壁は漆喰塗とし、鼠漆喰により隅石積と腰の布石積を疑似的に表し、階境に銅蛇腹、二階軒に軒蛇腹を廻らす。各壁面には内部の間仕切位置とは無関係に縦長窓を等間隔に配し、正面の窓では唐戸状のパネルシャッターを外開きに、ガラス窓を内開きにたてる。唐戸状のパネルシャッターは、現存遺構では旧睦沢学校校舎（山梨県、明治八年、重要文化財）のみにみられる特異な形式である。

車寄の一階は、胡麻殻決りの円柱に円盤状の柱頭飾を載せ、正面内法貫上に龍彫刻、両側面に臺股風の雲紋彫刻を飾る。正面入口に唐戸を開き、欄間等にガラスを嵌め、隅切の扉枠に雷紋と桜花の連続模様を描く。二階は露台正面に瑞雲の彫刻を飾り、唐破風造の屋根を突出し、当時の新聞の題字枠を引用した天使付きの額を掲げる。唐破風の菖蒲桁は成の高い透彫彫刻とし、鼻先の支柱に煉瓦積風目地を施す。北奥に唐戸を開き、半円形の欄間に色ガラスを入れる。扉枠に金属細工風の装飾を描くが、この意匠検討用とみられる彩色図が伝存し、立石が洋風建築調査で実見した装飾に着想し、壁面意匠に転化したものと考えられる。また彫刻については、前掲の龍彫刻は寺院からの転用とみられ、その他の建物内外の彫刻は立川流大工の原田倅三が手がけており、古材の再利用だけでなく新たに彫刻を補加して和風装飾を継承する点に、当時の過渡的状況が窺える。

塔屋は第一国立銀行（東京、明治五年、現存せず）と同様の八角形平面で

壁を漆喰塗として各隅に柱形を表す。本体同様に窓上と軒に蛇腹を廻らし、腰に石積風目地を切る。また窓枠を石造風に象り、アーチ形欄間に色ガラスを飾るなど洋風を基調とするが、周囲に張出す縁の高欄は唐草彫刻を飾り、和風である。

このように校舎外観は、当時の都市部や居留地で盛んに建てられていた洋風建築に学び、また建築以外の要素も引用して我が国の伝統意匠と融合させている。車寄を二階建とする点も洋風建築を模範としたと考えられるが、唐破風の採用など斬新で類似^{まれ}希な形態を持つ。自由な発想のもと全く新しい造形表現に昇華させており、明治初期に隆盛した擬洋風建築の特質を濃厚に備えている。

内部の一階は東西に中廊下を通し、玄関から背面に通す廊下と直交させ、交点の南東側に教員控所、北東に小使所、周り階段など、西半に教場四室などを配する。二階も中廊下型で南東側を広い講堂とする。講堂と中廊下の境は壁を設けず^{ちまきつきえんちゆう}粽付円柱と洋風手摺で隔てるのみとし、多人数の利用に対応する。西側は教場四室を配し、このうち北東室は明治十三年の天皇行幸時に上段の間が設けられている。教場の規格や動線計画が未整備な当時において、教場と管理部門の区分の明確化、中廊下による動線確保、十分な天井高など、計画面の先駆性を備えている。

天井は、講堂、教場とも紙貼天井で、同時期の校舎が在来の竿縁天井や根太天井とするのに比して先駆的である。一階廊下の交点では花と唐草彫刻の中心飾りを付し、二階では講堂の天井に灯具を二か所設け、吊元周囲を正方形に切り上げ、四面を鳳凰などの彫刻で飾る。塔屋の天井は格天井張で、二重円状に格縁を設け、草花彫刻の中心飾りを飾る。建具は、教場入口は板戸片開を基本とし、講堂廻りなどの要所に洋風の板戸または寺院古材の棧唐戸を開く。小屋はクイーンポストを模した形式で、小屋構造についてもいち早く洋風技術の導入を試みている。

旧開智学校校舎は、明治初期に建てられた学校建築で、地元大工の立石清重が最新の洋風建築から得た情報をもとに伝統技術を駆使して建築にあたった。唐破風や棧唐戸、龍彫刻など伝統的な和風建築の要素と、石造風外壁、棟上の塔屋、洋小屋など洋風建築の要素を用いて、独創性豊かで極めて優れた意匠の校舎に再構成している。同時に、中廊下による動線の確保や級別授業に対応した教場配置、十分な室内天井高設定などが図られており、全国で

盛行した擬洋風建築の中でも、特に高い完成度と計画の先駆性を有している。また図面や見積書など豊富な資料により設計や洋風意匠摂取の様相、学校建築としての成立過程が詳細に判明する。近世社会からの変革と近代化を推進した開化期の洋風建築の受容を示し、近代教育の黎明を象徴する擬洋風学校建築の最初期の遺構として、深い文化的意義を有している。

(『月刊文化財』令和元年8月号より引用)

また、明治30年代から、教員を始めとした学校関係者に校舎保存の意識が高まっており、保存のための寄付金を払う卒業生もいたと記録されています。古い校舎は訓育に有効と認識されるようになり、車寄せ等の一部を除きほとんど改築されることなく大切に使用され続けたことも校舎の価値を高めています。

4 重要文化財（建造物）の保護の経緯

(1) 竣工から移築復原工事前までの主な改造について

国宝旧開智学校校舎は、明治9年（1876）の竣工から、度々改造されてきました。こうした改造は、児童数の増加や学校校舎としての機能改善のために行われましたが、移築復原工事の際にほとんどの部分を竣工時に復原しています。今後の参考のため、表1に移築復原工事までの改造の内容についてまとめます。



写真1 竣工当初の旧開智学校校舎
(明治9年)



写真2 移築復原工事直前の校舎
(昭和38年)

表1 移築復原工事前の主な修理工事履歴

※欄がオレンジ色となっている工事は文化財指定部分に関する工事

年		内 容
明治10年	1877	塔屋内天井を紙貼天井から板天井に変更
明治13年	1880	明治天皇御巡幸のため修理・改築(御座所の整備等)
明治17年	1884	水害により破損した校地正門を修理(形状変更か)
明治20年前後		本館大棟端の銅板包飾りを鬼飾りに変更
明治20年	1887	西体操室増築(明治23年8月に床板を張る)
明治27年	1894	東生徒控所(東体操室)増築
明治29年	1896	水害復旧工事、校舎内部の間取りを変更(8月)
明治30年頃		唐破風を千鳥破風に改築、車寄の彫刻を撤去
明治32年	1899	男子部教室の窓増加(8月)
明治37年	1904	学校南東の全久院墓地を買取り、校地として整備する。
明治38年	1905	植物園・農業実験場・テニスコート造成(5月)
明治39年	1906	東体操室移築、記念館建設(4～9月)
明治43年	1919	校内壁に腰板を取付け※1、講堂の竹網代取替(7～8月)
大正3年	1914	門番小屋・白門・窯場等移転(7～8月)、倉庫改築・校舎北壁大修理(11月)
昭和3～4年	1928～29	教室棟・講堂改築、東体操室と旧記念館を移築し、南教室棟を増築
昭和4年	1929	職員室に電灯架設工事
昭和9年	1934	本館前にコンクリート造の奉安殿落成(4月)
昭和27年	1952	給食室増築(9月)
昭和28年	1953	本館玄関の解体修理工事(6月)、南校舎階下3教室に蛍光灯を設置(8月)
昭和38年～39年	1963～64	移築復原工事(竣工当初に復原)

(2) 保存事業履歴

移築復原工事以降の修理履歴は表2のとおりです。

移築復原工事以降、国宝旧開智学校校舎はおおよそ10年から15年の周期で保存修理工事を行っています。保存修理工事は主に漆喰壁とペンキ塗装の塗り直しが主な内容となっています。

漆喰壁はほぼ毎年、小規模な剥落が発生しているほか、経年で亀裂が拡大していき保存修理工事が必要となる場合が多くあります。屋根の瓦は積もった雪が落下する際にずれて、雨漏りや漆喰壁の剥落を引き起こすことがあるため、瓦の固定強化や雨水の浸潤を防ぐような対策を検討する必要があります。ペンキ塗装は強い陽光にさらされる南側部分は3年から5年程度、それ以外の部分は10年程度の周期で剥落が著しくなり、定期的な修理が必要となります。

また、平成28年から29年度にかけて実施した耐震基礎診断の結果、大地震動時に倒壊の危険性ありと判定され、耐震対策工事が必要となったため、令和2年度から耐震対策事業を実施しています。

表2 移築復原工事後の主な修理工事履歴

※欄が青色となっている工事は指定部分に係わる国庫補助事業
 ※欄が緑色となっている工事は指定部分以外に係わる国庫補助事業
 ※欄がオレンジ色となっている工事は文化財指定部分に関する工事

実施年	竣工月	内 容
昭和38年～39年	1963～64	現在地への移築復原工事。建築当初の姿に復原(現状変更)。
昭和39年	1964	防火水槽新設工事
		消火設備配水本管工事
		避雷針設置工事
		自動火災警報施設工事
		消火栓及びポンプ室工事
		消火栓加圧ポンプ表示及び起動停止装置一式
		漏電警報器設置工事
		防犯灯設置工事
		昇降口便所自動火災警報設備工事
	9月	旧管理棟新築工事
昭和40年	1965	1月 正門・西門・通用門の石柱建方工事
		2月 明治天皇行幸所の記念碑再建
		8月 廊下カーペット敷詰工事(1階中央廊下・車寄正面玄関前、2階中央廊下)
昭和41年	1966	6月 外柵延長工事(昭和39年度工事分から93m延長)
昭和42年	1967	6月 造園工事(岩石、コノテヒバ、玉ヒバなど)
昭和45年	1972	12月 玄関部・塔屋・鎧戸等ペンキ塗装(在来ペンキを掻き落とし、油性ペンキで3回塗装)
昭和47年	1972	正面及び両側面の漆喰壁の塗替えなど部分修理工事。
昭和52年	1977	ペンキの全面塗替えの部分修理工事。
昭和54年	1979	10月 蛍光灯増設工事(校舎内が暗いため1階中央廊下に3基蛍光灯増設)
昭和55年	1980	3月 庭園造成工事(現状の植栽樹周囲のコンクリートブロックや芝生整備)
		6月 紙天井貼替工事(1階東側廊下ほぼ全面)
		7月 火報設備修理工事(1階紙天井貼替に伴う火報設備取替工事)
		11月 風見柱補修工事(支え鎖4カ所取替と柱塗装)
昭和57年～58年	1982～83	屋根・壁・塗装など部分修理工事。
昭和58年	1983	12月 校舎昇降口棟前アプローチ敷石工事
昭和59年	1984	12月 背面屋根雪止め金具改修工事及び瓦屋根葺き替え(前年度大雪被害のため)
昭和60年	1985	8月 管理棟屋根・消火栓塗装
昭和63年	1988	3月 塔屋塗装及び瓦補修工事(漆喰、油性ペイント塗装など)
昭和63年	1988	3月 校舎南面窓枠・鎧戸、正面車寄、北・東・西面窓枠塗装工事
		6月 観覧者通路排水工事
平成元年	1989	1月 車止鎖他修繕(事務所屋外支柱など)
		3月 庭園内防犯灯建替え工事(現状の水銀灯に建替え)
		5月 案内板製作工事(昇降口棟入り口前)
平成2年	1990	10月 屋外消火栓配線替工事(屋外消火栓ポンプ起動用信号ケーブル断線による)
平成3年～4年	1991～92	屋根葺き替え、外壁塗替えの部分修理
平成4年～5年		3月 管理事務所改築主体工事(現在の事務所新築)
平成5年	1993	3月 非常放送設備工事(防災ロッカーアンプ、スピーカー等現状設備設置)
		6月 管理事務所新築に伴う電気系統配線設備工事
		7月 校舎内カーペット敷替工事
平成7年	1995	3月 庭園内入口外案内掲示板設置工事(現在の外看板)
		3月 昇降口棟玄関シャッター取替工事
		9月 紙天井補修工事(第一展示室、1階廊下一部の緊急補修)
平成8年	1996	3月 校舎屋根瓦補修工事(校舎西面の瓦が劣化のため割れて落下)
		8月 公園内藤棚補修等(現状の木組藤棚と木製テーブル・イスを設置)
平成9年	1996	3月 昇降口棟・校舎通路改修工事(壁無から現状の漆喰壁通路に改修)
平成10年	1997	9月 車寄2階ベランダ修理工事(手すり下部の腐食による)
		9月 雪害による屋根瓦・樋雪止め・東面軒裏壁補修(平成10年1月に約1mの積雪)

平成12年	1999		正面車寄・露台の腐朽箇所部分修理(木材取替、ペイントなど応急修理)
平成13年	2000	3月	校舎屋根雨漏り修理(瓦・雨樋・紙天井補修など) ※平成13年1月26, 27日の大雪被害による
平成14年	2002	3月	昇降口棟玄関ガラス戸取付(シャッター外側に現状のガラス戸取付)
平成15年	2003	4月	校舎ガラス修理(1階、2階1枚ずつ)
平成16年	2004	3月	塔屋内煙感知器取付工事
平成16年～17年	2004～05		塗装及び土壁紙張り等部分修理
		6月～8月	修理工事設計・監理業務委託
		8月～3月	校舎保存整備事業に伴う電気設備等撤去工事(照明器具、コンセント、自火報設備など)
		4月～8月	校舎保存整備事業に伴う電気設備等設置工事(照明器具、コンセント、自火報設備など)
平成17年	2005	1月	校舎入口スロープ修理
平成19年	2007	6月	校舎・管理事務所雨樋補修工事
		6月	庭園内おやすみ処テーブル補修工事
平成20年	2008		塔屋・正面露台の腐朽箇所修理工事
		3月	昇降口棟西側出入り口建具改修工事(引戸交換)
		9月	松本城公園内旧開智・旧司祭館案内看板修理
平成21年	2009	2月	校舎内男子トイレ小便器取替工事(現行のトイレに変更)
		3月	庭園内通路敷石工事(砂利部分を敷石に変え、車椅子の観覧者に対応するため)
		6月	庭園内案内看板修理(現在の看板に貼替)
		6月	非常放送スピーカー修理
		11月	非常放送設備修繕(非常放送パネル交換等)
平成22年	2010	3月	昇降口棟玄関シャッター修繕
		5月	庭園内石歩道修繕
平成23年	2011		松本地震による亀裂等。漆喰塗直し等の部分修理工事
		6月	庭園内園路透水性舗装工事(雨天時の水溜り解消のため)
		10月	校舎トイレ改修主体工事(現行のトイレに改修、建物・壁天井塗装・木製扉など)
平成24年	2012	3月	庭園内藤棚補修工事(藤棚の腐食のため)
		7月	風見柱折損による復旧工事(応急的な復旧措置)
平成25年	2013	9月	管理事務所裏雨水排水ポンプ取替工事(台風の際にあふれて浸水したため)
平成26年	2014	3月	校舎南側雨樋修繕(き損部をハンダ付、コーキング)
		7月	侵入者被害による正面大扉復旧工事。
平成27年	2015	3月	校舎北面屋根瓦と落下した蛇腹漆喰の復旧工事
		3月	非常用放送設備修繕(庭スピーカー)
平成28年	2016	1月	雨水枡高圧洗浄(浸透枡のオーバーフローによる事務所地下浸水)
		3月	旧開智ガラス修繕(1階第4展示室、1階西側倉庫)
		3月	校舎北側屋根瓦・軒先修繕(蛇腹漆喰)
平成28～29年	2016～17	9月～3月	校舎耐震診断(国宝重要文化財等保存整備事業)
		9月～3月	校舎塗装工事(美しい日本探訪のための文化財建造物活用事業)
平成29年	2017	3月	自動火災報知設備受信機修繕
		3月	校舎西側軒先他修繕(漆喰壁)
平成29～30年	2017～18	4月～3月	校舎耐震診断(国宝重要文化財等保存整備事業)
平成30年	2018	3月	校舎塔屋壁・雨漏り修繕(漆喰壁)
令和元年	2019	10月	塔屋漆喰壁剥落による養生工事
令和2年	2020	6月	庭園内休憩用四阿新築工事
		9月～3月	耐震対策工事実施設計
令和3年	2021	6月～	耐震対策工事(国宝重要文化財等保存整備事業)
令和4年	2022		防災設備工事実施設計(予定)
			防災設備工事(予定)

(3) 活用履歴

明治9年（1876）4月の竣工から昭和38年3月まで、開智学校（現松本市立開智小学校）の校舎として使用されてきました。明治17年にはニューオリンズ万国工業博覧会、同25年にはシカゴ万国博覧会に、日本の教育の程度を示すために校舎の写真が出品されており、当時から学校校舎として高い評価を得ていました。明治後半からは図書館や博物館施設等を併設し、広く一般市民にも利用されてきました。

昭和24年（1949）、校舎は重要美術品に認定されましたが、この頃になると校舎の老朽化と周辺の都市化により新校舎建設の声が高まってきました。昭和28年からPTAを中心に、現地での校舎改築にむけた運動が始まり、後に旧校舎の重要文化財指定に向けた運動も始まりました。しかし、昭和34年の台風被害により、既に都市計画上で決定されていた校舎脇を流れる女鳥羽川の拡幅工事が具体化することとなり、新校舎の現地改築が困難となり移転改築へと方針が改められることとなりました。昭和36年には、運動が実り近代学校建築としては日本で初めて重要文化財に指定されました。指定後すぐに移築に向けて運動・準備を開始し、校舎本館の移築が決定されました。

昭和38年から39年にかけて、重要文化財に指定されていた本館部分の現在地への移築と、明治9年竣工当時の姿（一部、その後の改変のままの部分あり）への復原工事が行われることも決まりました。復原に当たっては、立石清重の建築資料等を基に当初の姿の研究が行われました。

現在地への移築を行う際、開智学校が所蔵していた明治初年以來の貴重な教育資料を展示する陳列館として校舎を保存するという方針が定められました。昭和39年8月に移築復原工事が竣工した後、校内への教育資料陳列の準備を進め、同年11月3日の特別公開を経て、昭和40年4月1日に教育博物館として開館しました。昭和39年12月28日制定の「重要文化財旧開智学校校舎条例」により、松本市教育委員会の所管となり、松本市立博物館の分館（当時は附属施設）となりました。また、昭和53年3月28日には「重要文化財旧開智学校校舎条例施行規則」が制定されています。その後、平成24年3月に松本市内の市営博物館に関する条例を一本化した「松本市立博物館条例」制定（第7章一2を参照）に伴い、「重要文化財旧開智学校校舎条例」は廃止となりました。

教育博物館として開館した当初から、年に数回の企画展・特別展を開催し、資料収集・整理や各種講座の開催等の活動を継続して行っています。資料収集・整理の成果は、展示図録や『重要文化財旧開智学校校舎所蔵資料目録』、『史料開智学校』等を刊行し、一般に公開しています。

開館当初は年間1万人台であった来館者は、昭和50年に年間10万人を突破し、昭和63年から数年間は年間20万人を超えました。近年は毎年10万人前後の来館者を迎えていましたが、国宝指定直後は来館者が急激に増加しました。しかし、令和2年（2020）当初からの新型コロナウイルスの感染拡大により来館者数は激減しました。



写真3 ニューオリンズ万国工業
博覧会出品写真(明治17年)



写真4 シカゴ万国博覧会出品写真
(明治25年)



写真5 移築復原工事(昭和38~39年)



写真6 移築復原工事竣工時の校舎
(昭和39年頃)

5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

国宝旧開智学校校舎は、平成16年度から17年度にかけて大規模な保存修理工事が実施され、平成28年度から29年度にかけて外壁木部の塗装工事を行いました。特に、背面北東側の鼠漆喰が雨水の浸潤等により広範囲において剥離が進んでいます。また、塔屋北面外壁の一部が剥落しています。

塗装も強い陽光にさらされる南側や塔屋といった部分の劣化が早く数年ごとの塗り直しが必要となりますが、これまで突発的な応急処置対応に終始してきました。また、屋根瓦も銅線で固定されているだけで、屋根上で凍結した積雪が落下する際に、瓦がずれる事態が数年に一度発生しています。瓦

がずれると屋根から外壁内部へと雨水が浸潤するため、漆喰壁の落下を引き起こす場合があります。このように、校舎外部には様々なき損が発生しています。校舎内部のき損は少ないですが、漆喰壁の亀裂が増えており補修が必要となっています。

また、平成28年度から29年度にかけて実施した耐震基礎診断において、大地震動時に倒壊の危険性ありと判定されました。そのため、令和2年度から実施設計を行い、令和3年度から耐震対策工事を実施しています。工事による休館に伴い、背面北東側や塔屋外壁の修理や防災設備の更新、敷地内**通路**のユニバーサルデザイン化等を実施します。

(2) 活用の現状と課題

ア 活用・公開の現状

現在、国宝旧開智学校校舎は博物館施設として、開館日を定めて一般公開しています。鉄柵で囲まれた敷地内すべてを有料区域とし、敷地内及び校舎内1階と2階を公開していますが、塔屋等の一部区域は公開を制限しています。

イ 活用に関する課題

国宝旧開智学校校舎は、昭和40年(1965)に重要文化財建造物の公開と教育資料を展示公開する博物館として開館して以来、大勢の市民や観光客に利用されています。現在は毎年、約10万人の来館者を迎えています。校舎内床板の摩耗や和釘のゆるみ等が出てきています。今後、国宝建造物、教育博物館、観光資源、学都松本のシンボルとして、様々な活用の方向性を探っていきますが、文化財の保護と利用者の安全を守るためのルール、防災・避難誘導等の対策を講じる必要があります。

6 計画の概要

(1) 計画区域

保存活用計画の計画区域は、図1のとおりとします。本計画の対象区域は、国宝に指定されている校舎を中心に、樹木等の環境整備や防災設備整備が計画されている敷地内庭園を含みます。

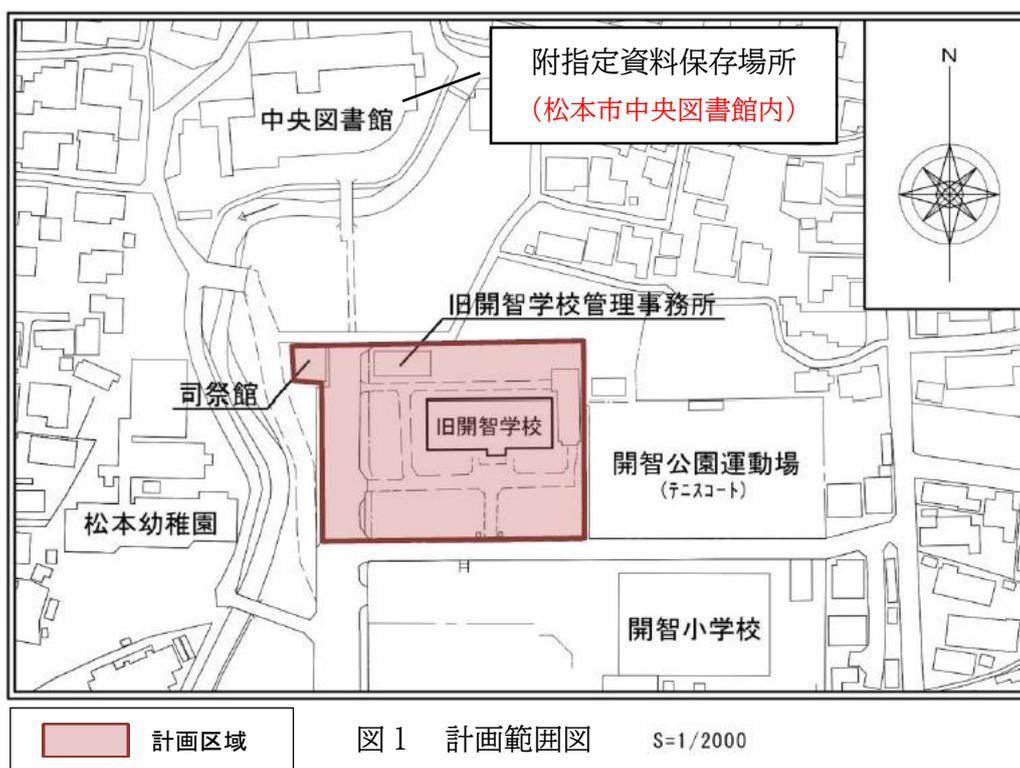
隣接する長野県宝松本市旧司祭館については、別途、保存活用に関する計画を定めることを検討しますが、当面の間は国宝旧開智学校校舎の扱いに準じて保存活用を図ります。また、国宝旧開智学校校舎の敷地と旧司祭館の間のスペースには、文化財建造物を紹介する看板や駐車場、今後整備を検討する駐輪場の設置候補地となるため、併せて計画区域に含むこととします。

(2) 計画の目的

国宝旧開智学校校舎の文化財的価値を保存し、後世に伝えていくとともに、今後の一層の活用に向けて、重要文化財(建造物)の保護に係る事項を、保存管理、環境保全、防災、活用、保護に係る諸手続きに区分し、それぞれの現状と課題、今後の方針と対策を明らかにして、策定から10年間を目途とした計画にまとめることを目的とします。

(3) 基本方針

国宝旧開智学校校舎の文化財的価値を整理した上で、耐震対策工事を踏まえた保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画について検討します。更新や機能向上について検討する必要がある防災・活用関係の設備の整備については、耐震対策工事と並行して具体的な内容を決定していきます。



(4) 計画の概要

保存活用計画の構成は、以下のとおりとなっています。

ア 「計画の概要」(第1章)

校舎の概要のほか、保護の現状と課題、本計画の概要をまとめています。

イ 「保存管理計画」(第2章)

校舎の価値を確認した上で、改修の経緯から保存の課題と留意点を明らかにし、今後の保護の方針及び部分や部位の取扱いの方針を定めています。また、日常的に行うべき管理行為や軽微な修繕の内容を明らかにするとともに、中長期的な対応方針をまとめています。

ウ 「環境保全計画」(第3章)

校舎を良好な状態で維持するために必要となる周辺環境の保全を図るため、環境保全区域を設定し、区域の保全方針や区域内の建造物の保護の方針を定めています。

エ 「防災計画」(第4章)

備えるべき災害の種別として火災、地震、その他の災害とし、それぞれについて保存と活用の両面から課題を整理し、防災の方針と対策をまとめています。

オ 「活用計画」(第5章)

校舎の公開のほか附資料の活用等、これまでの活用内容を整理し、更なる多様な活用を図りつつより多くの人々が安全に校舎を活用できるよう、方針と対策を定めています。

カ 「保護に係る諸手続き」(第6章)

前述の計画に盛り込まれた具体的な行為を行う上で、文化財保護法その他関係法令の規定に従い、とるべき手続きを明確にしています。

キ 添付資料(第7章)

参考となる資料を掲載しています。

国宝旧開智学校校舎に関する基本的な図面は図2～図6のとおりです。

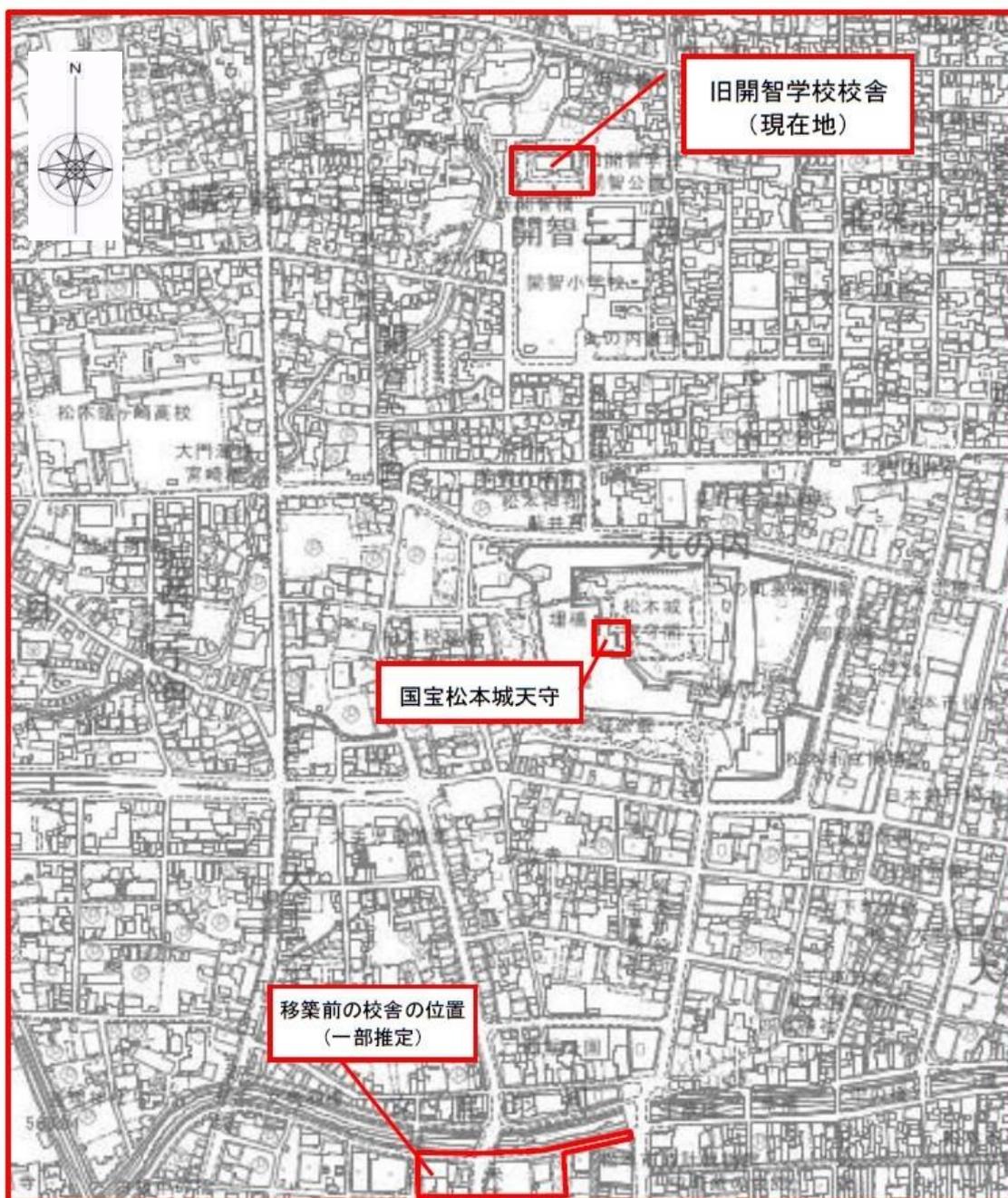


図2 校舎位置図

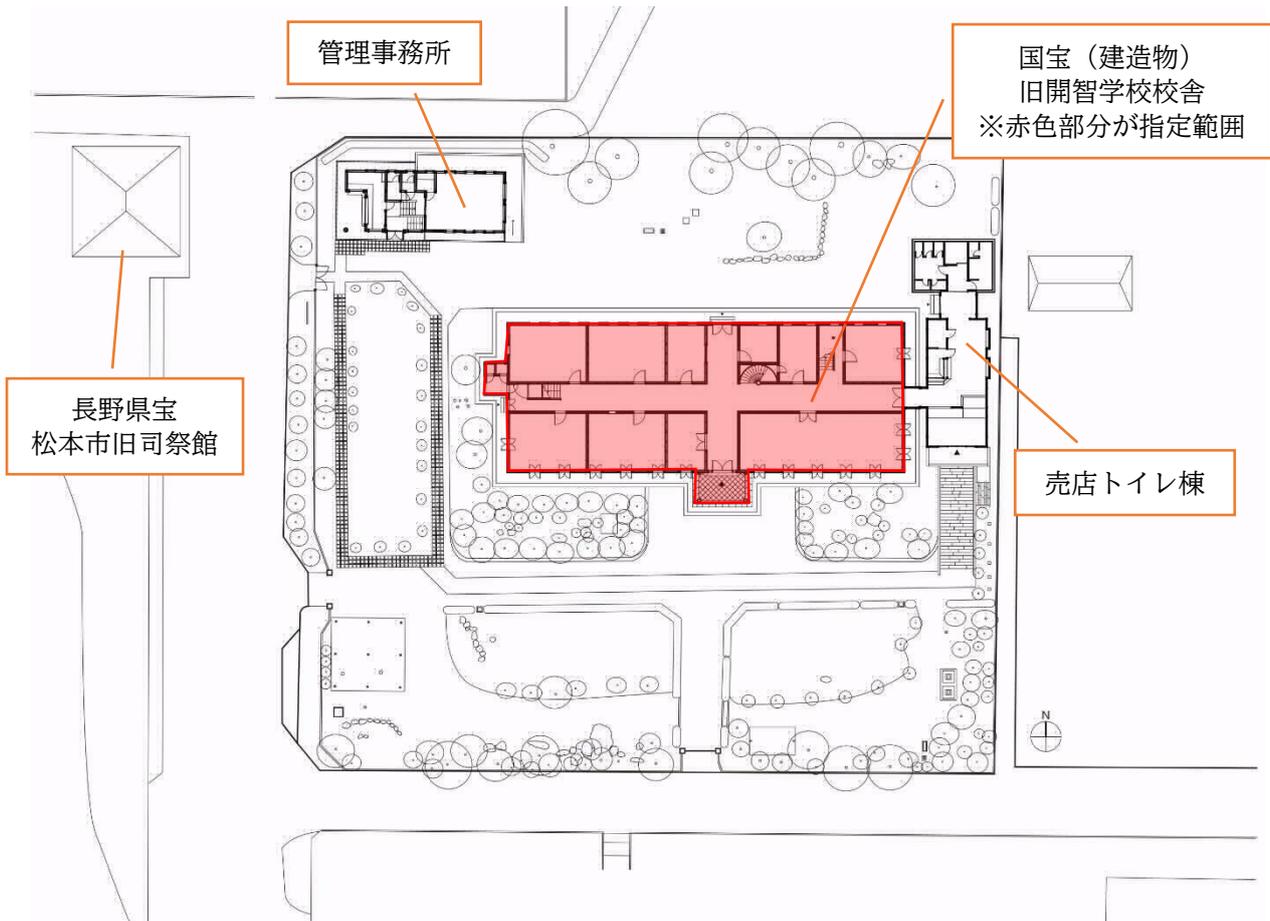


図3 敷地図

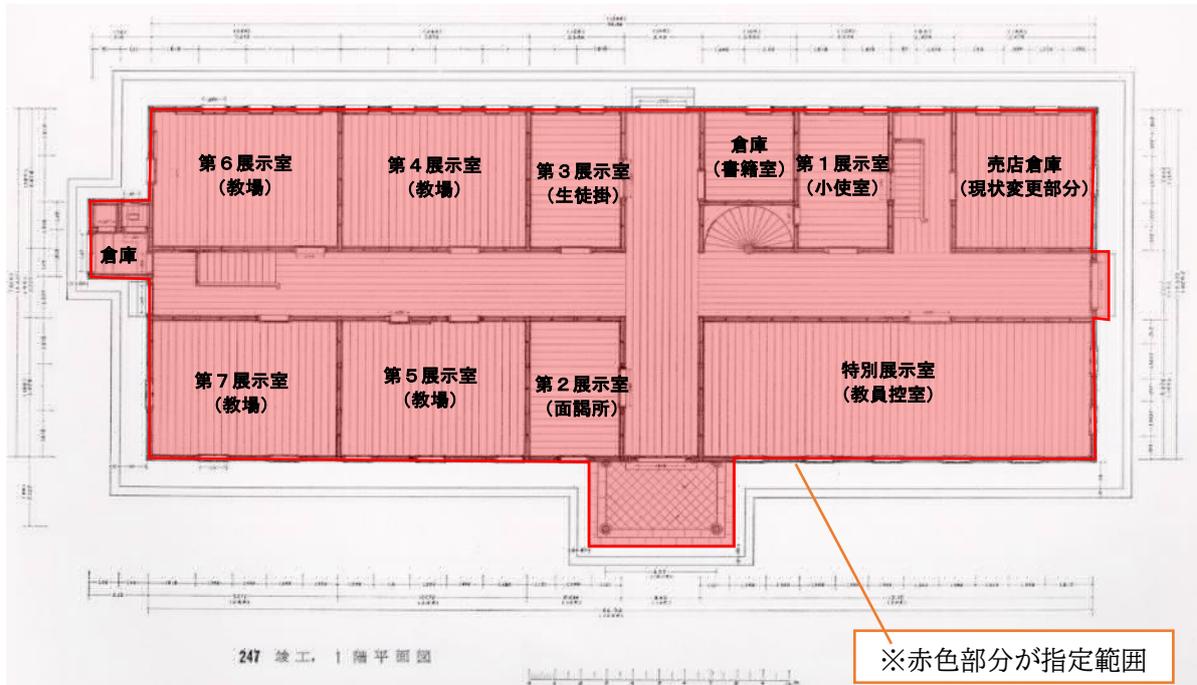


図4 校舎1階平面図

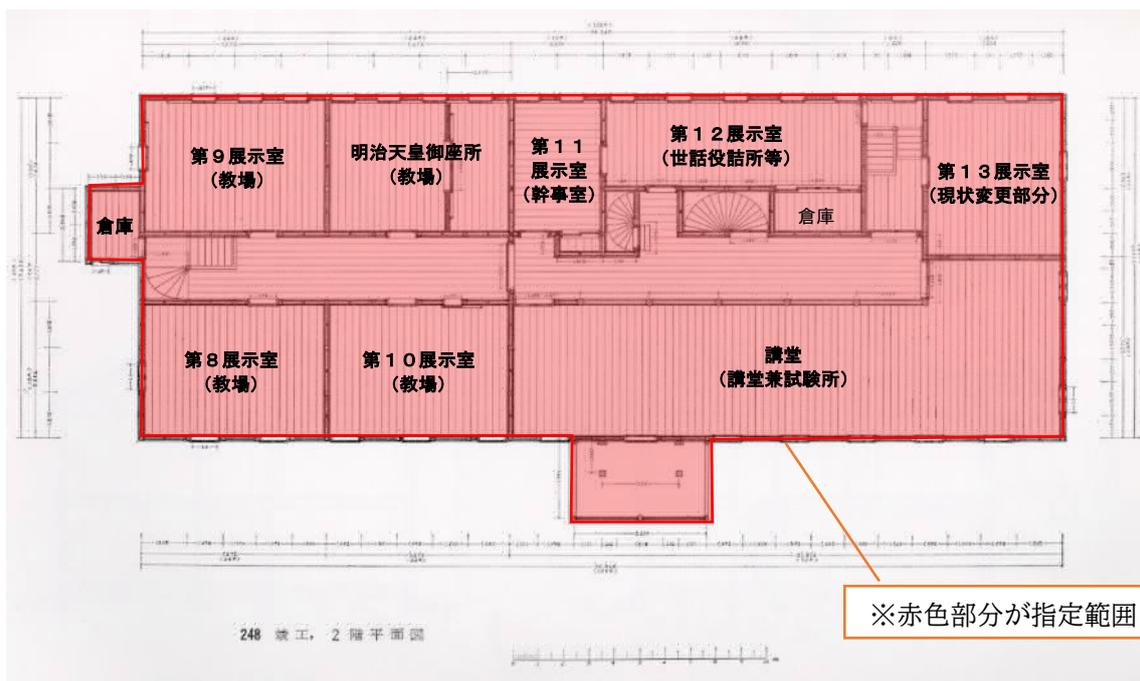


図5 校舎2階平面図

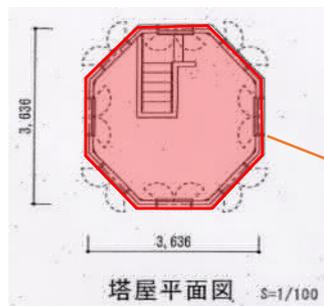


図6 塔屋平面図

第2章 保存管理計画

1 保存管理の現状

(1) 保存状況

構造躯体としては健全ですが、壁の一部に剥落が認められ、部分的な修理が必要な状態です。また、耐震性能の不足から耐震対策が喫緊の課題となっており、令和2年度から耐震対策工事に取り組んでいます。

表3 各部の保存状況

基礎	床下の基礎は目視できませんが、布石基礎に著しい破損はありません。
軸部	漆喰大壁造のため軸部の木材を目視できる部分は少ないですが、小屋裏から見える範囲においては極端な異常は確認できません。現在、実施中の耐震対策工事に併せて軸部の点検を行います。
壁	外壁・内壁とも漆喰壁となっています。平成16年度から17年度に実施した保存修理工事の際に大部分の壁を塗り直しましたが、窓周りを中心に各所に亀裂が入っています。特に、校舎背面北東部の鼠漆喰の剥離が進行しており危険な状態です。耐震対策工事に合わせて修理を実施します。
軒回り	軒周りの漆喰壁は亀裂と雨水の浸潤による落下が1年に1回程度発生しており、管理には注意を要する場所です。現状でも軒蛇腹に亀裂が入っている箇所があり注意深く確認を継続する必要があります。
屋根	校舎は棧瓦葺で大棟部分は箱棟となっています。塔屋の屋根は銅板葺となっています。瓦の固定は銅線のみとなっており、積雪時等に瓦のずれが度々発生します。今後も詳細な点検が必要です。
塔屋	内部天井板に亀裂が入っています。平成29年度に雨漏りが発生し、対策を施しましたが、今後も定期的な確認を行う必要があります。風見柱は平成24年に落下した際に取り替えたものですが、亀裂が発生している箇所があり注意を要します。
造作	内部の床板は一部に割れや摩耗、ゆるみが見られます。校舎正面の鎧戸は、平成28年の塗装工事の際に破損部の修理も行われましたが、塗装の劣化とともにき損が発生しやすいので注意が必要な部分です。
塗装金具	外部のペンキ塗装は平成28年から29年に塗り直しており、現在は健全な状態といえますが、車寄や塔屋等に一部剥離が発生し始めており注意を要します。各部の金具については鎧戸を開けた際に固定する留め具が紛失していたり、外れかかっていたりするものがあり全体的に耐震対策工事の際に合わせて点検・修理が必要です。

(2) 管理の現状

松本市教育委員会博物館の分館である（組織）国宝旧開智学校校舎が日常管理・点検等を実施しています。校舎の公開については、松本市立博物館条例に基づき実施しています。閉館時の警備や日常の清掃、庭園の管理等は（組織）国宝旧開智学校校舎が民間業者に委託しています。また、消防設備及び自動火災報知設備等の保守点検は、職員による日常点検に加え、専門業者に委託しています。

(3) 保存における課題

漆喰壁の亀裂や剥落、塗装の劣化・剥落、屋根瓦のずれによる雨漏り等、校舎には様々なき損が発生します。定期点検や定期的なメンテナンス等、校舎の状況やき損の発生を速やかに把握し、対応する必要があります。

2 保存管理の基本方針

(1) 保護の方針

校舎の特徴や価値に基づき、部分（部屋や外壁各面、屋根等）及び、部分を構成する部位（壁、床、天井、建具、細部装飾等）について、重要度のランクを設け、今後の保護の方針を定めます。

国宝旧開智学校校舎の価値は、文明開化・近代化の時代を表す擬洋風建築の代表作という点と、近代教育黎明期の理想的な教育環境を示す校舎である点の2点に集約されます。こうした価値は、立石清重による極めて独創的な意匠や、校舎としての計画の先駆性や完成度の高さといった点に表れており、今後、校舎の保存管理には校舎の価値を減じないようにすることが重要です。

校舎は、昭和38年から39年（1963～64）にかけて、明治9年竣工時の姿に移築、復原されましたが、次の箇所は竣工時と変更されています。変更された箇所の位置については図7のとおりです。

①東西棟（教室棟）との接合部

東西棟（教室棟）が撤去となったため、元は廊下や教室だった箇所が改変された部分です。現在は、観覧用の階段と1、2階とも**他の部屋（元教室）と同じ形状に改変された姿**となっています。

②塔屋内天井

当初は紙貼天井と考えられていますが、竣工翌年の明治10年に現状の板天井に変更されたとみられます。

③明治天皇御座所（奉安室、玉座室等）

竣工当初は他の部屋と同じ普通の教室でしたが、明治13年の明治天皇

御巡幸の際の休憩所とするため、内壁を立てて引き戸を取り付け、床に段差を設ける造りに変更されました。巡行後はそのまま応接室や御真影奉安室等に使用されました。現在は、変更後の姿に復原しています。

④傘履物置場

現在の売店棟と接続する廊下の両脇には「傘履物置場」が設けられていたことが、竣工当時の平面図から確認できます。しかし、立面図や写真等、復原に足る根拠がないことから、他の廊下と同様に白漆喰壁にしています。

⑤1階第5展示室と2階第10展示室の廊下側の小窓

当初の平面図や明治期の平面図では、廊下側の小窓が確認できず後世の変更と考えられますが、立面図や写真等は残っておらず、変更の経緯も不明となっています。



図7 当初からの改変された部分

今後の保護の方針として、復原された竣工当時の姿を損なわずに維持・向上していくことを保護の基本方針とします。竣工後に変更された箇所のうち、①については移築復原工事の際の東西棟破却に伴い現状変更した箇所となります。当面は現状のまま保存していきますが、今後、活用にあたって整備

する場合も考えられます。②と③については竣工年に近い時代であり、校舎を利用してきた歴史を示す箇所ともなるため、現状のまま保存していきます。④については、立面図や写真といった復原が可能となる資料が発見された場合は変更を検討しますが、当面は現状のまま保存します。⑤については、引き続き変更の経緯の調査を続け、竣工当時の様子を明らかにしてから現状保存か変更かを検討します。

その他、保護や防災、活用といった面から必要な変更については関係各所と慎重に検討した上で実施することとします。

(2) 部分の設定と保護の方針

部分とは、文化財建造物の屋根、外装（各面）、各部屋を単位とする区分を指します。部分の区分は以下の「保存部分」、「保全部分」及び「その他部分」に設定し、保護の方針を定めます。

国宝旧開智学校校舎については、外部・内部とも「保存部分」とします。

ア 「保存部分」

→文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分

イ 「保全部分」

→文化財としての価値を損なうことがないよう維持及び保全することが必要とされる部分。内部において改造により文化財としての現状が損なわれている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用及び補強等のために改変が許される部分

ウ 「その他部分」

→「保全部分」と同様の条件で、活用・安全性の向上のために改変等が許される部分

国宝旧開智学校校舎の部分区域は、図8から図11のとおりとします。基本的には保存部分となりますが、移築前に教室棟（東西棟）と接続していた部分は、今後の活用に伴う改変の可能性を考慮し、その他の部分とします。ただし、上記の④傘履物置場と⑤廊下側の小窓については、当初の姿が明らかになった場合のみ変更を検討します。

また、売店棟と校舎の接続部は校舎の庇の上に屋根をかけて、校舎の壁と漆喰でつなげています。指定校舎部分は保存部分としますが、売店棟との接続部や売店棟はその他の部分とします。

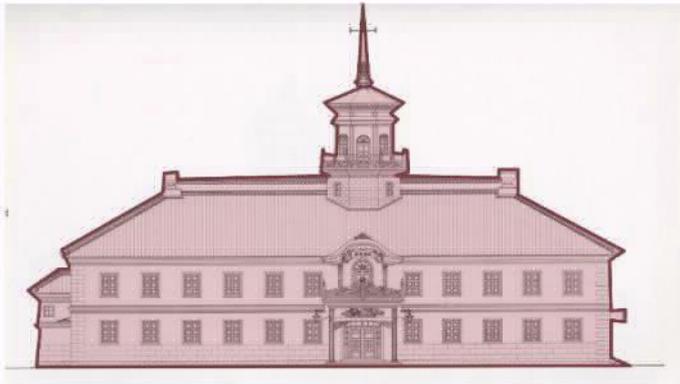


図8 校舎正面範囲図

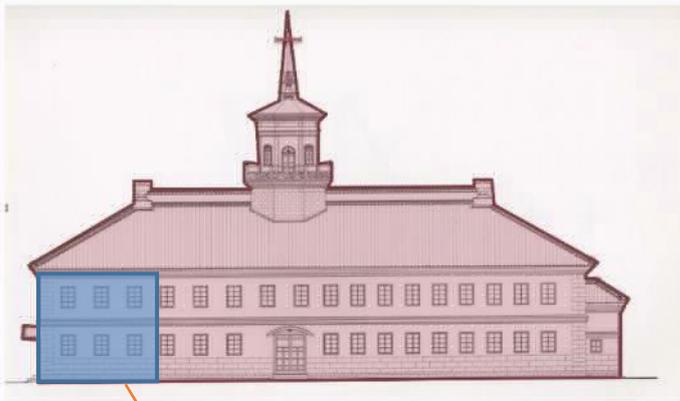


図9 校舎背面範囲図

※ただし、壁内部の柱等の構造材や窓枠は保存部分とする



※ただし、壁内部の柱等の構造材や窓枠は保存部分とする

図10 校舎1階範囲図



※ただし、壁内部の柱等の構造材や窓枠は保存部分とする

図11 校舎2階範囲図

(3) 部位の設定と保護の方針

国宝旧開智学校校舎の部材等（壁面、床面、天井面、窓及び窓枠、設備機器等）を単位として構成される部位について、以下のとおり基準1から5を設定して、それぞれに保護の方針を定めます。

- 基準1 材料自体の保存を行う部位
（例えば、木造軸組、基壇、造作材、創建当初の扉等）
- 基準2 材料の形状、材質、仕上げ、色彩の保存を行う部位
（例えば、屋根瓦材、漆喰塗、床材、ペンキ塗、紙天井、銅版材等）
- 基準3 主たる形状及び色彩の保存を行う部位
（例えば、類例から再現したランプ、雨樋等）
- 基準4 意匠上の配慮を必要とする部位
（例えば、活用のため整備した床材、新設した雪止め、造作材、ペンダント照明、展示ケース等）
- 基準5 所有者等の自由裁量にゆだねられる部位
（例えば、活用に供する可搬式の家具類・調度品、防災設備、蛍光灯やLED照明等の電気設備、照明器具の電球等の消耗品等）

各所の部位区分及び部分の設定については次ページから掲載します。

(4) 部位の取扱い

文化財として価値を有する基準1から3と、意匠上の配慮が必要となる基準4、5に当る部位について、現状変更や保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微なものと認められる時は文化庁の事前の許可を要しないこととします。それらの行為については、第6章-2に詳しく述べます。

旧開智学校校舎 部位設定図

		校舎外観	部分の設定	保存部分
部 位	場 所	現 状	基 準	備 考
外壁		漆喰、鼠漆喰	2	北東部の現状変更部分は4
屋根		瓦	2	
		鬼瓦	1	
	塔屋・車寄	銅板屋根	2	
建具	南面・東西面	鎧戸	2	ペンキ共
	北面・東西面	ガラス引き戸	2	ペンキ共
	塔・車寄	ガラス窓	2	ペンキ共
	塔屋・車寄	色ガラス入欄間	2	ペンキ共
設備	北面	避雷動線	5	
その他	屋根	雪止め	4	
	壁面他	雨樋	3	
	塔屋	避雷針（銅製方位板含む）	2	ペンキ共
	壁面	蛇腹雨よけ（銅板）	2	
	塔屋露台	手すり	2	床面アルミ4



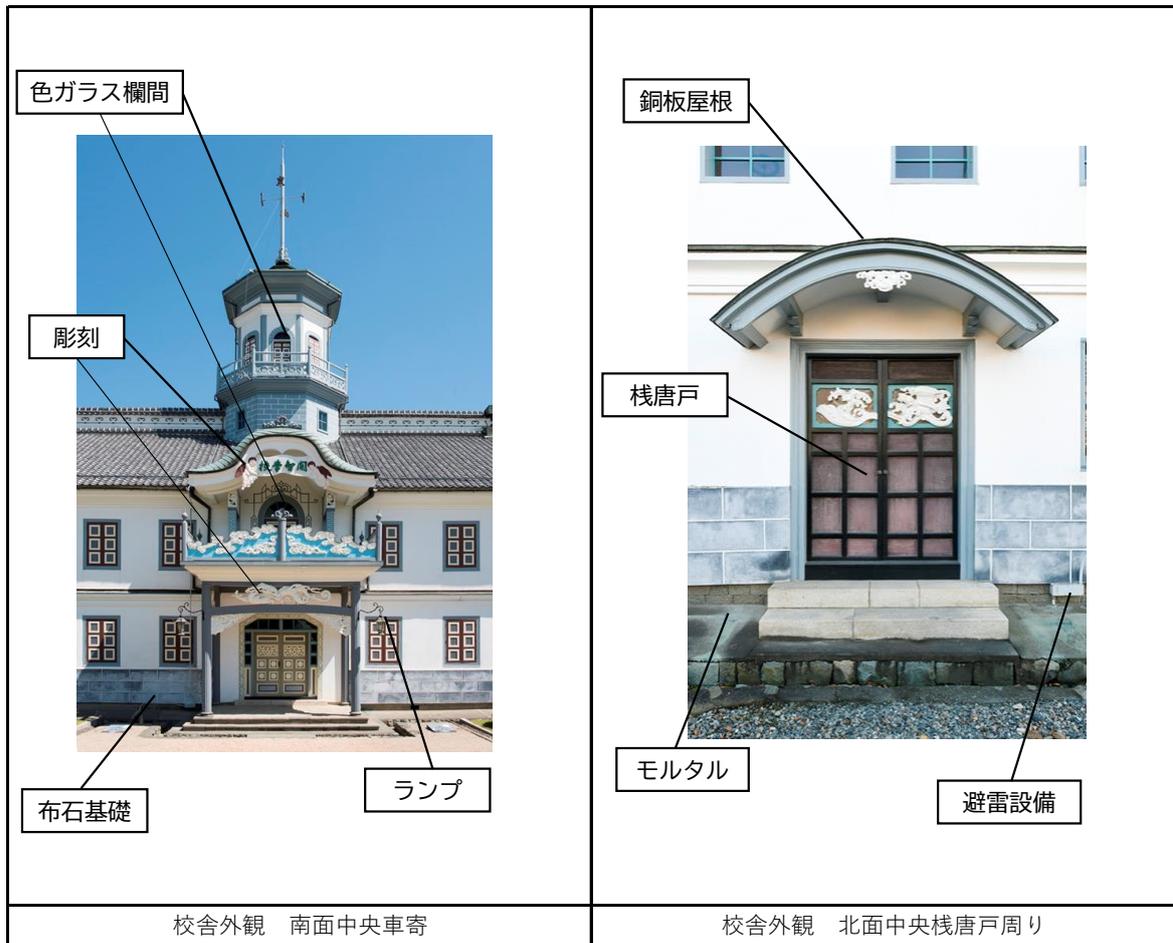
校舎外観 南面



校舎外観 北西面

旧開智学校校舎 部位設定図

校舎外観		部分の設定	保存部分	
部 位	場 所	現 状	基 準	
基礎		布石基礎	1	北東部の現状変更部分は4
		基礎周りモルタル	2	
屋根	車寄・北面庇	銅板屋根（木部・彫刻含む）	2	
建具	南面・北面	棧唐戸	1	ペンキは2
	塔・車寄	ガラス窓	2	ペンキ共
	塔屋・車寄	色ガラス入欄間	2	ペンキ共
設備	北面中央	避雷設備	4	
その他	車寄	彫刻	1	ペンキは2
	車寄	柱	1	ペンキは2
	車寄	ランプ・ランプ釣り	2	
	塔屋・車寄	手すり	2	ペンキ共



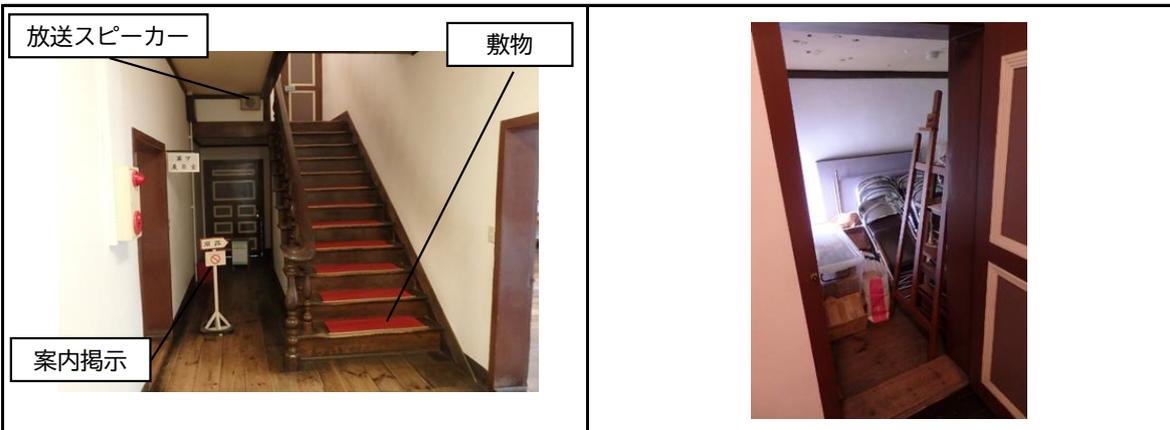
旧開智学校校舎 部位設定図

		1階 廊下	部分の設定	保存部分
部 位	場 所	現 状	基 準	備 考
床		板張り	2	
天井		和紙	2	
壁面		漆喰	2	
		巾木	2	
軸組	1階廊下中央	丸柱 ヒノキ	1	当初材
建具		扉	1	ペンキは2
設備	1階廊下中央	消火栓	5	
		火災報知器	5	
		発信機（防災設備）	5	
		照明設備（ペンダント、蛍光灯）	4	
		スイッチ（照明器具）	4	
その他		展示物（パネル等）	4	
		柵	4	
		金具（扉固定、掲示用金具）	4	
		ソファ	5	



旧開智学校校舎 部位設定図

1階 西側階段、倉庫		部分の設定	保存部分
部 位	場 所	現 状	基 準
床		板張り	2
天井		和紙	2
壁面		漆喰	2
		巾木	2
建具		扉	1
設備		放送スピーカー	5
		火災報知器、発信機	5
		配電盤	5
		スイッチ（照明器具）	4
階段		階段（手すり含む）	1
		敷物、滑り止め金具	4
その他		案内掲示	4
		備品	5



1階廊下 西側階段

西側階段 中2階倉庫



1階西側階段裏



1階西側階段裏倉庫

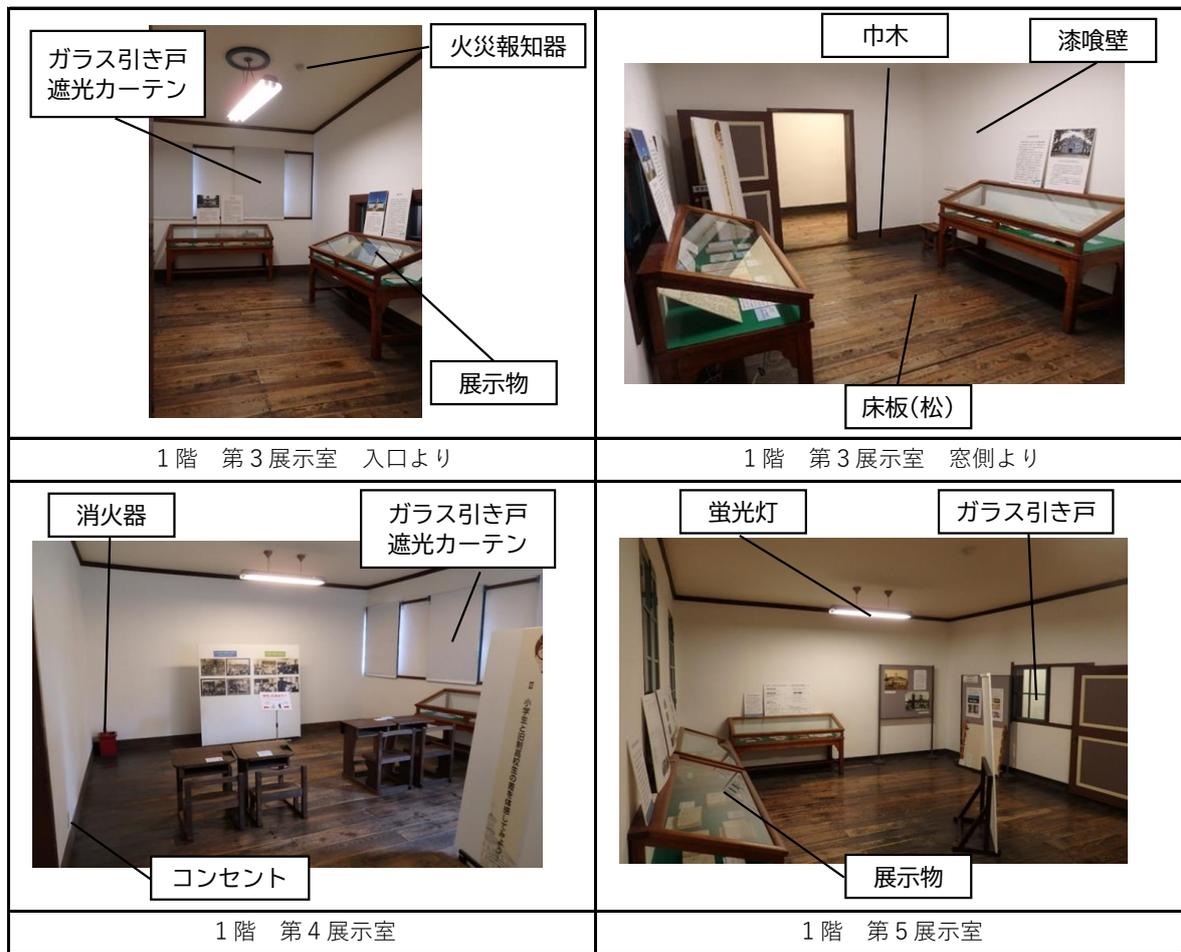
旧開智学校校舎 部位設定図

1階 特別展示室、第1、2展示室		部分の設定	保存部分	
部 位	場 所	現 状	基 準	
床		板張り	2	
天井		和紙	2	
壁面		漆喰	2	
		巾木	2	
建具		扉	1	ペンキは2
		鎧戸	2	ペンキ共
		ガラス開き戸	2	ペンキ共
設備		火災報知器	5	
		消火器	4	
		蛍光灯	4	
		コンセント	4	
その他		展示物（ケース等含む）	4	
		鉄製金具（扉固定具）	3	



旧開智学校校舎 部位設定図

1階 第3、4、5展示室		部分の設定	保存部分	
部 位	場 所	現 状	基 準	備 考
床		板張り	2	
天井		和紙	2	
壁面		漆喰	2	
		巾木	2	
建具		扉	1	ペンキは2
		ガラス戸（開き戸・引き戸）	2	ペンキ共
設備		火災報知器	5	
		消火器	5	
		蛍光灯	4	
		コンセント	4	
その他		展示物（ケース等含む）	4	
		鉄製金具（扉固定具）	3	
		遮光カーテン	4	



旧開智学校校舎 部位設定図

1階 第6、7展示室		部分の設定	保存部分	
部 位	場 所	現 状	基 準	備 考
床		板張り	2	
天井		和紙	2	
壁面		漆喰	2	
		巾木	2	
建具		扉	1	ペンキは2
		鎧戸	2	ペンキ共
		ガラス開き戸	2	ペンキ共
設備		火災報知器	5	
		消火器	5	
		蛍光灯	4	
		コンセント	4	
その他		展示物（ケース等含む）	4	
		鉄製金具（扉固定具）	3	
		遮光カーテン	4	

	
1階 第6展示室	1階 第7展示室

旧開智学校校舎 部位設定図

		2階 廊下	部分の設定	保存部分
部 位	場 所	現 状	基 準	備 考
床		板張り	2	
天井		和紙	2	
壁面		漆喰	2	
		巾木	2	
軸組	2階廊下中央	丸柱 ヒノキ	1	当初材
建具	講堂周り	扉 (棧唐戸、洋風棧唐戸)	1	当初材
	各部屋入口	扉	1	ペンキは2
設備	2階廊下中央	消火栓	5	
		防災設備 (火災報知器、発信機)	5	
		放送用スピーカー	5	
		蛍光灯	4	
		スイッチ (照明器具)	4	
その他		展示物 (パネル等)	4	
		柵	4	
		金具 (扉固定、掲示用金具)	4	



旧開智学校校舎 部位設定図

		第8、9、10展示室	部分の設定	保存部分
部 位	場 所	現 状	基 準	備 考
床		板張り	2	
天井		和紙	2	
壁面		漆喰	2	
		巾木	2	
建具		扉	1	ペンキは2
		鎧戸	2	ペンキ共
		ガラス戸（開き戸、引き戸）	2	ペンキ共
設備		火災報知器	5	
		消火器	5	
		蛍光灯	4	
		コンセント	4	
その他		展示物（ケース等含む）	4	
		鉄製金具（扉固定具）	3	
		遮光カーテン	4	
		ソファ	5	

 <p>展示物 (ダルマストーブ)</p>	 <p>遮光カーテン</p> <p>ガラス引き戸</p> <p>コンセント</p> <p>ソファ</p>
<p>2階 第8展示室</p>	<p>2階 第9展示室</p>
 <p>鎧戸(外側) ガラス開き戸(内側)</p> <p>展示物 パネル設置壁</p>	
<p>2階 第10展示室</p>	

旧開智学校校舎 部位設定図

旧開智学校校舎 部位設定図		2階 明治天皇御座所	部分の設定	保存部分
部 位	場 所	現 状	基 準	備 考
床		板張り	2	
		みすず細工敷物	3	
天井		和紙	2	
壁面		漆喰	2	
		巾木	2	
建具		扉（入口、室内引き戸共）	1	ペンキは2
		鎧戸	2	ペンキ共
		ガラス引き戸	2	ペンキ共
設備		火災報知器	5	
		消火器	5	
		蛍光灯	4	
		コンセント	4	
その他		展示物（ケース等含む）	4	
		鉄製金具（扉固定具）	3	
		保護用敷物	4	

 <p>展示物</p> <p>保護用敷物</p> <p>引き戸</p>	 <p>ガラス引き戸</p> <p>みすず細工敷物</p> <p>展示物 金屏風</p>
<p>2階 明治天皇御座所 東側</p>	<p>2階 明治天皇御座所 西側</p>

旧開智学校校舎 部位設定図

旧開智学校校舎 部位設定図		第11、12展示室	部分の設定	保存部分
部 位	場 所	現 状	基 準	備 考
床		板張り	2	
天井		和紙	2	
		照明飾り（木製彫刻）	1	ペンキは2
壁面		漆喰	2	
		巾木	2	
建具		扉	1	ペンキは2
		ガラス引き戸	2	ペンキ共
設備		火災報知器	5	
		消火器	5	
		蛍光灯	4	
		コンセント	4	
その他		展示物（ケース等含む）	4	
		鉄製金具（扉固定具）	3	
		遮光カーテン	4	
		備品	5	

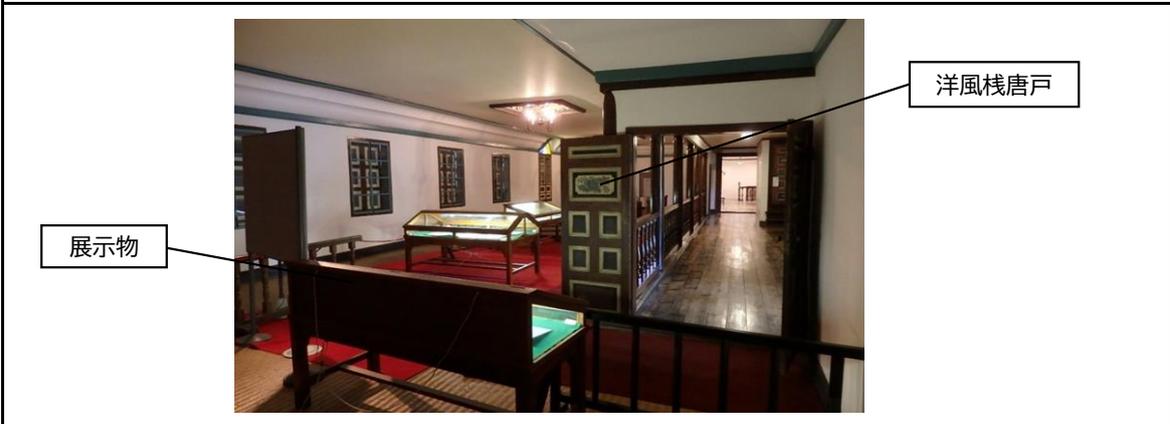


旧開智学校校舎 部位設定図

		2階 講堂	部分の設定	保存部分
部 位	場 所	現 状	基 準	備 考
床		板張り	2	
		みすず細工敷物	3	
天井		和紙	2	
壁面		漆喰	2	
		巾木	2	
建具		鎧戸・ガラス開き戸	2	ペンキ共
		照明周り彫刻	1	ペンキ共
		欄間（色ガラス入り）	2	ペンキ共
設備		洋風棧唐戸	1	ペンキ共
		火災報知器	5	
		消火器	5	
		シャンデリア風照明（LED）	4	
その他		コンセント	4	
		展示物（ケース等含む）	4	
		鉄製金具（扉・窓固定具）	3	
		保護用敷物	4	



2階 講堂 西側から東側



2階 講堂 東側と廊下

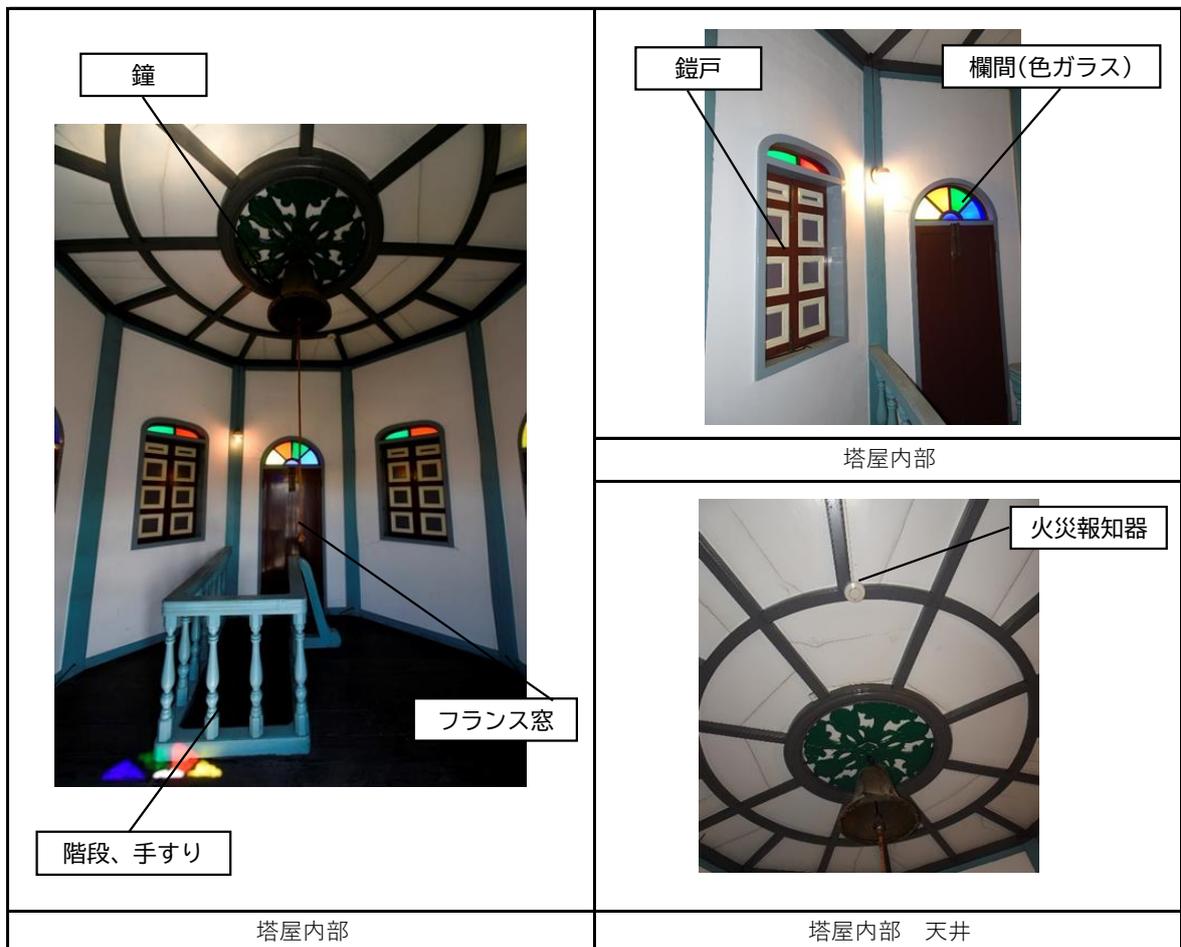
旧開智学校校舎 部位設定図

旧開智学校校舎 部位設定図		塔屋入口・塔屋内階段	部分の設定	保存部分
部 位	場 所	現 状	基 準	備 考
天井		和紙	2	
壁面	塔屋入口前	漆喰	2	
	塔屋入口前	巾木	2	
	塔屋階段室	板壁	2	
軸組	塔屋入口前	丸柱 ヒノキ	1	当初材
建具		洋風棧唐戸	1	ペンキは2
		扉	2	ペンキ共
		ガラス窓（明り取り含む）	2	ペンキ共
設備		火災報知器	5	
		消火器	5	
		蛍光灯	4	
階段		木製階段	2	
その他		展示物（案内パネル等）	4	
		修理銘板	4	



旧開智学校校舎 部位設定図

		塔屋内部	部分の設定	保存部分
部 位	場 所	現 状	基 準	備 考
床		板張り	2	
天井		板張り（照明周り彫刻含む）	2	
壁面		漆喰	2	
		巾木	2	
軸組		柱	1	
建具		フランス窓	1	ペンキは2
		鎧戸	2	ペンキ共
		欄間（色ガラス入り）	2	ペンキ共
設備		火災報知器	5	
		照明（LED）	4	
階段		階段（手すり含む）	2	ペンキ共
その他		鐘	3	



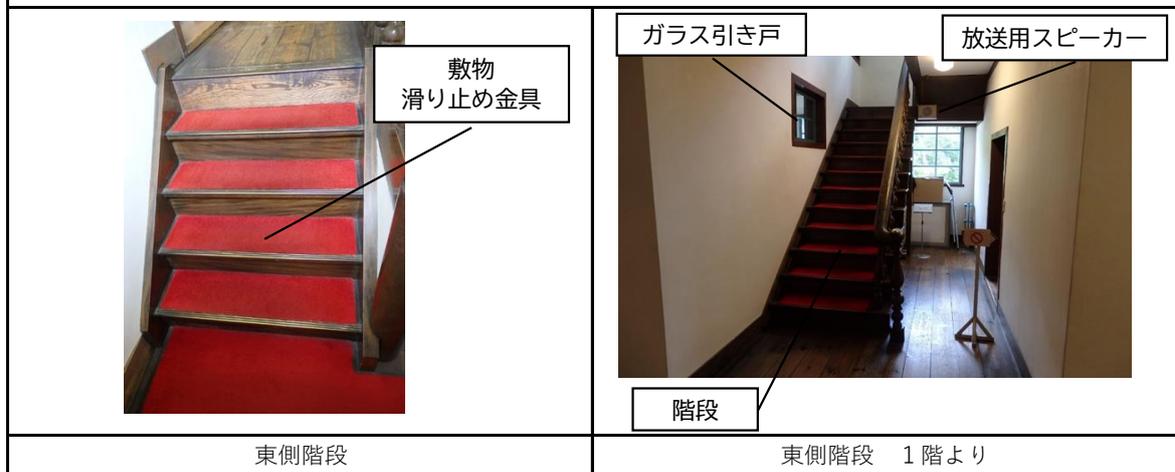
旧開智学校校舎 部位設定図

1 階北東 売店倉庫・階段	部分の設定	その他の部分
---------------	-------	--------

部 位	場 所	現 状	基 準	備 考
床		板張り	2	
天井		和紙	2	
壁面		漆喰	2	
		巾木	2	
建具		扉	2	ペンキは2
		ガラス引き戸	2	ペンキ共
設備		火災報知器	5	
		放送用スピーカー	5	
		蛍光灯	4	
		スイッチ（照明器具）	4	
階段		階段（手すり含む）	2	
		敷物、滑り止め金具	4	
その他		展示物（案内等）	4	
		備品（売店商品等）	5	



1 階 北東売店倉庫（非公開部分）



東側階段

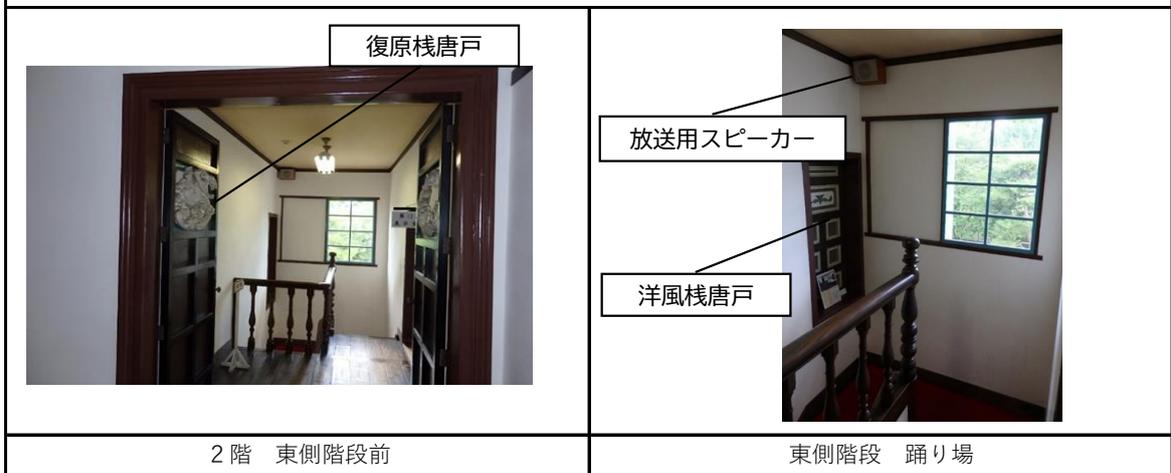
東側階段 1 階より

旧開智学校校舎 部位設定図

旧開智学校校舎 部位設定図		2階北東 第13展示室・階段	部分の設定	その他の部分
部 位	場 所	現 状	基 準	備 考
床		板張り	2	
天井		和紙	2	
壁面		漆喰	2	
		巾木	2	
建具		扉（復原棧唐戸含む）	2	ペンキは2
		ガラス引き戸	2	ペンキ共
設備		火災報知器	5	
		放送用スピーカー	5	
		蛍光灯	4	
		スイッチ（照明器具）	4	
階段		階段（手すり含む）	2	
その他		展示物（案内等）	4	



2階 第13展示室



2階 東側階段前

東側階段 踊り場

3 管理計画

(1) 管理体制

ア 管理の基本方針

管理組織・管理体制については1-(2)に記した現状どおりであります。今後、来館者増が見込まれるため職員体制の充実が必要です。また、文化財建造物の管理においては、松本市教育委員会文化財課と緊密な連携をとる必要があります。周囲の公園に関する事項は、松本市公園緑地課との協力・連携が必要です。

今後も、文化財建造物を健全な状態に保つための管理と公開活用を継続することを管理の基本方針とします。

イ 連絡体制

管理上の緊急時などの連絡体制は、図12のとおりです。

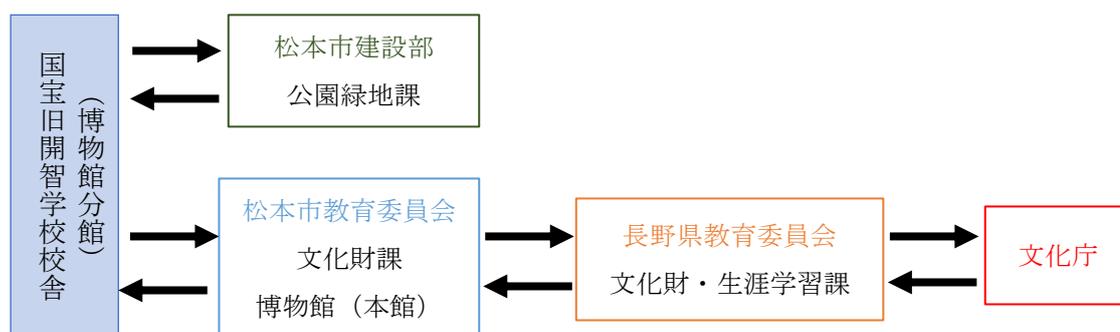


図12 緊急時の連絡体制

(2) 管理方法

ア 清掃・整頓

- ・建物内部及び敷地内やその周辺を常に清潔な状態に維持するよう努めます。
- ・管理者は、展示やイベント準備等の作業を建物の内部又は周辺で行う場合には作業環境の整備に努めます。

<注意点>

- ・清掃用具や展示・イベント準備物等により幅木や建具枠、敷居、床板を傷つけないよう注意します。
- ・雑巾やバケツ、段ボールや新聞等、湿気を生じやすいものを木部である床板等の上に直接置いたまま放置しないように留意します。

イ 日照・通風の確保

- ・高温多湿状態になりやすい夏季は、窓の開閉を行い空気が通るように努めます。ただし、雨風が強く校舎内に雨が吹き込むおそれがある時は開閉を行いません。また、開き戸となっている南側の窓の開閉時には留め具の状態に特に留意します。

ウ 蟻害・虫害・腐朽防止

- ・管理者は日常的な目視点検により、蟻害等の早期の発見に努めます。その際は、金具類の錆にも注意します。
- ・管理者は虫菌や金属腐朽を発見したら、防虫、防腐のための処置を検討することとしますが、校舎の部材に影響を及ぼす処置が必要となる場合は、事前に長野県教育委員会を通じて文化庁に相談します。
- ・こうした被害を招く原因を追究し、水濡れや湿気の防止や汚れの除去等、状況の改善に努めます。

エ 風水・雪害防止

- ・管理者は、強風、大雨及び大雪の予報が出た場合は、窓を閉め、隙間に雨が入り込まないための処置をとります。
- ・管理者は、強風、大雨及び大雪が発生した後は、災害の大小に関わらず、校舎を一巡して異常やき損の有無を確認します（例：屋根瓦のズレや割れ、雨漏り、漆喰壁の亀裂や剥落、ガラスの破損、防火設備の機能不良等）。
- ・来館者には、異常やき損を発見したら、直ちに管理者に連絡をするよう協力を求めます。
- ・き損の場合、管理者は、速やかに記録をとり、応急処置や修繕等の必要な対策をとります。

<注意点>

- ・校舎の周囲に飛散しやすい看板等がないか留意します。
- ・イベント等で仮設の工作物等を設置する場合、風で飛ばないように十分な対策をとるよう留意します。

(3) 国宝附資料の保存管理

- ア 附資料は、松本中央図書館内にある収蔵庫に保管をします。良好な保存環境を維持するとともに、保存に適した材の保存箱等に収納し、劣化することのないように管理します。

イ 定期的に虫干し等を行い資料の状態を保つとともに、収蔵庫内のIPM調査を継続して実施し、収蔵環境の維持に努めます。虫害やカビの発生が認められた場合は、資料の燻蒸等の必要な措置をとっていきます。

ウ 現状の収蔵庫は資料の保管に適した場所とは言えなくなっているため、新しい収蔵場所の確保（または収蔵庫棟の建設）を検討します。

(4) 保存古材の保管方法

これまで、保存古材は小屋裏に設けたスペースに保管してきましたが防火上の観点から別場所での保管を検討します。当面は、収蔵庫内に保管し、今後は古材保管用倉庫の設置を検討します。

4 修理計画

(1) 当面必要な維持修理

ア 耐震対策工事

平成28年度から29年度に実施した耐震基礎診断において、大地震動時に倒壊の危険性ありと判定されました。来館者の安全確保と文化財的価値の維持のための工事が必要であり、令和2年度に実施設計を行い、令和3年度から耐震対策工事を実施しています(令和6年度秋頃までの予定)。

耐震補強は、大地震動時に建物が直ちに倒壊せず、見学者が避難する時間が確保できる性能を得る事を目標とします。補強は1階床下、壁面、2階床面、小屋裏、塔屋の見え隠れ部分に補強要素を付加し、目標性能は、文化財建造物耐震診断指針における安全確保水準とします。

また、耐震対策工事に合わせて、照明設備の更新と校舎に附属している売店棟の修理工事を行います。また、合わせて実施予定の防災設備の更新・増設については第4章で詳述します。

イ 漆喰壁の修理工事

内外部とも漆喰壁の亀裂が多数発生しています。特に、外壁北東側は広範囲にわたって剥離が進行しており修理が必要な状況となっています。耐震対策工事の折に合わせて修理を行います。

(2) 今後の保存修理計画

ア 根本的な保存修理の見通し

現在は、移築復原工事竣工から半世紀以上が経過しました。根本的な保存修理が必要な年限ではありませんが、定期的に建物全体の破損状況を調

査して状況を把握するとともに、き損が確認された箇所の修繕を行っていきます。また、突発的なき損に対する復旧、塗装や漆喰壁など経年劣化する部分の定期的な修理工事はその都度必要となります。近年では、10年から15年程度の間隔で漆喰壁の塗り直しなどの保存修理工事を行っています。

イ 定期メンテナンスの検討

き損が頻発する外壁の漆喰壁はき損が発生した都度の補修を行いますが、塗装については定期的な改修が必要と考えられます。特に強い陽光にさらされる南側の塗装は剥落しやすく、5年程度のサイクルで定期的な塗り直しが求められます。北側・東側・西側の塗装は南側に比べて劣化の進度が遅いため、10年程度のサイクルで塗り直しを検討していく必要があります。

漆喰壁はき損の早期復旧に努め、なるべく健全な状態を維持していくことが前提ですが、これまでの工事記録と今後の状況から修理のサイクル化を検討します。

第3章 環境保全計画

1 環境保全に関する現状と課題

(1) 周辺環境

国宝旧開智学校校舎の現在地は、図13のように、松本市の都市公園（近隣公園）である開智公園の内部に位置しています。（組織）国宝旧開智学校校舎が管理する敷地は、「図1 計画範囲図」に示した範囲となります。北側に松本市中央図書館、南側に松本市立開智小学校、東側に市営テニスコート、西側に長野県宝松本市旧司祭館や松本市立松本幼稚園があります。文教施設の集中した地域であり、人家や商業施設など建造物は近接していません。そのため、敷地及び周辺区域において高度規制や景観規制は実施されていませんが、**周辺環境は良好に保たれています。**

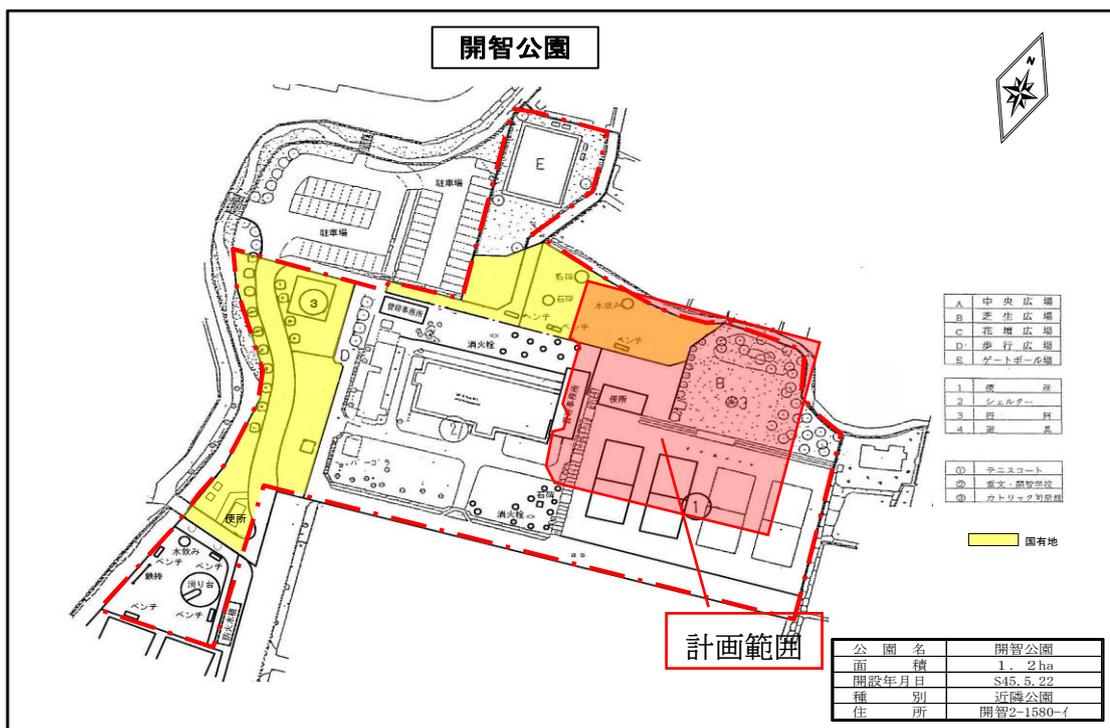


図13 開智公園図

(2) 敷地内の現状と課題

敷地内は中心に校舎が配され、校舎東側に来館者出入口となる売店・トイレ棟が校舎と接続して建っています。北西部には、管理のための半地下2階建ての事務所と、来館者の入場口があります（平成3年に現状の形に整備するまでは、南西側からの入場でした）。来館者の見学ルートは、北西側から

校舎西側・南側を通過して、校舎南東端にある売店・トイレ棟から内部に入るようになっています。南西には藤棚とその下に来館者の休憩用の机とイス、自動販売機が設置されています。敷地内は石製の通路を敷いていますが、段差や不連続な部分があり、車イス利用者にとってはスムーズな移動が難しい場合があります。災害時の避難の場合も通路上を通る必要があるため、車イス利用者にとって通しやすい通路を整備することが必要です。

校舎南側と北側、西側には多種の木を植え、南側と西側の通路以外の部分は芝生となっています。敷地南東部には、愛媛県西予市との交流記念植樹で贈られた松や明治天皇行幸記念石碑（昭和10年と12年に建設、ともに同40年に現在地へ移築）等が固まっています。植栽・植樹については、時代ごとに整備方針が異なっていたため樹種にばらつきがありますが、来館者にはおおむね好意的に受け取られる程度に良好な空間を維持できています。

売店トイレ棟と隣接するテニスコートの管理棟を除き、校舎に近接した建造物や高木はなく、事務所も外観の雰囲気を校舎に合わせて造られているため、環境面における課題は少ないといえます。ただし、強風時に敷地内にある樹木の枝が折れて飛散する場合があります。飛散した枝によって校舎が破損する可能性もあります。また、校舎から瓦や壁や細工に用いられている漆喰が落下する場合があります。現状では、来館者の見学ルートと校舎の間には芝生や花壇等があり、正面車寄部を除き、来館者が校舎に近接できる範囲は少ないです。北側は校舎に容易に近接できますが、現在は来館者の立入は禁止しています。引き続きこの状態を維持するとともに、来館者に頭上からの落下の危険性を伝える必要があります。

2 環境保全の基本方針

- (1) 国宝旧開智学校校舎を適切に保全することが可能な周辺環境を整えます。
- (2) 来館者を始め周辺通行者にも憩いの場となるように周辺環境及び景観の保全を図ります。

3 区域の区分と保全方針

計画区域の内部を下記のように区分し、保全を行っていきます。各区域の範囲は図14のとおりです。

(1) 保存区域

国宝旧開智学校校舎の建物の範囲とその周囲にある側溝までの範囲を保存区域とします。また、長野県宝松本市旧司祭館の外形で囲まれる範囲も保

存区域とします。

保存区域内では、復原による整備や防災施設を除き、土地の形質の変更や建物及び工作物の新たな整備は行いません。誘導案内や危険周知の表示の必要がある場合は、可動式又は脱着可能なものを用いることとします。

(2) 保全区域

周囲を囲む鉄柵の内側を保全区域とします。ただし、上記の保存区域と下記の整備区域を除きます。

保全区域内では、校舎の維持管理や防災及び公開活用に必要な施設の整備を行うことができる区域であり、校舎への視認性や素材や色彩、高さについての景観上の配慮や検討を要する区域とします。植栽についても景観上の配慮や検討が必要となります。

(3) 整備区域

敷地南西部約15m四方の区域及び南側及び南東側の鉄柵より約5mの範囲を整備区域とします。

整備区域は来館者の休憩スペースとして、環境・景観に悪影響を及ぼさない範囲で活用することとします。藤棚やベンチ等の改修は、保全区域と同じく校舎への視認性や素材や色彩、高さについての景観上の配慮や検討が必要です。校舎に関する解説板についても、同様の配慮や検討を行えば設置可能とします。

4 建造物の区分と保護の方針

計画範囲内にある旧開智学校校舎以外の建造物を下記のとおり区分します。

(1) 建造物の区分

ア 保存建造物

校舎に準じて保存を図るべき建造物を「保存建造物」とします。計画区域内では、長野県宝松本市旧司祭館が該当します。

イ 保全建造物

保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図る建造物を「保全建造物」とします。

ウ その他の建造物

将来、更新や修景や撤去、移設等も考えられる建造物を「その他建造物」

とします。現状では、事務所と売店・トイレ棟、藤棚、四阿が該当します。

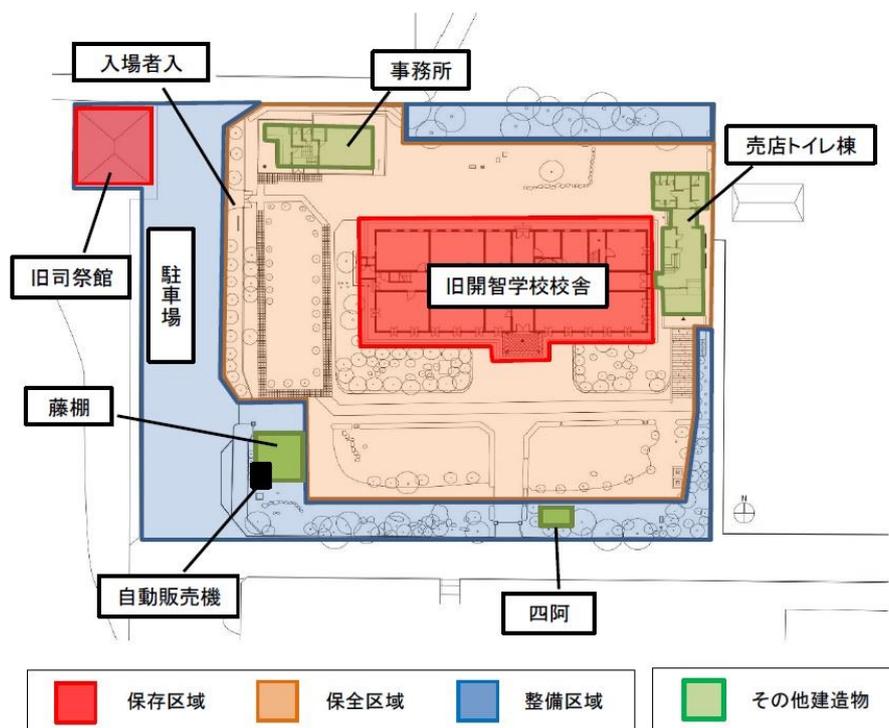


図14 環境計画区域図



写真7 旧開智学校校舎事務所



写真8 売店・トイレ棟入口(観覧者入口)



写真9 庭園南西の藤棚



写真10 庭園内四阿

(2) 建造物保護の方針

保存建造物は長野県宝松本市旧司祭館が該当します。

保全建造物に該当する建物はありません。

その他の建造物については、いずれも当面の間現状のまま利活用します。

今後の改修等に当たっては、校舎への視認性や敷地内の景観に配慮した上で整備します。

5 当面の環境保全施設整備計画

(1) 整備区域内の来館者休憩用設備

現状の休憩用ベンチと机は長年風雨にさらされて痛みが激しいため、令和2年度に修理を行いました。また、現状の敷地内には雨天時の休憩スペースがなかったため、令和2年度に四阿を新設しました。今後も、区域内の雰囲気損ねないように、休憩用設備の維持・修理を行っていきます。

(2) 校舎の夜間照明の増設

夜間のライトアップは、校舎周辺の防犯に資するものであり、開館時間外の校舎の魅力を高める効果を期待できます。現状では水銀灯が、校舎南側に2灯、校舎北側に1灯設置されており、夜間点灯を実施していますが、明るさが十分ではない場所があります。市民等の要望も調査したうえで、照明設備の更新を行う際には、校舎の景観への影響を十分に考慮した上で実施することとします。

(3) 敷地動線のユニバーサルデザイン化

敷地内には通路が整備されていますが、隙間の空いた石畳状の部分と松本市内の小学校で使用されていた礎石を用いた部分の2種類があります。



写真11 庭園内通路1



写真12 庭園内通路2

いずれもフラットな状態とは言い難く、車いすの通行には不向きな形状です。校舎入口等へのスロープは設置されているものの、今後、車いす利用者の来館も増えることが予想されるので、校舎や景観への影響を十分に考慮したうえで、**通路**のユニバーサルデザイン化を実施します。また、**通路**以外の箇所においても来館者が通行しやすいよう改善していくことを検討します。

(4) 周辺樹木の管理

周辺環境に留意しながら、敷地内の樹木の剪定等の日常管理を行い、必要に応じ支持材設置等の措置を取ります。**通路**沿いの樹木については、緊急車両の出入りや防災設備の使用に支障の無いように管理します。また、校舎周辺の樹木については強風時の飛散や火災時に燃え移らないように注意して管理します。なお、危険木となる樹木、寿命や病害で枯死した樹木については、状態等を確認した上で安全対策を行います。



写真13 庭園（南西側）



写真14 庭園（南東側）



写真15 庭園（西側）

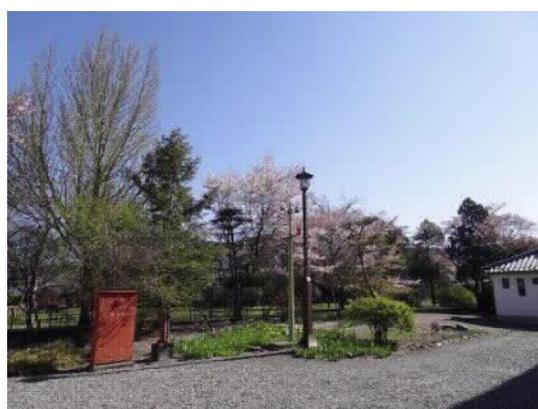


写真16 庭園（北側）

第4章 防災計画

1 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア 当該文化財の燃焼特性

国宝旧開智学校校舎は土蔵造・漆喰大壁造、屋根は瓦屋根となっており、外部は燃焼性が低い材料が用いられています。校舎内部も漆喰壁ですが、壁以外は板床・紙天井といった燃焼性の高い材料が多用されています。特に、和紙を貼って仕上げている紙天井の燃焼性は極めて高く、着火した場合は瞬く間に燃え広がりフラッシュオーバー状態になると指摘されています。内部の壁は漆喰でできており、燃焼性は低いですが、内部の構造材に引火した場合、漆喰壁に阻まれて消火が非常に困難になるとも指摘されています。さらに、夜間は無人となること、比較的大空間を有する構造であることからみると燃焼性は高いといえます。

イ 延焼の危険性

敷地内には来館者の出入口となる売店棟が校舎と接続しています。売店棟は木造平屋建てで外壁は漆喰大壁造、屋根は瓦屋根となっており、内部では職員が在中してお土産などを販売しています。売店棟には壁掛けタイプのエアコンと来館者用の灯油ストーブ（冬季のみ）を設置しており、売店職員常駐スペースにエアコン（冷房のみ）と足元用電気ストーブ（冬季のみ）を設置しています。そのため、売店棟の暖房器具や設備類からの出火には注意が必要です。

校舎の北西5mほどの距離に位置する管理事務所の建物は、**木造2階建て（半地下）**で外壁は漆喰大壁、屋根は瓦屋根となっており、内部は事務所と券売所、各種倉庫として使用しています。エアコンや灯油ストーブ（冬季のみ）を用いています。

（組織）国宝旧開智学校校舎が管理する敷地周辺には、第一次近接建造物に該当する建物が1棟存在します。隣接するテニスコートの管理棟（管理人室とトイレ、冬季閉鎖）で、鉄骨平屋スレート葺で外壁はサイディング、屋根は瓦屋根となっています。校舎と接続する売店・トイレ棟との距離は、約5mとなっています。

文化財建造物である校舎の第一次近接距離内（20m）にある建造物は、下記のとおりです。

- ・売店・トイレ棟（木造平屋瓦葺、外壁は漆喰壁）

- ・管理事務所（木造2階建瓦葺、外壁は漆喰壁）※半地下構造
- ・テニスコート管理棟（鉄骨平屋スレート葺、外壁はサイディング）
※敷地外

ウ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

(ア) 校舎の活用状況と防火管理の現状

校舎は、博物館施設として一般公開しています。開館時間は、午前9時から午後5時（最終入館は午後4時30分）となっており、休館日は、3月から11月が第3月曜日、12月から2月は毎週月曜日（いずれも祝日等に当たる場合は、翌日）と年末年始と定められています。近年の来館者数は、年間約10万人で推移しており、春季から秋季にかけて多く、冬季は少なくなります。特にゴールデンウィークやお盆のような大型連休となる時期は、1日に1千人を超える来館者が訪れ、校舎内の人数が150人を超えると入館制限を行うことになっています（新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、校舎内の観覧可能人数を60から70人とした時期もあります。）。

校舎内は、学校時代には教室等に使用されていた部屋が並んでおり、各部屋を所蔵する建築資料や教育資料を展示するスペースとして活用しています。資料の大部分は紙資料となり、展示ケース等を用いて展示を行っています。校舎内の部屋の内、比較的大空間を有する1階特別展示室と2階講堂は、展示以外にも講座等を開催するスペースとして活用する場合があります（明治の授業、講演会等）。

校舎東側には売店・トイレ棟が接続しています。校舎内には冷暖房設備を設置していませんが、売店・トイレ棟ではエアコン2台（冷暖房兼用と冷房のみそれぞれ1台）と冬季のみ来館者用の石油ファンヒーターと職員の足元用の電気ストーブを設置しています。現在、売店・トイレ棟の改修も計画していますが、石油ファンヒーターは、電気温水ヒーター等への変更も併せて検討します。

現状は、建物内だけでなく、敷地内も日常管理以外の火気使用禁止としていますが、放火や設備機器からの電気火災の危険性には常に注意が必要です。防火管理者を含む職員の配置は、管理事務所兼券売所に5人（通常は事務所職員4人、券売職員1名を配置）、校舎に接続する売店棟に売店職員1名となっています（図15）。また、敷地内外の清掃業務の受託業者が掃除のために校舎内に入ることがあります。そのため、職員の巡回時及び受託業者による清掃時以外は、校舎内は来館者のみという状況になり、来館者によって火災が発見される場合も

想定されます。

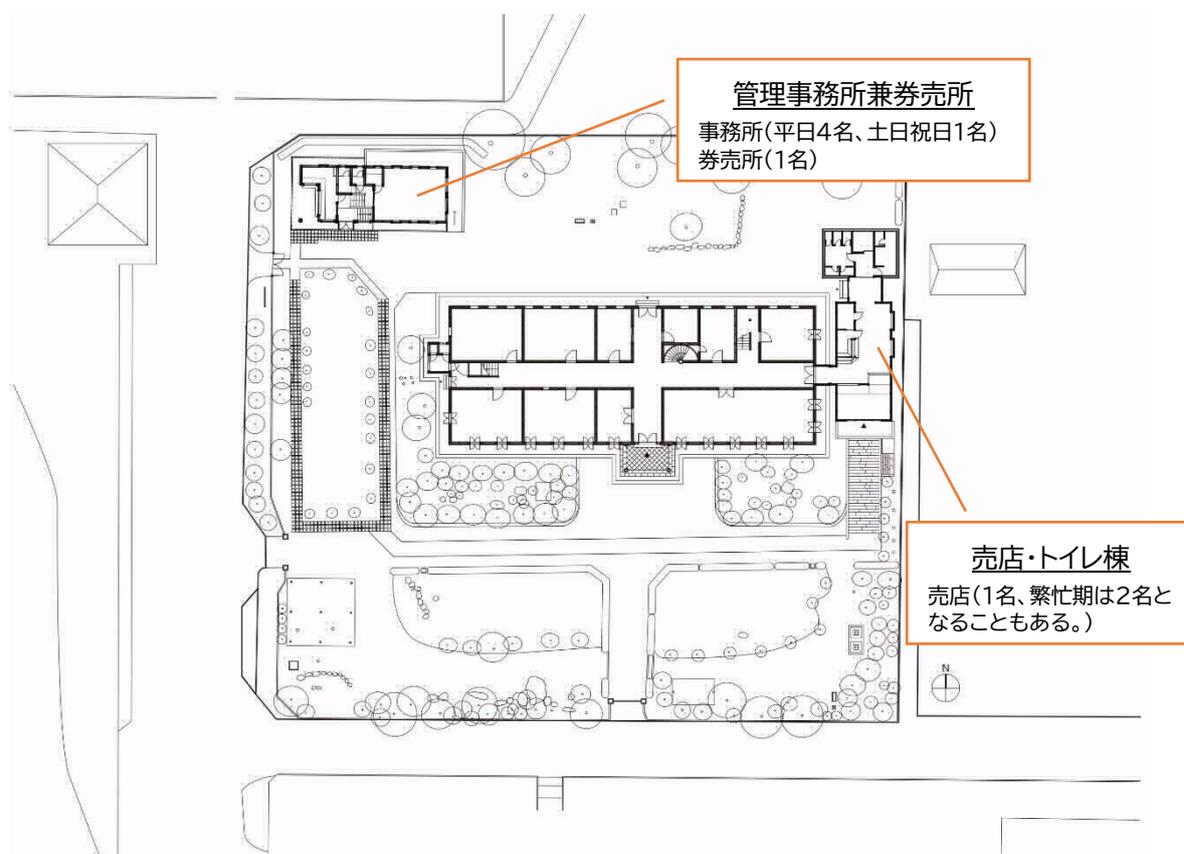


図15 職員配置図

土日祝日の開館時は、来館者が平日に比べ増加する傾向にありますが、事務所職員の出勤人数は4人から1人に減ります。その他、券売・売店、清掃業務委託の状況は、平日と変わりません。

閉館時（夜間、休館日等）は、施設内建物の各入口を含め、敷地出入口も全て施錠します。警備については警備会社に委託しており、職員退勤時に機械警備を作動させ、警備員による定期的な巡回を実施しています。異常が発生した場合は、警備会社に通報が入り、警備員が急行して現場確認を行い、消防署や警察署を含めた関係先への連絡を行うことになっています。夜間の定期巡回時以外のタイミングで放火等による火災が発生した場合、炎検知器によって警備会社が異常を受信し警備員が校舎に到着するまで10分前後かかるケースも想定されます（平成26年の夜間侵入者の発生時は、敷地内への侵入から10分前後で警備員が現場に到着した。）。こうしたケースでの初動体制の強化が必要となります。

このように、公開施設である国宝旧開智学校校舎は、平日開館時・休日開館時・閉館時において防火管理の状況が異なります。そのため、い

ずれの状況においても適切な防火管理・消火活動等が行えるように、また、特に無人となる時間帯がある夜間の防火体制を強化するため、設備と体制を整備していく必要があります。

(イ) 防災設備の現状

現在、国宝旧開智学校校舎では消防法に則り、校舎内と管理事務所に下記の防災設備を備えています。

火災報知器

受信機	P型1級（警戒区域表示数20か所）	: 1台
感知器	差動式分散型熱感知器	: 校舎内3台
	差動式スポット型熱感知器	: 校舎内30個、事務所内6個
	定温式スポット型熱感知器	: 事務所内1個
	光電式スポット型煙感知器	: 校舎内14個、事務所内6個
炎感知器		: 庭園内4台
発信機	P型1級	: 校舎内5台、事務所内2台
電鈴		: 校舎内5か所、事務所内2か所

消火設備

屋内消火栓	1号消火栓	: 2基
屋外消火栓	露出型	: 2基
送水設備	ポンプ 441L/分	: 1基
貯水設備	地下型貯水槽	: 1か所（44㎡）
消火器（校舎内）		: A B C粉末型6本、強化液形4本
消火器（事務所内）		: A B C粉末型4本

ほかに、校舎内、敷地内全域に非常用放送設備（スピーカー）が設置されており、緊急の場合は事務所から案内放送を流すことができます。

校舎は2階建て中央塔屋付となっておりますが、塔屋は通常公開していないため、3階以上を公開する場合に必要な避難器具は設置されていません。東西に延びる校舎内には、東側、西側、中央部にそれぞれ階段があり、避難の際は近くの階段、又は危険箇所から離れた階段からの非難が可能です（ただし、中央部の階段は、普段は通行禁止としており、非常に急な造りのため足腰に不安のある方は介添えが必要となります。）。

(ウ) 防火管理の課題

令和元年（2019）12月23日に改訂された「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に基づき点検した結果、具体的な対策が必要になる点は、表4のとおりです。ガイドラインの基準を満たしていない項目があり、今後はこうした点を中心に防火管理の体制を整備していく必要があります。中でも大きな課題となるのは、防災設備の更新と職員による防火対策の徹底、夜間の警備体制、校舎内の環境整備の4点です。

防災設備の一部は老朽化が進んでおり、特に、昭和39年（1964）に設置され老朽化が進んでいた送水ポンプが故障し（令和3年1月）、現在、屋内外の消火栓が使用不能となっています。当面の間、大型消火器を導入し、消火栓の代わりとしますが、送水ポンプの交換が急務となっています。また、土日祝日等のように勤務職員が少ない時は、火災の早期覚知や初期消火、避難誘導、消防署への通報といった対応を3人で行わなければならない場合も考えられるため、初期消火や避難誘導をそれぞれ1人で対応しなければならないことが想定されます。校舎内は、部屋が細かく分かれており、避難誘導の際の確認する箇所が多く、1人では十分な誘導が行えないおそれがあります。そのため、迅速な初期消火と避難誘導を行えるように防災設備の更新・増設が必要です。また、更新した防災設備を用いた初期消火や避難誘導を十分に実施できるよう、人員体制（警備員の配置も含む。）・出勤体制の充実を行います。

職員による防火対策では、日頃の防火管理の徹底と火災発生時の迅速な対応を可能にする訓練が必要になります。毎日、事務所職員による巡回を行っていますが、防災設備の点検票を作成しておらず、情報の共有化もできていません。また、消防訓練も文化財防火デー近辺で実施していますが、様々な状況を想定した訓練の実施を可能にするため、訓練回数を増やす必要があります。

夜間を含む閉館時は、機械警備を行っていますが、無人となる時間帯も多く、火災等の発報から警備員の到着まで時間を要する場合も考えられるため、夜間の防災・警備体制を改善する必要があります。

校舎内は、教育博物館として活用しているため、可燃物が大量に設置されている状況です。防災の観点から、可燃物はできる限り撤去する必要がありますが、校舎の価値の発信を担う設備でもあるため、代替品の可能性や展示機能の移設などを含めて、可能な限り可燃物の撤去を行っていく必要があります。

表4 ガイドラインに示された具体的な対策が必要な項目

分類	項目	ガイドライン上の具体的な対策	旧開智の方針
1 建造物固有特性について	日常的な火気管理や電気火災に対する出火防止対策	火気管理に関する点検表を策定	→点検表を策定
		電気火災防止策に関する点検表を策定	→点検表を策定
		その他、火気利用の状況に応じて、点検を実施	
	火災の早期覚知	設置場所や管理状況に応じて、煙感知器、R型受信機、アナログ式感知器などの早期に火災を覚知することができる設備に更新	→R型受信機とアナログ式感知器の導入を検討
	初期消火対策	夜間などを含め常時円滑な消火活動が行えるよう検討 ・消火体制の確保について関係者等と協議 ・スプリンクラー設備等の自動消火設備を設置 ・易操作性の屋内消火栓設備へ更新 ・消火栓設備の操作性を向上	→夜間の警備員常駐化を検討 →易操作性消火栓へ更新
		既存の消火設備を用いた訓練の実施(夜間などの対応者が少ない状況下も想定)	→訓練の見直しを実施
	漏電火災対策	漏電火災警報器又は漏電ブレーカーの設置を検討	→漏電ブレーカー設置
		古くなった電気配線の交換等の対応を検討	→点検の実施を検討
	電気火災防止対策	感震ブレーカー等の電気火災防止対策を検討	→感震ブレーカー設置
		復電する場合の安全確認項目を定め、関係者間で周知徹底	→安全確認項目の策定
	耐震性貯水槽	耐震性を有する貯水槽の整備を検討	→貯水槽の改築を検討
		周辺からの延焼防止のために使用する消火設備を同時に放水した際に50分間放水できる水量の確保	→必要水量を算定し、貯水量の確保を目指す
	可燃物等の整理	可燃物等の整理、管理	→整理の実施
	火災の早期覚知	建造物の外周部を警戒するように、炎感知器や放火監視センサー等の設置を検討	→炎感知器の増設を検討
	保存・管理	毀損箇所の修理	→耐震対策工事に合わせて一部実施
拡大防止対策	自動消火設備の設置により懸念される課題の解決が難しく、その設置が困難である場合には、火災を早期に覚知し、消火栓設備等を用いて迅速に消火活動を行うことが可能かどうかを定期的に訓練等を行い、確認し、迅速な対応が難しい場合には設備の強化や人的体制の充実を検討	→スプリンクラーの設置は継続検討 →R型受信機や夜間の警備員常駐化で早期覚知と初期消火を強化する方向で検討	
	火災を早期に感知することができる煙感知器を設置する(設置場所に適したものを設置すること。)	→既存の煙感知器をアナログ式煙感知器に更新することを検討	
	文化財的価値に支障がない範囲で、修理等の機会を捉えて界壁や防火区画の設置を検討	→設置が可能か検討	
防災対策	(カーテン等物品類について)文化財的価値に支障がない範囲で、防災性能を有するものに変更。防災性能を有するものを使用することが困難な場合は、出火源から離すなど、火災の発生を防ぐように管理を徹底	→防災性能の有無について確認、可能な限り出火源から離すように管理する。	
2 敷地特性	延焼対策	第一次近接建造物からの延焼に注意する。消火活動は易操作性の奥外消火栓を用いて行う。事務所と売店・トイレ棟も同様	→延焼防止のための建物への散水は屋外消火栓を用いて行う。
3 活用・管理の実態について	防犯対策等の出火防止対策	応急対応時の手順を確認しておく等、所有者等と関係機関との間で情報共有	→情報共有の場を設けることを検討
	火災の早期覚知	早期に火災が覚知できる体制等の検討 ・警備会社等と連携し、遠隔移報システムを構築 ・通報体制を構築する。	→遠隔防災監視制御システムの構築を検討 →消防署や関係者への自動通報体制の構築を検討
	初期消火対策	夜間等を含め常時円滑な消火活動が行えるよう検討	→設備更新や夜間・休館日における警備員の常駐化によって消火活動の円滑化を図る。
	災害対応の手順の確認	通常利用と異なる利用方法等をする際に新たに発生する火災の危険性に対して、所有者等と利用者との間で出火防止対策や初期消火対策を講じることを計画	→対応マニュアルの策定を行う。
	迅速な避難	有事の際の避難路を定め、円滑な避難ができるように予め情報を共有	→情報共有の場を設けることを検討
4 その他	防災計画(美術工芸品の搬出計画を含む。)	搬出が可能な美術工芸品であれば、搬出計画を含めて防災計画を策定	→搬出計画の策定と共有化を実施することを検討

(2) 防火管理計画

ア 防火管理者と役割

火災・地震等の予防及び災害の発生時における人命の安全確保並びに被害の軽減を図るため、防火管理者を定めています。防火管理者は、防火管理講習の課程を修了し、かつ、管理権限者（市長）が選任した職員とします。防火管理者は、（組織）国宝旧開智学校校舎館長が当たり、以下の業務を行っています。

- (ア) 消防計画の検討及び変更
- (イ) 消火、通報及び避難誘導等の実施
- (ウ) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査及び監督
- (エ) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (オ) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (カ) 消防機関に対する各種報告、届出及び指導の要請
- (キ) その他防火管理上必要な業務

イ 防火管理区域の設定

防火管理区域は、図16の範囲とします。防火管理区域内においては、日常的な火気の使用（石油ストーブの使用等）以外の火気の使用や危険物の持込みを禁止しています。市主催事業・学校行事のほかに、イベントの実施や敷地内での営業等を受け入れることもありますが、実施者には火気の手扱いについて十分に注意するように要請しています。

国宝旧開智学校校舎が建っている場所を含めて、周辺全てが都市公園である開智公園に含まれています。都市公園内でのイベント等での火気使用に当たっては、公園管理者（担当：松本市公園緑地課）との協議が必要となります（ドローン等の使用についても同様）。

ウ 防火環境の把握

防火管理区域内の建造物として、管理事務所と売店トイレ棟があります。特に、売店トイレ棟は校舎と接続しており、暖房設備等から出火した場合、延焼の危険性が非常に高いです。また、敷地内には樹木や木造の藤棚やベンチ等も設置しています。近接している樹木は少ないとはいえ、これら樹木等からの延焼の可能性についても検討が必要です。



図16 防火管理区域 S=1/2000

エ 予防措置

(ア) 火気等の使用

現在、(組織) 国宝旧開智学校校舎が管理する敷地内及び周辺開智公園内は全面禁煙であり、原則として火気の使用は禁止しています。イベント等で火気を使用するにあたっては、実施者に火気の手扱いについて十分に注意するように要請します。

(イ) 可燃物の持込み

国宝旧開智学校校舎内において、可燃性物品の持込みは、日常管理及び公開に必要なもののみとし、その整理整頓を徹底します。

来館者による可燃物持込みを抑止するため、校舎外に無料ロッカーを増設します。また、放火等の監視及び緊急時の避難誘導を行う監視員の配置についても検討します。

(ウ) 設備点検

校舎内の電気設備の漏電・ショートから火災が発生する危険があるため、定期的に電気設備の点検が必要です。営業時間外はブレーカーを落とすことを徹底します。また、日常的にコンセント部分の確認・清掃を行う必要があります。

(エ) 校舎内の可燃物の整理

校舎内にある燃焼性の高い木製の展示ケースやパネルについては、不燃性の材料を用いたものに変更していきます。学校として使われていた時代に使用されていた古い机・椅子等は可能な限り撤去するようにしますが、来館者に校舎の価値を伝える機能もあるため、安全な設置方法についても検討を行います。また、机・椅子類やオルガン等を撤去するのに必要な収蔵スペースがないため、資料を傷めない退避場所・活用場所の確保が必要となります。

オ 消火体制

松本広域消防局の指導の下、初期消火体制と消火訓練計画を定め、毎年文化財防火デー近辺で消防訓練を実施しています。今後は、図上訓練や機器の取扱訓練等を含めて頻繁な訓練の実施に努め、職員による消火体制の質の向上を図ります。

国宝旧開智学校校舎の防火管理に関する事項については「旧開智学校校舎 消防計画」（第7章—3参照）で定めています。

所轄消防署は丸の内消防署（約1.2km）

住所：松本市城西2-1-23 TEL0263-35-2411

(3) 防犯計画

ア 事故歴

平成26年（2014）7月の夜間に泥酔者による校舎内への侵入及び校舎扉のき損が発生しました。機械警備の通報により、侵入から30分程度での現行犯逮捕となりましたが、類似の事故が発生しないよう注意が必要です。

また、来館者の不注意等によるガラスのき損等は4、5年に一度発生しています。

イ 防犯体制の現状

(ア) 機械警備

夜間と休館日は警備会社に委託し、機械警備と定期的な巡回を行っています。侵入者等の異状が発生した場合は、警備会社に通報が入り、警備員が急行して現場確認を行い、消防署や警察署を含めた関係先への連絡を行うことになっています。

(イ) 巡回確認

公開時間中は、校舎内及び敷地内を事務所職員が朝・夕1回ずつと、その他不定期の巡回を行っています。現在、繁忙期のみ昼間の定期巡回員を配置しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、校舎内各所の消毒を行う際も異常がないか確認を行いながら作業しています。

(ウ) 施錠管理

公開時間終了後、校舎及び敷地内に人が残っていないか確認をし、事務所の職員が施錠を行います。来館者入口以外の敷地出入口は、常時施錠しており、必要な場合のみ職員が開錠し、作業等終了後は、直ちに施錠します。勤務時間終了後は、最後の退所職員が機械警備を作動させ、敷地内入口を施錠し、退所します。

(エ) 侵入者等への警告

機械警備を作動している時間帯は、敷地内への侵入者等を感知した場合、機器による警告が作動します。

(オ) 夜間照明等

敷地内に3か所夜間照明を行っています。おおむね日没時から明け方まで点灯しています。

ウ 今後の対処方針

夜間の警備体制は、防火管理の面からも再検討が必要です。下記の点を検討し、防犯・防火体制の強化を図ります。

(ア) 夜間・休館日の警備体制

夜間・休館日における警備体制強化のため、警備員の常駐化を検討します。侵入者や近年のき損も夜間・休館日に発生している場合もあり、警備員常駐化によって異変への迅速な初期対応が可能となります。

(イ) 夜間・休館日の防火管理

防火設備の改善とともに上記の警備員の常駐化を図ることで、防火管理も強化されます。R型受信機と自動通報システム、遠隔管理防災システム等を整備することで、夜間の火災発生の際に、消防署及び関係職員への連絡の省略化と火災発生場所の詳細な把握が可能となり、

警備員による迅速な初期消火が可能となります。適切な初期消火を行えるよう、受託業者との防火管理に関する調整・協議を行う必要があります。

また、侵入者等への警告についても現状より強化するよう検討します。

(ウ) その他

建物への落書き等人為的な損傷行為については、ここ7年以上発生していませんが、観覧者への禁止事項の周知や不定期巡回の実施を周知することで防止に努めます。

(4) 防災設備整備計画

防災設備については、ガイドラインに則り、火災の早期覚知、初期消火対策、漏電火災対策、耐震対策、電気火災対策を中心に更新、増設を行います。R型受信器やアナログ式感知器、自動通報システム等を導入し、少ない職員体制の際も火災の早期覚知、速やかな初期消火・避難誘導に取り組めるようにします。各設備の具体的な改善案は、以下のとおりです。

ア 自動火災報知設備

自動火災報知設備は、少ない職員体制下や夜間における火災の早期覚知の改善に重点を置き、下記の設備を更新・設置します。

(ア) 受信機

現在のP型1級からR型受信機に変更します。

これにより、火災発生場所をきめ細かく把握できるようになり、迅速な消火活動につなげることが可能となります。

(イ) 副受信機

現在、受信機は事務所にだけありますが、職員が常駐し校舎により近い売店・トイレ棟にR型の副受信機を設置することで、売店においても詳細な火災発生場所を把握することができ、より迅速な初期消火活動が可能となります。また、夜間警備の常駐化を実施することを見越して、警備員の夜間待機場所にも副受信機の設置を検討します。副受信機の設置場所は、売店職員や警備員が確認しやすい場所とします。

(ウ) 感知器

既設の光電式スポット型煙感知器をより早期覚知が可能なアナログ

式煙感知器に変更します。また、建物特性や電気器具の設置場所等に考慮しながら、必要に応じて感知器の増設を検討します。

(エ) 漏電ブレーカー・感震ブレーカー

電気火災は特に対策が必要であるため、既存の漏電ブレーカーの点検、見直しを行うとともに、感震ブレーカーと放電検出ユニットを新設します。

(オ) 発信機

受信機に対応した発信機に更新します。

(カ) 自動通報システム

R型受信機の設置と合わせて、消防署への自動通報システムの構築を行います。なお、実施に当たっては消防署と十分な協議を行った上で導入します。

(キ) 遠隔防災監視制御システム

自動消火システムについては、なお検討を要するため、まずは夜間に火災を覚知した際、消防署への通報と合わせ、関係職員へ自動で連絡を行うシステムの構築を検討します。

(ク) 校舎周辺の炎感知器

現在、既に警備委託業務の中で設置されていますが、現在の設置場所が適正かどうか再検討し、必要であれば増設を行います。

(ケ) 侵入者等への警告装置

侵入者を感知した際に、音声による警告を発する等、現状の警告より強化した対策を実施します。

イ 消火設備

消火設備は、少ない職員体制時や、夜間においても迅速な初期消火活動を行えるようにすることを目的として下記の設備を整備します。

なお、校舎内部へのスプリンクラー等の自動消火設備については、校舎の重要な価値となっている紙天井を大きく改変してしまうこと、国宝附資料を含む収蔵資料の展示室としての活用を続ける限り、設備の作動による資料の水損や汚損の危険性を含めて慎重に設置の可否を検討する必

要があります。そのため、当面は、早期覚知と迅速な初期消火活動の観点から防災設備を改善していきます。

(ア) 屋内消火栓

現在は、作動に2人以上必要となる1号消火栓が1階と2階に設置されていますが、いずれも1人で操作可能な1号易操作型消火栓等に変更します。また、現在は、1、2階それぞれ1か所ずつの消火栓の増設を検討します。

(イ) 屋外消火栓

屋内と同様に、迅速な対応を図るため1号易操作性消火栓に変更します。現在は、校舎東南部と北側に設置していますが、校舎西側に十分に水が届かないおそれがあることと、東側テニスコート管理棟からの延焼対策のため、南西部に消火栓の増設を行います。

(ウ) 送水設備

故障した既設ポンプに替えてエンジンポンプを設置します。現在のポンプ室は地下室型ですが、浸水によるポンプの故障等の危険性があるため、ポンプ室の地上への新設を行います。

なお、エンジンポンプ設置までの間は、大型の消火器を設置し消火栓の代わりとします。

(エ) 貯水設備

新規エンジンポンプ設備の導入に合わせ、貯水槽の耐震性能の向上について検討するとともに、必要水量の検討を行います。

(オ) 消火器

消火器数については、現在設置している本数では十分な消火活動が行えないため、設置本数を随時増やしていきます（現在の設置箇所の本数を1本から2本又は3本へ増設）。また、校舎への影響に鑑み、現在設置している強化液系消火器から純水消火器への変更を行います。

適正な設置箇所や消火器の存在を知らせる表示方法については、随時見直しを行います。

(カ) スプリンクラー

校舎内への設置は、今後、慎重に検討を進めていきます。

ウ 棧唐戸開口部の煙対策

校舎2階にある棧唐戸（中央部と東側）の彫刻周りの開口部に透明な耐火ガラス等を設置することで、棧唐戸を仮の防煙扉として使用することが可能になるため、設置の可否を検討します。

エ 避難設備

通常は、1、2階のみの公開のため、避難器具の設置は不要と考えます。耐震対策工事完了後は、塔屋の限定公開を実施する場合がありますと考えられますが、その際は、内部への入場人数を制限するとともに、各所に職員を配置し、職員・入場者の間で有事の際の避難方法を共有することで対応することとします。

また、避難誘導のための放送設備は、既に設置され（使用は事務所から）、年2回の点検も行っていますが、校舎内で火災等を発見した際に事務所を介さず案内を開始できるようにハンドスピーカー等、非常時の指示に有効な器具の配置を検討し、順次整備します。

また、日本語が通じない方への誘導対策として英語等による自動音声案内の導入を検討します。

オ その他

テニスコート管理棟からの延焼に対する対策として、売店・トイレ棟の窓ガラスを耐火ガラスに変更することも検討します。

(5) 保守管理計画

消防法により定められた定期点検（作動点検、外観点検、機能点検、総合点検）を実施します。点検によって不良が発覚した場合、速やかに機能回復に努めます。また、予防保全のため防災設備等は設置後20年以内での更新を行うようにします。

日頃から職員による点検も実施していますが、火気管理や電気火災防止の点検表等を策定する等、より確実な点検を実施できるように方法を検討します。また、消防署や警備委託会社とともに緊急時の対応の確認を行うようにします。

2 耐震対策

(1) 耐震診断

地震時の来館者の安全を確保するため、「重要文化財（建造物）耐震診断

指針」(文化庁)に基づき、平成28年度から29年度にかけて国の補助事業として国宝旧開智学校校舎の耐震基礎診断を行いました。

(2) 診断結果と耐震補強

※「平成29年度重要文化財旧開智学校校舎耐震診断業務 基礎診断書」より抜粋

ア 保有耐震性能

耐震基礎診断は、文化庁文化財部『重要文化財(建造物)基礎診断実施要領』に従って行い、等価線形化法を用いて検討を行いました。耐震要素は、漆喰壁及び筋かいを評価しました。基礎診断における応答スペクトルは、告示スペクトルに加えて、近隣の松本城天守における模擬地震波(サイト波)のスペクトルを用いて検討を行いました。

診断の結果、漆喰壁の評価によって程度の違いがあるが、活断層の直近に位置しており想定される地震の規模が大きいため、既存の耐力要素では必要耐震性能が不足することが判明しました。

イ 判定

必要耐震性能としては「安全確保水準」を目標としました。判定結果は、「3 大地震動時の倒壊危険性」となりました。

以上のような結果となったため、地震時に倒壊せず、来館者等の生命に重大な危害を及ぼさないレベルである安全確保水準(文化庁「重要文化財(建造物)耐震基礎診断実施要項」)を満たすよう耐震対策工事を令和2年度から行っています。

(3) 地震に対する対処方針

「国宝旧開智学校校舎消防計画」第4章 震災対策(第7章—3参照)に基づき、地震発生時の人命救助及び文化財保護にあたります。

また、地震時の避難誘導マニュアルの策定と周知、搬出物品リストや応急措置物品リスト等も合せて策定し、地震の発生に備えます。

3 その他の災害対策

その他の災害の中で、避雷対策については、国宝旧開智学校校舎近辺において落雷の発生は稀であること、塔屋頂部の柱に避雷設備が設置され、年2回の点検を実施していることから、現状の対策を続けていくことを基本とします。また、誘導雷(雷サージ)の発生に備えて、今後、更新する自火報装置は雷サージ対策を実施することとします。

そのほか考えられる災害対策については、それぞれ下記のように対応します。

(1) 台風・強風

ア 現状と課題

国宝旧開智学校校舎の南は、松本市立開智小学校の校庭となっており、遮るものがないためか南風が校舎に強く吹き付ける傾向にあります。

平成24年4月、強風時に塔屋風見柱が落下するという事故が発生しました。風見柱の根元部が腐朽し、それが強風で折れたというのが原因と考えられます。

耐震基礎診断を実施した結果、極稀暴風雨（建築基準法施行令第87条の1.6倍で計算）の時に耐力が不足するという診断を受けており、耐震対策工事が必要な一因となっています。

イ 今後の対策

天気予報等により強風の発生状況について注意するようにします。強風が予想される時には建物の破損の防止や飛来物の撤去等の対応を行います。

ガラス窓や風見柱の文字盤等、強風によってき損が発生する可能性のある箇所が散見されるので、定期的な建物の点検と枝飛来によるき損を防ぐための周辺樹木の管理が必要です。また、強風の発生後には、校舎の各所を点検しき損等がないか確認を行います。き損等が確認された場合は、応急処置を施した上、所定の手続きを行った後に適切な措置を講じるようにします。

(2) 雪害

ア 現状と課題

本市は安曇地区を除き積雪量は多くはなく、10cmを超える積雪が年に数回あるかないかという程度です。しかし、平成26年2月には2週続けて大雪となり、国宝旧開智学校校舎近辺の地区で75cmの積雪が記録されました。

校舎の屋根に積もった雪が、解けて落下する際に屋根瓦のき損及びずれ等を誘発することが度々発生しています。特に、日当たりの悪い校舎北側の屋根における被害が多くなっています。その都度応急措置を行っていますが、将来的には地震時の瓦落下による被害を防止するため屋根瓦の補強等を検討する必要があります。

校舎周辺は植栽等で囲われている部分が多く、雪の落下による来館者のけが等の危険性は低いです。ただし、車寄部分と校舎北側は、校舎に近

接できるため、注意が必要です。現状は、車寄付近に校舎からの落下物注意の掲示を行い、北側は立ち入り禁止区域としていますが、今後もそれを継続します。

イ 今後の対策

多量の積雪が発生した際は、校舎の各所を点検し、き損状況の確認を行います。き損等が確認された場合は、応急処置を施した上、所定の手続きを行った後に適切な措置を講じるようにします。

(3) 大雨対策

ア 現状と課題

本市は中央高原型の内陸性気候のため、年間を通して降水量が少なく、年間降水量は約1,000mm程度となっています。しかし、近年は局地的に多量で短時間の雨が発生することが度々あり、令和2年7月には市域に大雨特別警報が発令されました。今後も、極端な大雨と全く雨が降らない日がそれぞれ増加するという予測もされており、集中豪雨への対策も必要性が高まっています。

校舎北側には1級河川である大門沢川が流れていますが、校舎と近接している箇所は川幅が狭くカーブしているため、大雨の際は水位の上昇に注意する必要があります。校舎と川の間にある図書館の駐車場の周囲には高さ90cmほどのコンクリート壁がめぐらされており、校舎に氾濫した水が届くおそれは少ないですが、水位の状況把握に努める必要があります。

校舎屋根面に降った雨水は、校舎の四方を囲む軒樋から縦樋を通して排水路に落ちるようになっています。樋に飛来した落ち葉等がたまると樋管から水があふれ校舎外壁に直接水が当たってしまいましたが、年に1回、清掃業務委託の中で軒樋の清掃を行い、樋管が詰まらないようにしています。

平成25年及び28年の大雨時には、雨漏りが発生しています。いずれも、横殴りの雨になる程の強風となった場合であり、普段とは異なる場所に雨が当たったことにより雨漏りにつながったのではないかと考えられています。また、校舎の窓枠等の隙間からも雨水が浸潤することがあります。

イ 今後の対策

天気予報等により風向き・雨量等を確認し、被害が発生しそうな場合は、

適宜窓の隙間に吸水紙等を詰めることによって、内部への浸潤を防ぐ手段を講じることとします。雨が止んだ後には、校舎の各所を点検し、雨漏りやき損等がないか確認を行います。き損等が確認された場合は、応急処置を施した上、所定の手続きを行った後に適切な措置を講じます。

また、屋根瓦がずれていると、雨が屋根の漆喰内部に浸潤し、後に漆喰壁の落下を引き起こすことがあります。屋根瓦の定期点検の実施を検討します。

第5章 活用計画

1 活用の基本方針

(1) 活用の現状

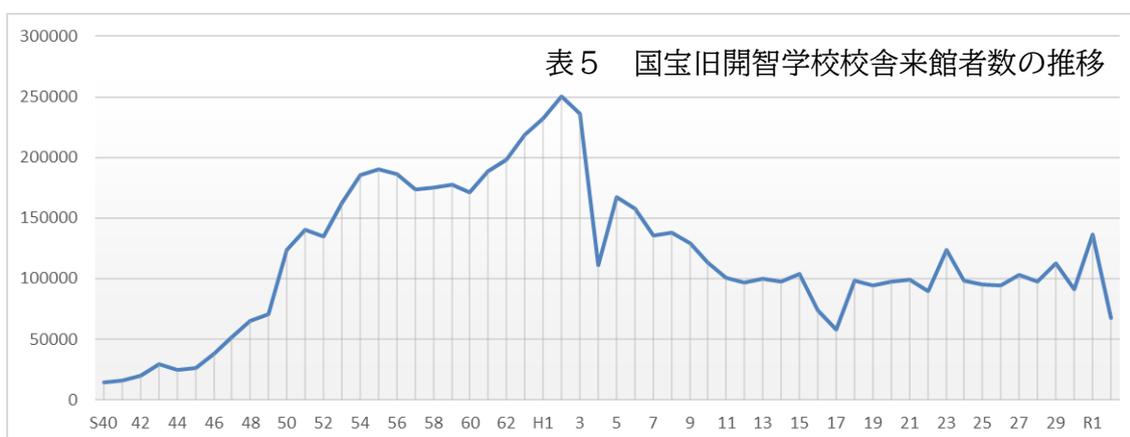
ア 活用・公開の現状

現在、国宝旧開智学校校舎は建物と教育資料の保存活用を行う博物館施設として、開館日を定めて一般公開しています。塔屋等の一部区域を除き、敷地内及び校舎内1階と2階を有料で公開しています。

明治6年(1873)に開校した開智学校(現松本市立開智小学校)の校舎として明治9年から昭和38年(1963)まで使用された後、現在地に移築され文化財建造物と教育資料を公開・展示する博物館として活動しています。本来の初等教育機関としての役割にとどまらず、社会教育や生涯学習の分野も含めて、長く松本の学びの拠点となってきたその歴史性から、学都松本の象徴となっています。

(ア) 来館者数の推移

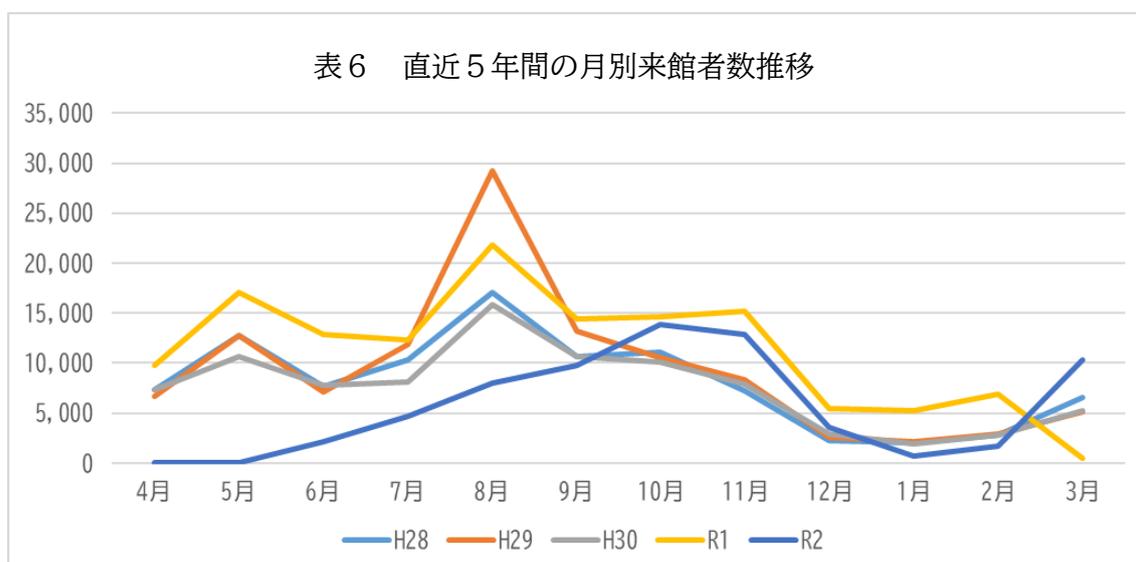
国宝旧開智学校校舎への来館者は、博物館として開館した昭和40年度の14,260人から次第に増加し、昭和50年度には10万人、同63年には20万人を超えました。その後は、平成2年度の25万人をピークに減少傾向となり、近年は10万人前後で推移しています。令和2年(2020)初旬からの新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、令和2年度は大きく来館者数が減少しました。(対前年度比49.7%、R元:136,289人→R2:67,720人)また、令和3年6月からは、耐震対策工事による長期休館のため来館者数が皆減となっていますが、校舎外観及び隣接する長野県宝松本市旧司祭館への来館者がいるため、一定程度の来訪者がみられます。



来館者数の推移は表5のとおりです。来館者数の減少は様々な要因が重なった結果ですが、特に、平成3～4年度の保存修理工事に伴う長期休館を境に大きく減少しているため、長期休館によるマイナスの影響には注意をする必要があります。現在、実施している耐震対策工事は令和3年6月から令和6年秋頃までを予定しており、3年以上の長期休館となります。昭和40年の開館以降で最も長い休館期間となるため、認知度や期待値の低下に十分留意する必要があります。

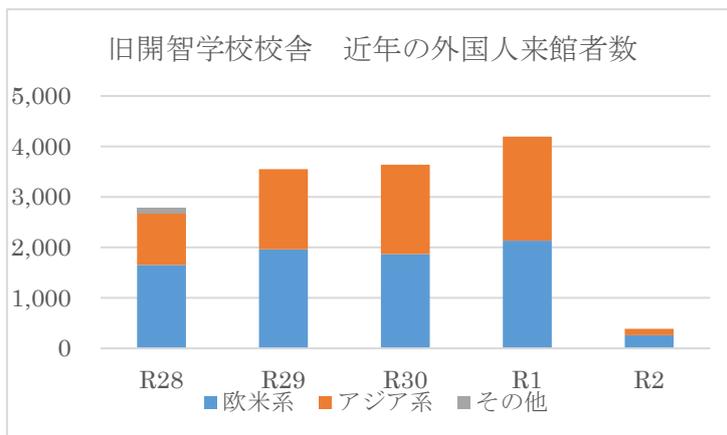
直近の10年間の間で、来館者数の対前年度比が大きく上昇したのは、平成23年度（対前年度比108.6%）と同29年度（対前年度比115.1%）、令和元年度（対前年度比149.5%）です。平成23年度はNHK朝の連続テレビ小説が松本・安曇野を主な舞台としたことによる地域全体の観光客増加という要因がありました。平成29年度は、松本市制施行110周年記念事業として、7月から9月の間、国宝松本城・松本市美術館との共通券が販売されたことによる増加が要因として挙げられます。また、令和元年度は5月中旬の国宝指定に関する報道発表後に観光客が大幅に増加しました。令和2年初旬からの新型コロナウイルスの世界的拡大により、同3月はほとんど臨時休館となりましたが、年度単位でも対前年度比150%アップとなりました。このことから、テレビによる宣伝効果や国宝指定といった外的要因による増加以外にも、市内主要観光施設を含んだ共通券販売が来館者増に効果的だったことがわかります。

季節ごとの来館者数の状況は表6の通りです。平成29年度の夏季に大きく来館者数が増加しているのは、市制110周年記念による松本城と美術館との共通券販売による影響です。令和元年度（平成31



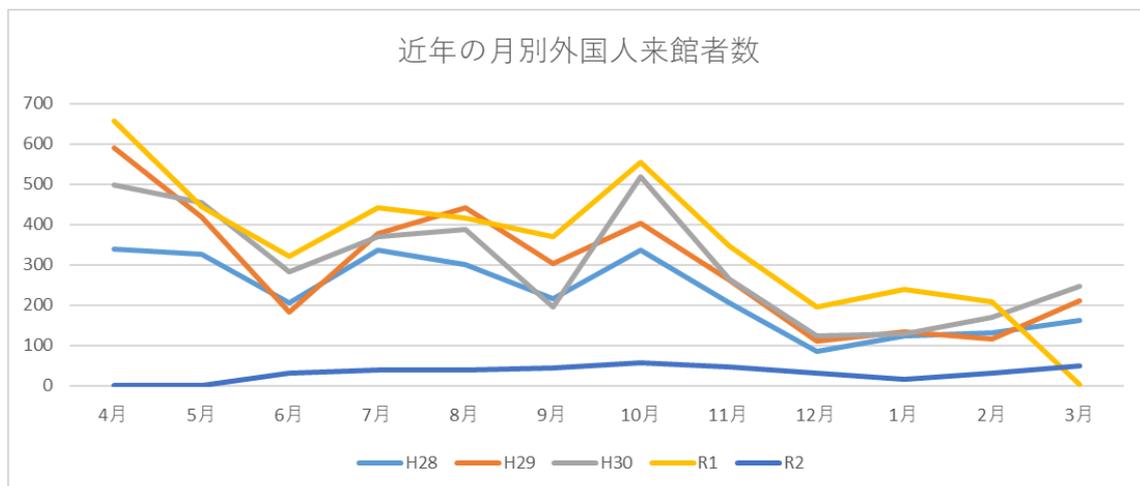
年度)は国宝指定により、新型コロナウイルスの影響で月のほとんどが休館となった3月を除き、通年で来館者数が増加しています。

季節による来館者数の増減の傾向をみると、ゴールデンウィークや夏季休業、シルバーウィークといった、連休・繁忙期に大きく増加します。反対に、上高地閉山以降、12月から3月中旬にかけての冬季は、全市的な観光客の落ち込みの影響を受け、来館者数は大きく落ち込む状況が続いています。



	欧米系	アジア系	合計
R28	1,650	1,021	2,671
R29	1,965	1,586	3,551
R30	1,866	1,773	3,639
R1	2,133	2,063	4,196
R2	260	127	387
計	7,874	6,570	14,444

表7 直近5年間の外国人来館者数の推移



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H28	7,371	12,771	7,652	10,334	17,045	10,633	11,138	7,194	2,276	2,001	2,814	6,586	97,815
H29	6,672	12,802	7,122	11,877	29,275	13,227	10,590	8,334	2,537	2,121	2,970	5,100	112,627
H30	7,383	10,678	7,730	8,138	15,814	10,653	10,090	7,852	2,871	1,957	2,774	5,218	91,158
R1	9,770	17,077	12,877	12,297	21,810	14,438	14,694	15,245	5,511	5,229	6,878	463	136,289
R2	0	0	2,181	4,728	7,970	9,818	13,849	12,880	3,618	655	1,744	10,277	67,720
月別計	31,196	53,328	37,562	47,374	91,914	58,769	60,361	51,505	16,813	11,963	17,180	27,644	505,609

表8 直近5年間の外国人来館者数の推移 (月別)

また、外国人来館者数の動向をみると、新型コロナウイルス蔓延前までは、漸次増加してきましたが、いずれも全入館者数の数%程度にとどまっています。統計を取り始めたのが平成26年からであり、目視による確認のため正確な数値ではありませんが、欧米エリアとアジアエリアを比較すると欧米エリアからの来館者数の方が多い傾向になっています。ただし、平成30年度と令和元年度はほぼ同数となっており、傾向に変化がみられました。外国人来館者の圧倒的多くが個人旅行の形態をとっており、これまでは個人の知的好奇心の高い欧米層に好まれる傾向にあったと考えられますが、国宝指定や新型コロナウイルス等の要因によって傾向が変化しているため、今後は継続的により詳細な統計を取って分析していく必要があります。

外国人来館者数の季節ごとの傾向としては、4月と10月にピークがあり、夏季も高めで推移する反面、冬季は落ち込みが大きくなります。これは「松本市観光ビジョン」で示された外国人延べ宿泊者数（月別）のグラフの傾向と同じであり、市域全域の外国人観光客の動向に影響を受けていることがわかります。

(イ) 博物館としての活用

（組織）国宝旧開智学校校舎は、昭和38年度から39年度にかけて実施した移築復原工事の際、校舎の活用方針を「貴重な教育資料を展示する陳列館」と決めました。以来、校舎の内部では、所蔵する建築資料と教育資料を用いた展示活動を行っています。校舎内の元教室等の諸室を展示室として、内部に様々な展示ケースを設置して常設展示を行っています。明治初期の学校建築という建物の特性上、仕切られた部屋が連続する構造となっているため、約11万点（令和3年度現在）に及ぶ収蔵資料から部屋ごとに様々なテーマを設定して常設展示を構成しています。

常設展示とは別に、年に3～4回程特別展・企画展も開催しています。特別展は外部からの資料借用を含む複数の部屋にまたがる規模の展覧会、企画展は収蔵資料を用いた研究成果の発表を中心とした展覧会といった性格を有しています。1階南西部の特別展示室（元教員控室）を中心に行いますが、各部屋の常設展を撤収して特別展・企画展の資料を展示する場合があります。近年の特別展・企画展の開催状況は表9のとおりです。

表9 近年の特別展・企画展開催状況

年度	事業名	会期
H27	工芸の五月参加企画 「文明開化の職人技～旧開智学校校舎の魅力」	4/25(土)～5/31(日)
	成城学園・松本市連携企画澤柳政太郎生誕150周年記念特別展「澤柳政太郎とその時代」	7/18(土)～9/23(水・祝)
	開館50周年記念展「教育博物館50年のあゆみ」 姉妹館提携10周年記念展「重文岩科学学校の魅力」	11/1(日)～H28.1/11(月・祝)
H28	戦争と平和展 「戦時下の開智学校～子どもの日記からみる戦争」	8/6(土)～9/25(日)
	重文旧開智学校校舎創建140周年記念事業 記念特別展「旧開智学校の魅力」	8/28(日)～11/27(日)
H29	松本の近代建築連携展 「大工棟梁が手がけた松本の近代建築」	6/3(土)～10/1(日)
	重要文化財旧開明学校姉妹間連携30周年記念特別展 「旧開明学校校舎収蔵資料展」	10/6(金)～12/6(水)
H30	企画展「旧開智学校校舎誕生と立石清重」	7/14(土)～9/17(月・祝)
	特別展「信濃の国と浅井冽」	10/13(土)～11/25(日)
R元	改元記念コーナー「万葉集と学校教育」	5/1(水)～12/28(土)
	国宝答申報告展示コーナー	5/30(木)～9/30(金)
	学都松本ミュージアムめぐり 企画展 「教育からみる開智学校・山辺学校・松本高等学校」	6/29(土)～8/25(日)
	国宝指定記念事業 国宝附指定資料特別公開	9/14(土)～10/27(日)
	国宝指定記念事業 「大工道具展」	8/31(土)～10/20(日)
	京都市学校歴史博物館連携特別展 「学校資料を伝えて、使って—教育資料のこれから」	10/26(土)～12/8(日)
R2	インターネット展覧会「開智学校の長期休業」	5/8(金)～7/26(日)
	企画展「開智学校の体育と保健」	7/18(土)～8/22(火・祝)
	国宝指定1周年記念企画展「開智学校の今昔」	10/17(土)～12/13(日)
	インターネット展覧会 「松本の小学校とスペインインフルエンザ」	3/27日(土)～6/26(日)
R3	企画展「開智学校と地震」	4/24(土)～5/31(月)
	旧開智学校校舎耐震対策工事速報コーナー設置 (県宝松本市旧司祭館)	6/1(火)～耐震工事竣工まで

また、講演会や講座等を中心とする学習支援事業も年に数回実施しています。施設の性格上、展開する事業は主に、擬洋風建築をはじめとする近代建築をテーマとするものと、収蔵教育資料や開智学校を中心とした近代教育をテーマとするものの2つの方向性を有しています。近年の学習支援事業の展開は表10のとおりです。

表10 近年の学習支援活動の実施状況

年度	事業名	日時	内容	会場
H27	名古屋大学重要文化財馬場家住宅研究センター公開講座「開智学校の魅力」	9/12(土)	講座 フィールドワーク	市中央図書館 3階視聴覚室 旧開智学校校舎展示室
	開明学校姉妹館連携事業「開明学校の明治の授業」	10/18(日)	体験講座	校舎内特別展示室
H28	紙芝居「ぼくらは開智国民学校1年生」	8/15(月)	紙芝居実演	旧開智学校校舎 1階特別展示室
	校舎創建140周年記念事業 講座「旧開智の魅力再発見」	10/1(土)	講演会 フィールドワーク	旧開智学校校舎
	校舎創建140周年記念事業 見学会「旧開智近隣の近代建築見学会」	10/29(土)	見学会	旧開智学校校舎 市内各所
H29	松本の近代建築連携展 見学会「近代建築見学会 マチナカ編」	9/30(土)	見学会	旧開智学校校舎 市内各所
R元	国宝指定記念事業 「校舎見学会」	8/3(土) 11/3(日・祝)	見学会	旧開智学校校舎
	国宝指定記念事業 明治の授業体験「明治の授業をしよう」	11/16(土)	体験講座	旧開智学校校舎 1階特別展示室
	国宝指定記念セレモニー	10/5(土)	式典	開智小学校体育館 旧開智学校前庭等
	京都市学校歴史博物館連携特別展記念講演会 「学校資料保存の最前線—京都市の事例を中心として」	10/26(土)	講演会	旧開智学校校舎 2階講堂
	耐震対策工事見学会	12/18(土)	見学会	旧開智学校校舎

※松本市中央図書館や松本市立博物館等を会場とし、校舎を使用しなかった事業は含みません。

(ウ) 耐震対策工事による休館中の活用状況

国宝旧開智学校校舎の耐震対策工事により、令和3年6月から3年程度の長期休館に入っているため、外観の見学以外に校舎内の見学や

展示の観覧は休止しています。その代替措置として校舎内の展示の一部と売店を隣接する松本市旧司祭館に移設し、旧司祭館内で国宝旧開智学校校舎の紹介展示や売店の営業を継続しています。また、新たに動画をはじめとしたデジタル技術を活用した情報発信にも取り組み始めました。

今後は、国宝旧開智学校校舎と旧司祭館、同じ松本市城北地区に残る松本市重要文化財高橋家住宅を中心に他施設等との連携を広く展開することで、校舎の価値や魅力を発信していくことを検討しています。加えて、工事見学会も年に複数回実施する予定となっており、工事休館中ならではの情報発信に取り組んでいきます。

(エ) 国宝旧開智学校校舎に関するまちづくりの方針

松本市では令和3年度に「松本城三の丸エリアビジョン」を策定しました。本ビジョンは、国宝松本城天守及び国宝旧開智学校校舎を含む松本城三の丸周辺において、松本市基本構想2030の基本理念、三ガク都に象徴される松本らしさの「シンカ」（進化・深化）の具現化に向けて策定したものです。これまでの歴史の蓄積や地域の風土、多様な文化を支える人材に根差した「誰かに語りたくなる暮らし」の場を目指し、訪れる人にとっても「何度でも通いたくなる街」へとつなげることを目的としています。

「松本城三の丸エリアビジョン」ではエリア内を10の界限に分けてアクティビティや場所の創造を考えていく方針です。

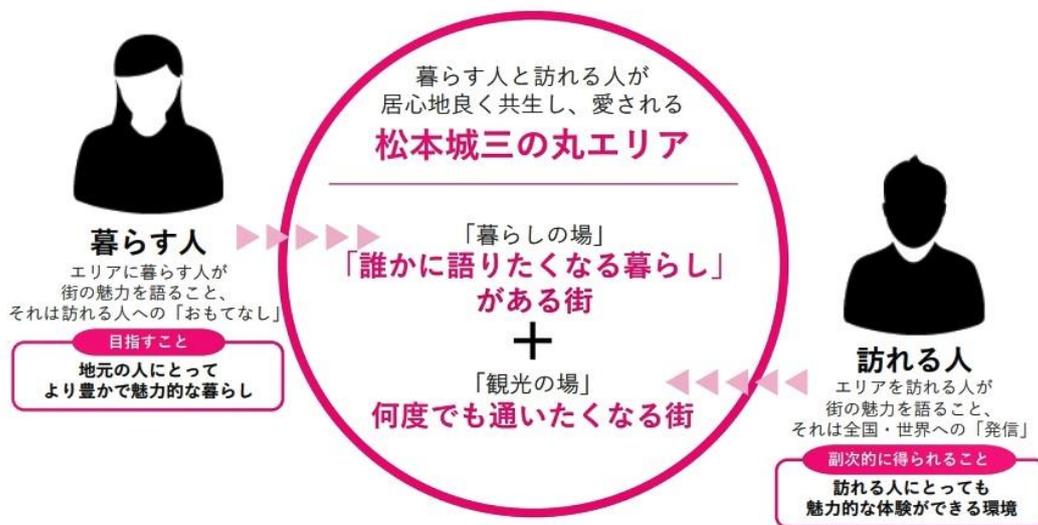
国宝旧開智学校校舎に関連する界限としては、⑩旧開智学校界限と2つの国宝をつなぐ機能を期待される⑨鷹匠町・北馬場界限が該当します。

⑩旧開智学校界限では、「自然と共に学都の精神が育まれる暮らしと学びの共生の場」を目指す将来の姿としています。また、⑨鷹匠町・北馬場界限では、「暮らす人と訪れる人が緩やかに共生する2つの国宝の架け橋」を目指す将来の姿としています。今後、各界限でビジョンの実現に向けてそれぞれの推進組織が小さなチャレンジを進め、効果検証、改善を繰り返し、持続可能なまちづくりの仕組みを構築しつつ、地域に根差したまちづくり・事業を展開することが明記されています。（組織）国宝旧開智学校校舎もエリアの推進組織の一角となり、ビジョン実現のための周辺環境の在り方を見直していく必要があります。

図17 「松本城三の丸エリアビジョン」(関連部分抜粋)

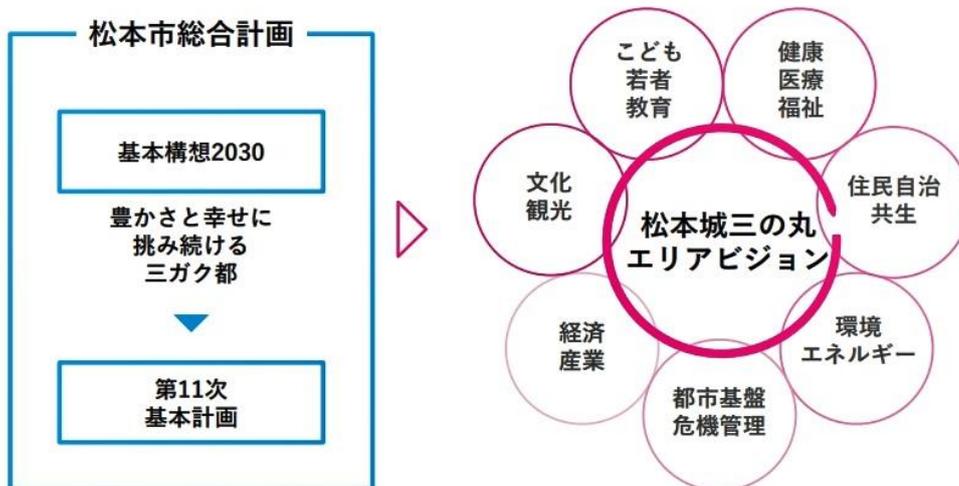
※詳細については、松本市公式ホームページをご確認ください。

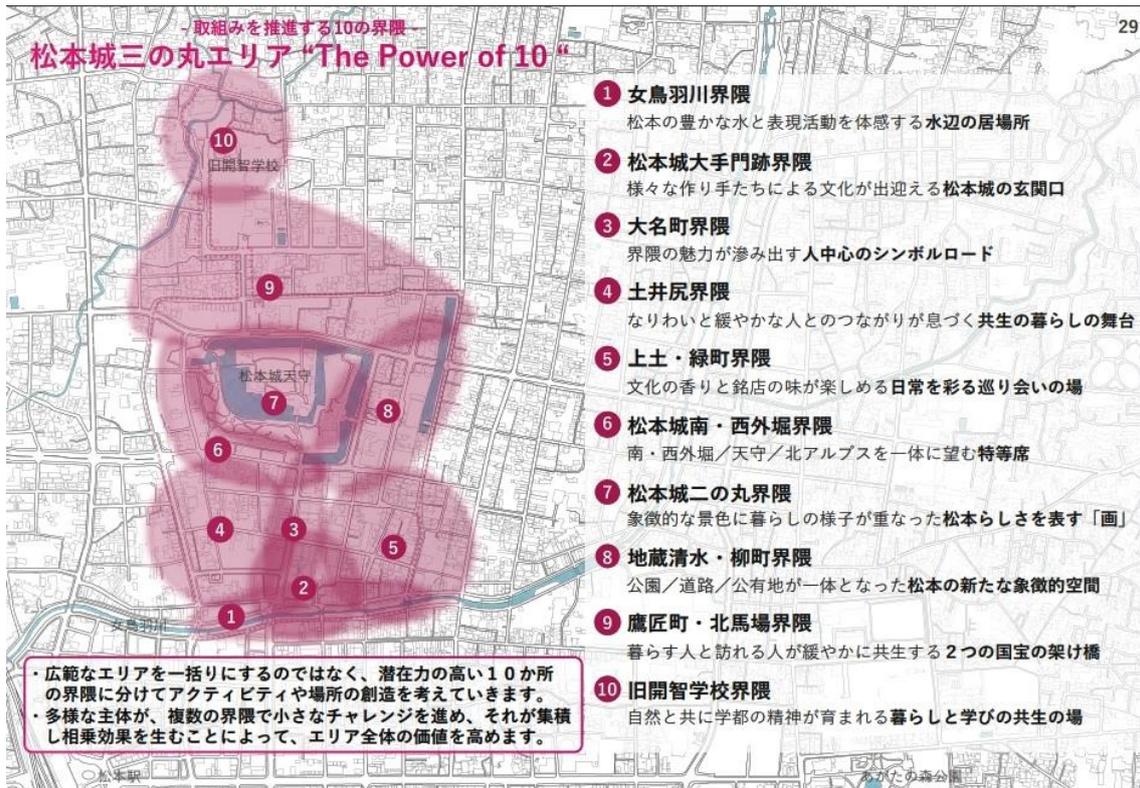
地元の人が「誰かに語りたくなる暮らし」をつくる。
そして、訪れる人が何度でも通いたくなる街を目指す。



総合計画に基づく各種計画を横断・橋渡しするビジョン

このビジョンは、松本市総合計画・基本構想2030の基本理念に掲げた三ガク都に象徴される松本らしさの「シンカ」(進化・深化)の具現化に向けて、松本城三の丸周辺エリアに関わる各種計画を横断し、分野の隙間を橋渡しする取組みの拠り所とします。





10の界隈 ⑨鷹匠町・北馬場界隈



[特性/潜在力]

- ・ 2つの国宝の間に位置
- ・ 居住機能の一定の集積
- ・ 高齢世帯割合が高い
- ・ 連鎖的空き店舗活用の動き

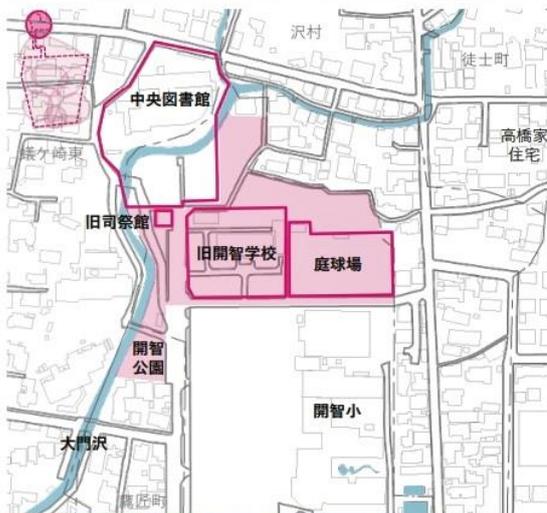
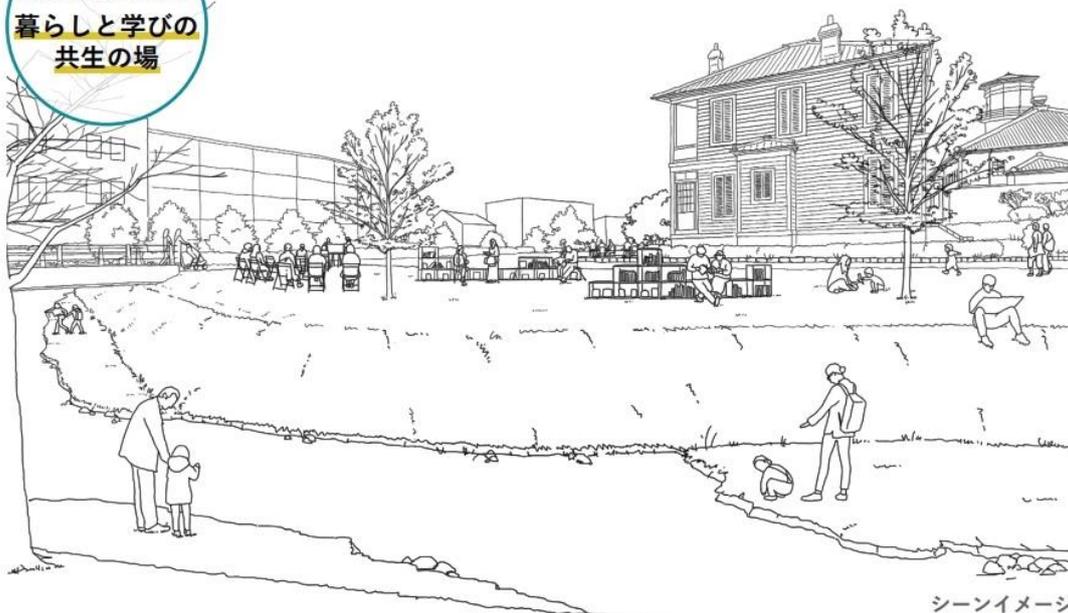
[地域組織など]

- ・ 鷹匠町/北馬場/丸の内(町会)
- ・ お城周辺地区まちづくり推進協議会 第1ブロック

[取組方針]

- ・ 空き家/空き地を活用し、日常の暮らしやすさを高める機能を導入する。
- ・ それにより居場所の選択肢と暮らしを感じられる接点を増やし、暮らす人と訪れる人が緩やかに共生できる環境を作る。
- ・ ユニバーサルデザインの考え方にに基づき道路などの公共空間を改善することで、誰もが安心して巡れる環境を生み出す。

自然と共に
学都の精神が育まれる
**暮らしと学びの
共生の場**



[特性／潜在力]

- ・ 学びの拠点としての、国宝旧開智学校校舎と中央図書館
- ・ 周辺に居住機能が集積
- ・ 旧司祭館／テニスコート等の活用可能性
- ・ ホタルがいる大門沢川

[地域組織など]

- ・ 鷹匠町／北馬場／丸の内／鷹ヶ崎東／沢村(町会)
- ・ お城周辺地区まちづくり推進協議会第1ブロック

[取組方針]

- ・ 近代教育の黎明を象徴する国宝旧開智学校校舎と日常的な学びの場である図書館の存在を活かして学都の精神が育まれる環境や機会を作る。
- ・ ホタルのいる大門沢川に代表される豊かな自然環境を体感できる日常の憩いの場を創出する。
- ・ 小学生や児童が安心して通学し遊ぶことができるよう、自動車の通過交通を抑制する。
- ・ 界隈の施設管理者は界隈の将来像を共有した上で各施設の在り方を検討する。



(2) 活用の基本方針

ア 文化財建造物としての活用

国宝旧開智学校校舎は国宝建造物として、その歴史的・文化的価値を広く一般に発信していく必要があります。そのため、開館日を定めて一般公開を行い、多くの人が校舎の持つ価値を身近に体感できるように活用していきます。特に、国宝指定時に「近世社会からの変革と近代化を推進した開化期の洋風建築の受容を示し、近代教育の黎明を象徴する擬洋風学校建築の最初期の遺構として、深い文化的意義を有している。」と評価された点を理解できるよう、適切な解説・体験設備等を整備していきます。その際は、明治の学校の雰囲気壊さない様に校舎内外の環境にも配慮して、建物と教育資料のバランスの取れた公開を目指します。

また、ユニークベニュー（「博物館・美術館」「歴史的建造物」「神社仏閣」「城郭」「屋外空間（庭園・公園、商店街、公道等）」等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと）の考え方を積極的に取込み、これまで以上に多角的に校舎の価値を磨き、高めるような活用を行っていきます。その際は、校舎の保存に影響を及ぼさないよう、また、活用に伴う新たな火災リスクへの対応について十分に検討を行った上で実施していきます。

イ 博物館としての活用

（組織）国宝旧開智学校校舎は教育博物館として、「校舎を設計・施工した大工棟梁立石清重が残した資料をもとに、国宝指定された擬洋風校舎としての価値を伝える」ことと、「収蔵する教育資料をもとに松本を中心とした学びのあゆみを伝える」ことを主なテーマとして活動しています。常設展のほかに、年数回の特別展・企画展、校舎を会場とした各種講座の開催等を行い、校舎や教育資料の価値や魅力を多角的に発信していきます。

こうした活用の基盤となる資料収集・保存、調査研究活動も積極的に進めていき、学都松本の学びのアーカイブズとなるよう、様々な学びの活動の収集・記録・情報化にも取り組んでいきます。

ウ 観光資源としての活用

国宝旧開智学校校舎は、松本市の主要な観光スポットにもなっています。近年の来館者は年間約10万人前後で推移していましたが、国宝指定以降に来館者が急増したことを踏まえ、これまで以上に観光活用を積極的に行っていく必要があります。近世を象徴する松本城と近代初頭を象徴する国

宝旧開智学校校舎という、2つの国宝建造物を生かした観光施策に寄与できるよう、周辺整備や観光コンテンツ開発等の観光資源としての磨き上げも行っています。

現在は耐震対策工事による長期休館中であり、リニューアルオープンは今後令和6年度末頃を予定しています。その間は、隣接する長野県宝松本市旧司祭館の活用やデジタル技術を用いた様々な情報発信に取り組むとともに、リニューアルオープンを見据えた周辺環境等の整備を行っていきます。

エ 学びを軸としたまちづくりへの寄与

学都のシンカに向けて、学都松本のシンボルとなっている校舎を活用した学びの事業を積極的に実施していきます。国宝指定されている校舎と所蔵する“日本一の教育実践資料”と評価される開智学校関連資料を中心とする学びの資料を活用して、学校教育や市民の生涯学習等、多彩な手法を用いてあらゆる学びの活動に寄与します。

また、校舎を含めた周辺一帯が、市民と観光客にとって「学びを楽しむ憩いの空間」となるように界隈の関係者の方々と協力して、よりよい在り方を探っていきます。

以上のことを踏まえ、国宝旧開智学校校舎の公開・活用の方針を下記のとおり定めます。

①国宝校舎の一般公開（建物の価値と魅力の発信）

価値を伝えるための適切な解説・体験設備等を整備していくとともに、これまで以上に多角的に校舎の価値を磨き、高めるような活用を行います。また、来館者が安全で快適に利用できるよう環境整備も行います。

②教育博物館としての展示や事業の展開（学びのあゆみを発信）

教育博物館として、校舎の価値と学びのあゆみを伝える展示や各種事業を行っていきます。その際は、建物と資料のバランスの良い公開・活用を心掛け、よりよい発信手法を常に検討していきます。

③松本の文化観光の拠点（2つの国宝ブランド）

近世を象徴する松本城天守と近代初頭を象徴する旧開智学校校舎という、2つの国宝建造物を生かした文化観光施策に寄与できるよう、周辺整備や観光コンテンツ開発等の観光資源としての磨き上げも行っています。

④学都のシンボル（学びのまちづくりの拠点）

学都松本の学びのアーカイブズとなるよう、様々な学びの活動に関する資料・情報の収集・記録化に取り組みます。そして、その成果を市民の生涯学習や学校教育等に積極的に還元していきます。また、校舎を中心とした周辺一帯が、市民と観光客にとって「学びを楽しむ憩いの空間」となるように整備を進めていきます。

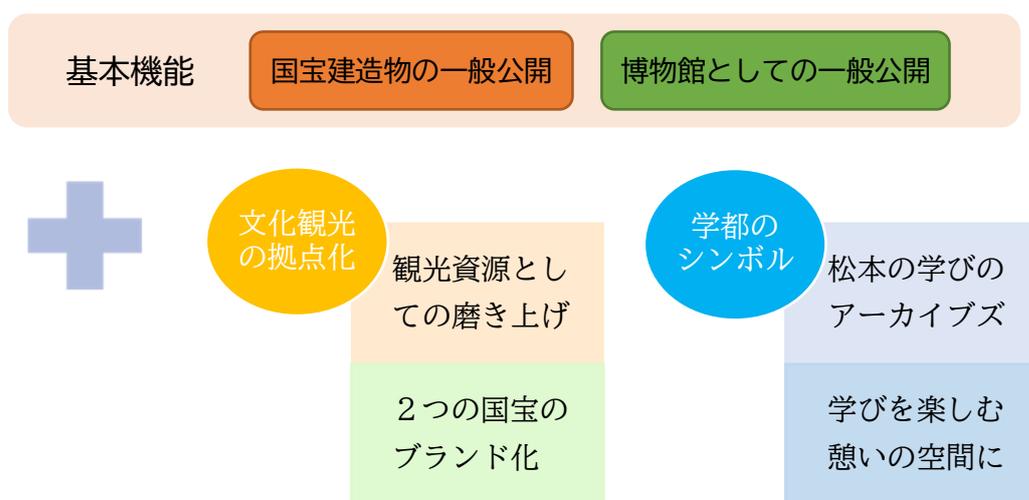


図18 旧開智学校校舎 活用基本方針のイメージ

(3) 活用に関する主な課題と取組みの方向性

活用・公開に関する現状から、国宝旧開智学校校舎の活用に関する課題の一覧は次のようになります。

- ① 国宝建造物の魅力と価値を発信するための機能の強化
- ② 学都のシンボルとしての役割の整理と強化
- ③ 平成初期からのゆるやかな入館者数減
- ④ 外国人来館者数の低水準
- ⑤ 耐震対策工事による長期休館の影響
- ⑥ すべての人にやさしい施設となるためのユニバーサルデザイン化
- ⑦ 繁忙期を中心とした入館者整理誘導
- ⑧ 裾野を広げるデジタル技術を活用した発信
- ⑨ 松本城三の丸エリアビジョンに示される将来像へのアプローチ
- ⑩ 講座・体験などのための場の確保、建物の公開・資料展示・体験のバランスの取れた活用
- ⑪ 市内の文化財建造物との連携、事業展開
- ⑫ 2つの国宝を中心とする回遊性向上

これらの課題の現状と今後の取組みの方向性は表 1 1 のとおりです。

表 1 1 活用に関する主な課題と取組みの方向性	
① 国宝建造物の魅力と価値を発信するための機能の強化	
課題	令和元年（2019）に、近代学校建築としては初めて国宝に指定された旧開智学校校舎は、開化期に日本人大工が西洋建築を取り入れる過程をよく表すことと、近代学校制度の草創期の理想的な教育環境を示すことから、文化史的に価値の高い建物と評価されました。国宝指定により関心が高まったことを踏まえて、これまでの博物館としての活動を強化していくとともに、様々な手法を取り入れて国宝建造物の魅力と価値を広く発信していくことが必要です。
取組みの方向性	国宝建造物の魅力と価値を広く発信していくため、校舎の公開と価値を伝える展示活動を行っていきます。その際には、国宝附指定を受けた建築資料63点（文書資料56点、図面資料7点、「第7章資料編」の一覧のとおり）の保存と活用、市内中央を流れる女鳥羽川沿いから移築してまで保存してきた経緯、移築に当たって取り壊

しとなった東西棟（教室棟）やその他の付属棟といった要素も含めて活用・発信を行います。既に無くなってしまった棟や移築により失われた原風景等の発信には、デジタル技術を活用してより効果的な発信に取り組んでいきます。

また、近年広まっているユニークベニユーの考え方も積極的に取り入れ、校舎にゆかりのあるピアノを用いた演奏会をはじめ、多様な活用方法について検討・企画していきます。

②学都のシンボルとしての役割の整理と強化

課題

松本市は、明治中期から昭和10年（1935）まで、市内の小学校を1校のみとし、開智学校を本校、その他の市内の小学校を全て部校として位置付けた一市一校制という体制をとりました。また、開智学校は、現在の松本市中央図書館や松本市立博物館、松本市立幼稚園といった市立の教育施設に加え、信州大学教育学部や長野県松本深志高等学校といった教育機関の母体となり、自由民権運動や地域の美術会の活動の場となるなど、初等教育だけでなく、あらゆる学びの活動の場となってきました。

こうした歴史性と“日本一の教育実践資料”と評価される開智学校関連資料を中心とする学びの資料を多数収蔵していることから、国宝旧開智学校校舎は学都松本の象徴として位置づけています。今後も、学びの歴史と学校資料を保存活用していくことに変わりはありませんが、松本の学びの象徴として更なる機能強化を図っていく必要があります。



写真17 収蔵庫の教育資料

取組みの方向性

学都の象徴としての機能を強化していくに当たり、その由来となっている教育資料の取り扱いについて整理する必要があります。（組織）国宝旧開智学校校舎では、開智学校に関する資料を中心に収集していますが、学校教育のみにとどまらず、社会教育や生涯学習といった分野にまで範囲を広げ、広く松本の学びを伝える博物館として「松本の学びのアーカイブズ」となっていく方向性が考えられます。そうして蓄積された学びの歩みを気軽に楽しめるよう、周辺環境も含めて整備することにより、学都のシンボルとなることを目指

	します。
③平成初期からのゆるやかな入館者数減	
	課題
	<p>平成2年度がピークとなった年間入館者数ですが、現在は10万人前後で推移しており、令和元年度は国宝指定によって約13万人まで増加しました（ただし令和2年3月は新型コロナウイルスによりほぼ休館）。令和3年6月から耐震対策工事による長期休館といったマイナス要因もありますが、その影響を最小限にとどめる対策も必要になります。</p> <p>特に落ち込みの著しい冬季の入館者増に向けた取組みが期待されています。</p>
	取組みの方向性
	<p>来館者増に向けて、校舎そのものの魅力や価値を高めるため、博物館としての調査研究や成果の発信を行っていきます。また、アフターコロナを見据えた新しい公開手法やデジタル技術を活用した新たな価値の創出に取り組み、来館者増を図っていきます。</p> <p>特に落ち込みの著しい冬季の入館者増に向けて、冬季開催のイベントとのコラボや冬の時期ならではの事業を企画・実施していきます。</p>
④外国人来館者への対応	
	課題
	<p>現在、外国語表記の案内・解説は十分ではなく、外国人観光客の利便性は低い状況です。外国人観光客は校舎の外観の観覧のみで内部には入館しない場合も多くあり、施設内の魅力のPRを強化していく必要があります。特に、擬洋風校舎や日本の教育といった分野で、外国人観光客にどのようなニーズがあるのかを調査・把握し、適切なPRに努めていくようにします。利便性向上に取り組むことで、全来館者数の3、4%にとどまっている外国人来館者数の増加が期待できます。</p>
	取組みの方向性
	<p>外国人来館者の利便性向上のため、周辺看板を含めた施設内の案内看板や解説等の外国語表記やデジタル技術を活用した外国語案内を整備していきます。また、外国人観光客の国宝旧開智学校校舎に対して期待すること、求めることといった意識調査等を行い、外国人観光客のニーズに即した活用・発信に取り組んでいきます。</p> <p>現在、国庫補助事業「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」</p>

(観光庁)による外国語表記の整備を検討しており、外国人来館者の取り込みに向けた整備を行っていきます。

⑤耐震対策工事による長期休館の影響

課題

現在、実施している耐震対策工事は令和6年度まで3年以上に及ぶ工期を予定しており、その間は内部の観覧が不可能なため休館としています。昭和40年の開館以降、3年以上に及ぶ休館は経験したことがなく、長期休館による影響は非常に大きいと予測されます。長期休館による期待値や来館者数の減少を最小限に抑える取組みが必要です。

取組みの方向性

長期休館による国宝旧開智学校校舎の期待値や認知度の低下を最小限にするため、隣接する長野県宝松本市旧司祭館やホームページを活用した事業を展開していきます。現在、既に旧司祭館における紹介展示やホームページ上でのインターネット展覧会等を実施していますが、今後も定期的に活用事業を実施していきます。

また、文化財建造物の保存や耐震対策工事に関心を持ってもらえるよう、工事に関する情報についても積極的に発信していきます。工事見学会やホームページ、ツイッター、市公式YouTube等を活用して、休館中の国宝旧開智学校校舎に関心を持ってもらえる機会を増やしていきます。



写真18 旧開智学校校舎公式ツイッターと紹介動画(一部)

⑥すべての人にやさしい施設となるためのユニバーサルデザイン化

課題

現在、校舎内への入場口となる売店棟入口にはスロープがついていますが、校舎内部の各部屋の入口にはスロープのない段差があり介助者がいないと部屋への入室は難しい状態です。また、1階と2階の行き来が階段のみとなっており、車イス利用者の行き来は困難です。1・2階間の移動が困難な方から階段の昇降の要望が出た際

は、職員の介助によって対応しています。

今後も現在の対応を続けていきますが、施設内のユニバーサルデザイン化を進めていくことも必要です。また、展示設備や什器類、案内表記等についても、障がいのある方や外国人観光客を含めて誰もが利用しやすい施設となるように整備していく必要があります。

取組みの方向性

施設内のユニバーサルデザイン化を進めるため、スロープ等による校舎内の段差の解消や敷地内通路のフラット化を進めていきます。車イス利用者をはじめとする、1・2階間の移動が困難な方への対応は当面の間現状の取り組みを続けていきます。



写真19 校舎内の段差

展示設備や什器類、案内表記等についても、④に挙げた外国語表記を含め、あらゆる人にとって見やすいものとなるように検討・整備を行っていきます。

⑦繁忙期の入館者整理誘導

課題

来館者数増とともに必要となるのが、繁忙期の入館者整理対策です。通常時は一度に校舎内に入ることが可能な人数を150人前後としました。(人数の設定は後述の管理計画で説明)令和2年度から耐震対策工事による休館までは、新型コロナウイルス感染症対策として60から80人前後に制限しました。

ゴールデンウィークやお盆休みといった繁忙期は、既に入館制限を行う事態が発生していますが、入館制限を行う際は、校舎内の来館者が退館するまで新規来館者は入口前の庭園に並んで待ってもらうようにしています。炎天下で長時間の待機を強いると待機者の体調不良を引き起こす可能性もあります。

入場制限の際は職員1、2名がその対応(待機誘導、導線案内、スリッパ消毒等)にあたっていますが、現在の事務所の休日出勤体制は1人のため、休日の入場制限対応のため対応中は事務所が不在になることが多く、対応職員の不足も課題となります。

繁忙期の更なる入館者増を図る場合、入場制限に関わる体制・設備の整備も必要となります。

取組みの方向性

入館制限時の整理誘導をスムーズに行うため、入館制限の方法や

待機場所の整備を行います。必要に応じて、仮設のイスや日よけ等を導入して、夏季の熱中症対策も視野に入れた整備を行います。

また、入館制限や不測の事態に対して十分な対応が可能となるように体制整備を行っていきます。

⑧裾野を広げるデジタル技術を活用した発信

課題

外国人観光客や冬季の来館者増へのアプローチをはじめ、校舎の魅力を広く発信し、校舎に興味を持つ人の裾野を広げるに当たってはデジタル技術を活用した発信が有効です。

現在、ホームページでの情報発信に加えて、国宝旧開智学校校舎公式ツイッターと市公式YouTubeを利用した情報発信に取り組み始めましたが、今後も多様な発信形態を活用して、校舎の魅力をPRしていく必要があります。

取組みの方向性

国宝旧開智学校校舎の価値や魅力を広く伝えるため、ホームページや旧開智学校公式ツイッター、市公式YouTubeを利用した情報発信に取り組みしていきます。また、校舎の価値を伝えるのにVRやARといったデジタル技術を活用することも有効です。移築復原時に撤去された教室棟や昔の校舎の利用状況等をデジタル上で復原して発信することで校舎の新たな魅力の創出につながります。外国人観光客に対する案内や外国語による解説も、音声や映像も含めたデジタル技術を用いることで効果的に情報を伝えることが可能となり、外国人観光客数の増加に効果的と考えられます。

今後は積極的にデジタル技術を活用した発信に取り組みます。

⑨三の丸エリアビジョンに示される将来像へのアプローチ

課題

松本城三の丸エリアビジョンにおいて、国宝旧開智学校校舎一帯はプロジェクトを推進するための10の界隈の一つとしています。その中で、「旧開智学校界隈」として、「近代教育の黎明を象徴する国宝旧開智学校校舎と日常的な学びの場である図書館の存在を活かして学都の精神が育まれる環境や機会を作る。」「ホテルのいる大門沢川に代表される豊かな自然環境を体感できる日常の憩いの場を創出する。」「小学生や児童が安心して通学し遊ぶことができるよう、自動車の通過交通を抑制する。」「界隈の施設管理者は界隈の将来像を共有した上で各施設の在り方を検討する。」という取組方針が示されています。今後は、この界隈の核となる施設として、

主体的に公民連携による旧開智学校周辺の魅力向上に取り組む必要があります。

取組みの方向性

エリアビジョンに示す「自然と共に学都の精神が育まれる 暮らしと学びの共生の場」という将来像へのアプローチのため、個別プランの検討・作成を進めます。その中でも、周辺に「憩いの場を創出する」ことは、旧開智学校の価値を更に上げるもので、地区住民や施設利用者と庁内関係部署で連携を図り、隣接するテニスコート等の活用も視野に入れながら、周辺環境の整備に取り組めます。

⑩建物の公開・資料展示・体験のバランスの取れた活用

課題

（組織）国宝旧開智学校校舎では資料展示を中心に、各種の講演会・講座や体験イベント等を実施しています。校舎の魅力向上のためにはこうした活用事業を積極的に展開していく必要がありますが、これまでの博物館的な活用に加え、市民のニーズに即した多様な活用も検討していかなければなりません。

ただし、展示ケース等は建物の観覧を阻害する場合があります。同様に講演会や講座等の開催も、専用の講座室等がない現状では校舎の観覧スペースを一部区切って実施するため、他の来館者の観覧を阻害する場合があります。そのため、活用を行う際には、文化財校舎の公開と展示や講座・体験といった活用がバランスよく行われるように注意する必要があります。



写真20 校舎活用事業の一例（体験講座と資料展示）

取組みの方向性

文化財校舎の公開と展示や講座等の事業の開催を両立させたバ

ランスの良い活用のため、来館者の動線整備や体験講座等の開催場所の確保に努めていきます。講演会や講座等の開催に当たっては校舎内での開催だけでなく、近接する市中央図書館の会議室等の活用も図り、回数の増加も図っていきます。将来的には、講座室等の機能も含めた展示収蔵庫棟の建設も検討します。

⑪市内の歴史的・文化的な建造物との連携

課題

本市は、松本城天守と旧開智学校校舎という2つの国宝建造物を有するだけでなく、筑摩神社本殿や馬場家住宅、旧松本区裁判所庁舎、旧松本高等学校校舎・講堂といった重要文化財建造物、明治の大火に端を発する土蔵造りの街並みが整備された中町通りや大正時代の看板建築が並ぶ上土通り等、多種多様な建築的魅力にあふれたまちです。

松本のまちの魅力の一つとして位置づけられる古建築の活用に積極的に取り組むため、市内の他の歴史的・文化的な建造物との連携を強化していく必要があります。

取組みの方向性

市内の他の歴史的・文化的な建造物と連携した事業の開催に取り組んでいきます。連携展示や見学会、合同体験講座等の事業を展開するとともに、民間主催のイベント等とも協力して、広く歴史的・文化的な建造物の活用に努めていきます。



写真21 校舎見学会

⑫2つの国宝を中心とする回遊性向上

課題

旧開智学校校舎が令和元年（2019）に国宝に指定されたことにより、松本市は松本城天守と旧開智学校校舎の2つの国宝が並び立つまちとなりました。近世と近代初頭を象徴する国宝建造物が歩いて巡れることは、本市の観光にとって大きな強みとなります。

しかし、近年の松本城の入館者数（新型コロナウイルス蔓延前）が、約90万人であるのに対し、国宝旧開智学校校舎は10万人前後にとどまっています。

松本城への観光客を国宝旧開智学校校舎に誘導することで来館者増と松本観光に対する満足度向上が図れます。そのためには2つの国宝を中心とする周辺地域との回遊性の向上が必要です。国宝旧

開智学校校舎は、松本城を中心とした周遊エリアの最北端に位置しており、松本城公園から10分弱の徒歩移動が必要な場所ですが、休憩スペースが十分でなく、特に雨天・積雪時の滞在スペースがないことが大きな課題となっています。特に、エリアビジョンに示されている「松本城南・西外堀／外堀大通り界限」「松本城二の丸界限（松本城公園）」「鷹匠町・北馬場界限」まで含めた、歩いて楽しめる周遊・滞在型エリアとなるように整備を行うことが必要です。

取組みの方向性

2つの国宝を中心とする周辺地域との回遊性の向上を図るため、回遊動線や休憩設備を含めた周辺環境の整備を行います。

国宝である松本城周辺と旧開智学校校舎周辺を中心に、楽しみながら歩ける動線・環境整備とともに、「文化観光地域計画」等の文化観光の視点を取り入れた滞在型の観光コンテンツ開発に取り組めます。エリアビジョンに示される憩いの空間となるよう休憩スペースの整備が必要です。その際は、図書館・旧開智エリアが学都のシンボルとなるよう、憩いの空間で学びを楽しむコンテンツの整備等もあわせて検討していきます。

2 公開計画

(1) 建造物の公開

ア 外観については**基本的には全方位から望見**することが可能です。今後とも、周辺樹木の管理を行い、この状態を維持していきます。ただし、耐震対策工事のため、令和5年春から令和6年秋頃まで塔屋周りの中心部に足場が設置され外観の望見が一部制限されます。

イ 校舎内部については、一部区域が非公開となっています。1階の非公開区域は他の部屋と造りが同じとなっていますが、塔屋部分は国宝旧開智学校校舎の価値をよく示す部分であり、耐震対策工事が完了した後、期間を定めての特別公開等を検討します。

内部の公開にあたっては、来館者が多くなると入館制限を実施する場合があります。入館制限の実施方法については「第5章 3 活用基本計画 - (5) 管理・運営計画」で記しています。

ウ 耐震対策工事完了後は、現在の内部公開を継続し、文化財校舎への理解を深めてもらう活用を行います。工事休館中は、隣接する長野県宝松本市旧司祭館において、国宝旧開智学校校舎の紹介や工事速報展等を行い、国宝建造物としての価値・魅力の発信を継続します。

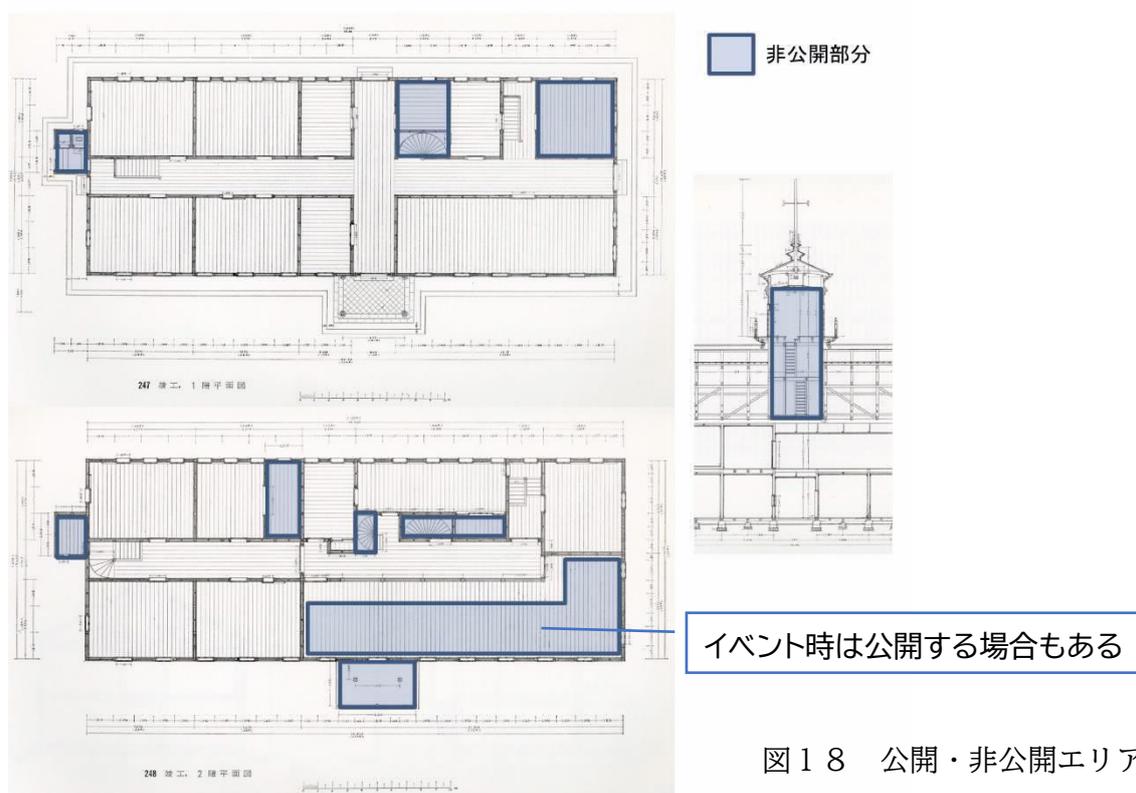


図18 公開・非公開エリア

(2) 収蔵資料等の公開

ア 校舎の価値の理解をより高めるため、校舎に関する建築資料の公開を積極的に行います。ただし、関連資料の展示に伴う施設の整備については、校舎の劣化や損傷を及ぼさないように、また校舎内の雰囲気や壊さないよう展示方法や場所、器具、色彩、デザイン等を含めて慎重に検討・選択します。

また、展示ケースを用いた資料展示や解説パネルの設置は、建物の見学を阻害する可能性があることを十分に留意し、常に建物の公開と資料の展示とがバランスよく実施できるように検討を続けていきます。

イ 校舎で使用されていた教育資料に関しても、同様に学校当時の校舎の利用方法を明確に示すものと考え、上記アと同様に公開をしていきます。その際に注意する点もアと同様とします。

ウ 校舎における実物資料の展示は、安定した展示環境を構築することが難しいため限定的なものにならざるを得ません。実物資料を展示する際は、資料の劣化を防ぐための措置として遮光カーテンや遮光フィルムの設置や定期的な資料の入れ替えに努めます。また、一部の展示ケースをより気密性の高い展示ケースへの更新を検討します。

エ 実物以外の公開としては、刊行物やインターネット等を利用する方法を用いています。現在、販売している絵はがきに加え、校舎の写真集の刊行等も検討します。

(3) 附資料の調査研究・公開活用

ア 国宝附資料（文書資料56点、図面資料7枚）は、校舎建設の様子を詳細に示す資料です。また、近代初頭の大工・職人の実態や松本の社会・経済の実態を示す資料としても貴重なものです。附資料の適切な保存管理を行うとともに、調査研究や展示公開に活用していきます。

イ 附資料の保存管理のため、現在の収蔵環境を可能な限り整備します。展示等の活用にあたっては、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」に則って行います。

ウ 調査研究にあたっては、専門家や研究機関と積極的に連携を図っていきます。調査研究の成果は報告書・展示等で一般に公開します。

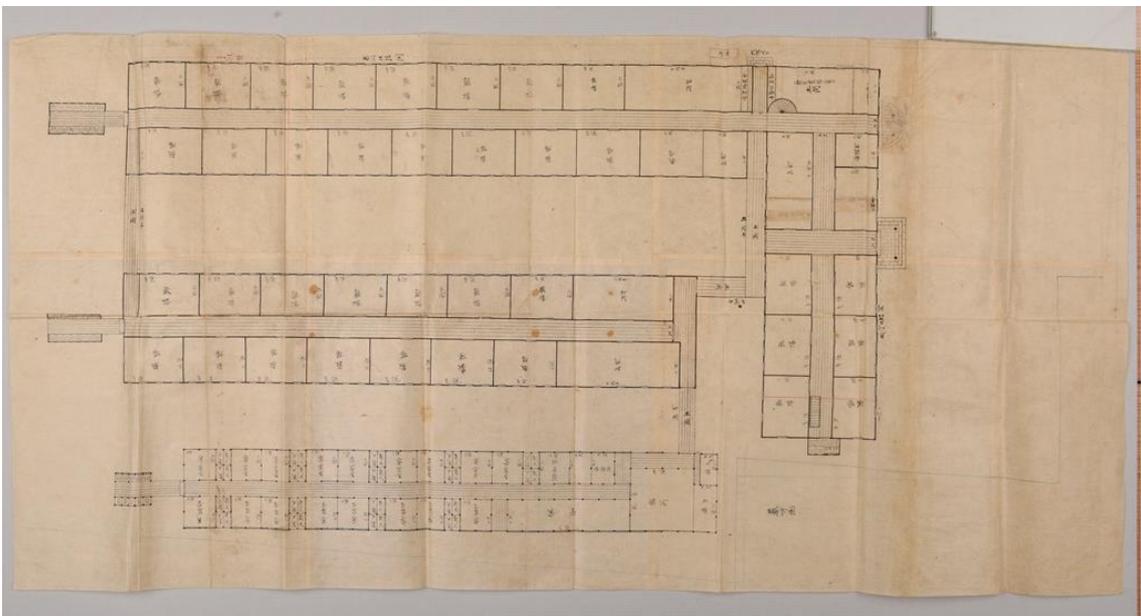
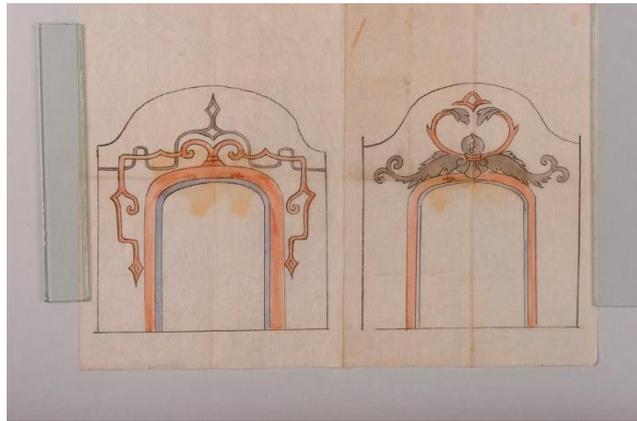


写真 2 2 国宝附資料（一部）

(4) デジタル技術を活用した事業の推進

校舎及び附資料の保存と公開活用の両立を図るため、校舎と附資料のデジタル化とデジタル技術を活用した公開事業の推進に努めます。

デジタルデータによる調査閲覧体制の整備や新しい情報技術を活用した校舎の非公開部分の公開や移築復原されなかった東西教室棟の紹介等に取り組みます。

3 活用基本計画

(1) 活用条件の整理

ア 法的条件・遵守すべき法規等

- (ア) 文化財保護法
- (イ) 建築基準法（ただし、文化財建造物については適用除外とする（建築基準法第3条1～3項。））及び関連条例
- (ウ) 都市計画法
- (エ) 都市公園法（校舎が位置している場所は開智公園内）
- (オ) 消防法及び関連条例
- (カ) 国有財産法、関連条例等
- (キ) 社会教育法、関連条例
- (ク) その他県・市の条例等（松本市立博物館条例）

イ 関連計画

- (ア) 松本市総合計画
- (イ) 松本市基本計画
- (ウ) 松本市教育振興基本計画
- (エ) 松本市文化財保存活用地域計画
- (オ) 松本市歴史的風致維持向上計画
- (カ) 松本市都市計画マスタープラン
- (キ) 松本市環境基本計画
- (ク) 松本城三の丸エリアビジョン

(2) 建築計画

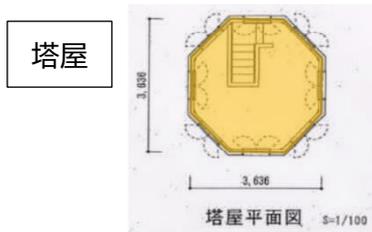
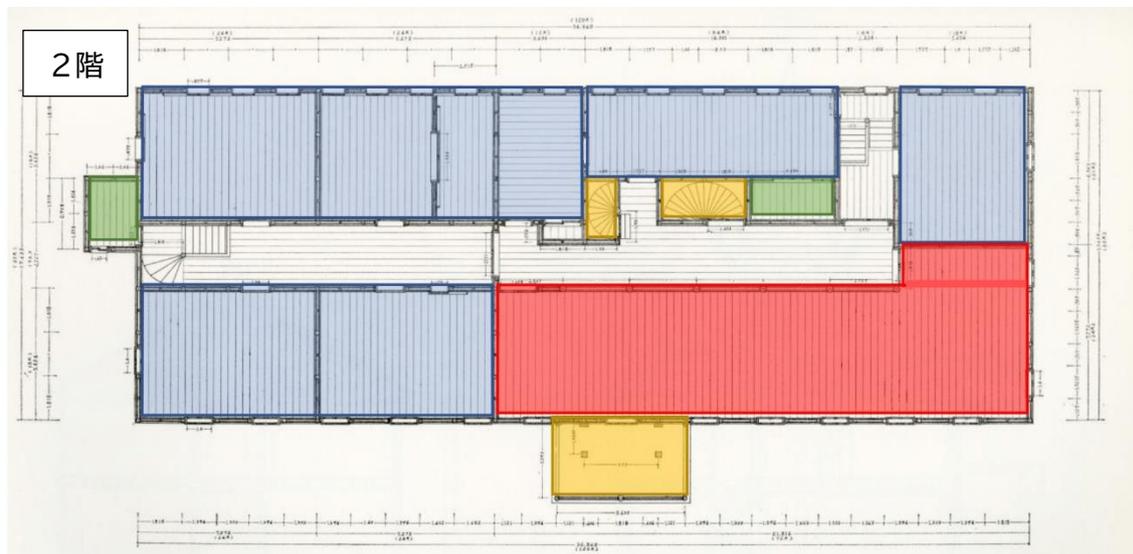
ア 平面計画

旧開智学校校舎の国宝としての価値を伝えるため、また国宝附資料や所蔵する教育資料の価値を伝えるため、建物の公開と各部屋を利用した資料展示を活用の基本とします。校舎内のエリアごとの主な用途は下記のとおりです。エリア区分は図19のとおりです。

(ア) 展示エリア（公開）

解説パネルや展示ケースを利用して、建物の価値の発信と資料展示等を中心に活用するエリアです。下記の部屋が該当します。

→第1～13展示室、明治天皇御座所



	展示エリア
	展示・イベントエリア
	特別公開エリア
	バックヤードエリア

※色付けしていない箇所はその他のエリア

図19 エリア区分図

- (イ) 展示・イベントエリア (公開)
 部屋の公開のほか、講演会・体験講座等のイベント利用を行うエリアです。通常時は解説パネルの設置や資料展示も行います。下記の部屋が該当します。
 →特別展示室、講堂

(ウ) 特別公開エリア（限定公開）

国宝旧開智学校校舎の特徴をよく示している部分ですが、一般公開は安全管理上の課題があるため、誘導員を配置しての特別公開を行うエリアです。1－2階の回り階段と塔屋内部が該当します。

→回り階段、塔屋内部、2階バルコニー

(エ) バックヤードエリア（非公開）

公開活用に用いる備品類や売店の商品等を保管するためのバックヤードとして使用するエリアです。基本的には非公開となり、下記の部屋が該当します。

→旧小使部屋、旧書籍室、西側1階倉庫、西側中2階倉庫

(イ) その他のエリア

1・2階の廊下は緊急時の避難の邪魔にならないよう、最低限の案内パネルや休憩用のイス等の設置を基本とします。

※上記以外に使用する場合は、その都度適切な方法を検討して使用します。

イ 動線計画

現在の校舎内の順路は、図20のとおりで、1階は東から西へ進み、西端の階段から2階に上がり、2階は西から東へ進み、東端の階段から1階へ降りて、売店トイレ棟に戻るルートとなっています。敷地内の順路は北西側から入場したのち、西側・南側を通過して、東側にある売店トイレ棟から校舎内へ入場するルートを基本としています。

き損やそれに伴う修理工事等によって観覧ルートを変更しなければならない場合は、その都度適切な観覧ルートを設定し、案内パネル等によって来館者の誘導を行います。

国宝旧開智学校校舎庭園内の動線は、北西側の入り口から入り、庭園の南西側から南側を通り、南東側にある売店トイレ棟から校舎内に入場するルートとなっています。庭園北側は来館者の安全確保のため、立ち入り禁止としています。

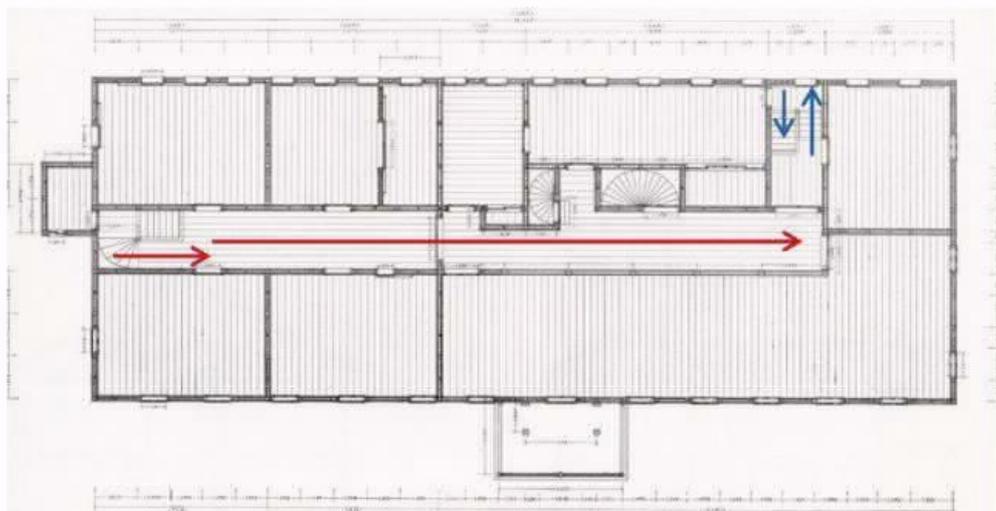
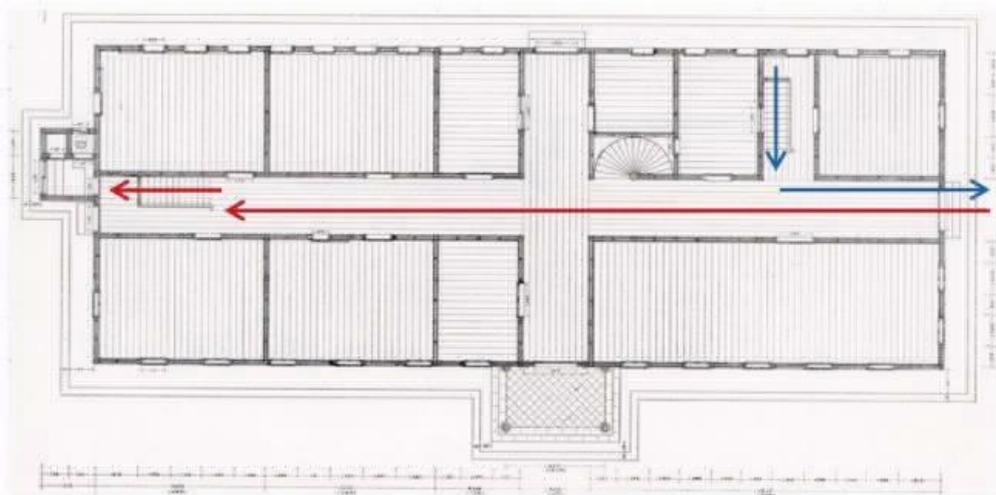
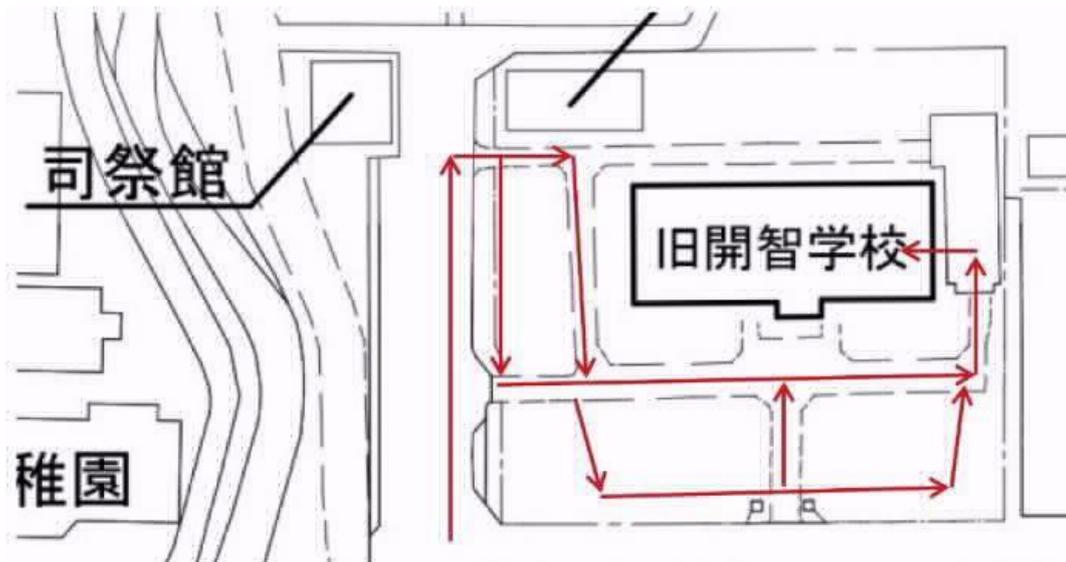


図20 現在の動線図

(3) 施設整備計画

ア 保存管理、環境保全、防災に係る施設

校舎には保存管理、防災に係る施設として自動火災報知設備、消火設備、雷保護システム、防犯設備等を設置しています。設置から半世紀を過ぎた設備もあるため、早急な更新・改修が必要です。令和4年度から耐震対策工事が完了予定の令和6年度にかけて、国庫補助による防災事業（実施設計・防災設備工事）を実施する予定となっています。

イ 活用・公開等に係る施設等

活用・公開等に係る施設は、売店トイレ棟及び休憩用机・イス、各種案内・誘導標識等があります。これらの設備は必要に応じて更新等を図ります。また、施設利用案内と校舎や展示の概要パネルを中心に多言語化を進め、外国人観光客の満足度向上のための整備を行います。



写真23 売店・トイレ棟

階段やみすず細工敷物等の保護のため敷いているマットは、一部経年劣化が進んでおり、来館者の転倒事故にもつながるおそれがあるため、補修・又は入れ替えを行っていきます。



写真24 みすず細工敷物（講堂）

資料展示に使用する展示ケースを校舎内各所に設置していますが、気密性が低く、今後の附資料の展示活用を十分に行えない状態であるため、一部のケースを気密性の高いケースに更新します。それ以外の既存のケースは修理や遮光フィルムの貼り替え等を行い、可能な限り展示設備の改善に努めていきます。

校舎西側にある駐車場については、公園の範囲内となるため、所管する松本市公園緑地課と協力の上、整備を行います。

来館者からの要望が多い校舎内の冷房設備については、文化財としての価値を損ねないよう慎重に議論を重ねた上で設置を検討します。

ウ 案内・解説の多言語化

今後、外国人観光客の受入れ増と満足度向上を図るため、施設案内や解

説パネル等の多言語化に順次取り組んでいきます。また、映像・音声解説の利用等も検討します。

令和4年度から、国庫補助事業「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」(観光庁)による基本解説の多言語化に取り組む予定となっています。

エ 庭園内・校舎内のユニバーサルデザイン化

現在、校舎内に入るためには、西側入口から庭園に入り南東側の売店トイレ棟まで移動して入場する動線となっています。校舎入り口までの動線上は石畳や旧学校の礎石を利用した**通路**が整備されていますが、段差や凹凸が著しい箇所があります。また、庭園南西側の藤棚休憩所に設置してある自動販売機周りは**通路**がなく砂利が敷かれているのみとなっています。車イス利用者の方等にも快適に見学していただくため、敷地内の**通路**のフラット化と一部増設を行います。実施時期については、耐震対策工事による休館中に実施することを目指します。

校舎内に関しては、当面の間、各部屋の入口の段差解消について検討を行います。校舎を傷めず、安全性の高い可動式のスロープの設置等が可能かどうか検討し、特別展示室等の主要な部屋の入口の段差解消に取り組みます。**車イス利用者等の1、2階間の昇降については、当面の間は現状の職員の介助による対応を続けていきます。**

オ 照明設備の改修及びLED化

現在、校舎内に設置されている照明設備は老朽化が進んでおり、順次、LED照明に更新しています(露出部分のみのため天井等への干渉はしません。)。ただし、移築時にペンダント照明を設置した箇所については、当初の照明器具の形状が不明のため、当面は現状のものを使用し、電球等をLEDのものに変更していくのみにとどめます。今後の調査研究において、当初の照明器具の形状等が判明したら変更を検討します。

また、天候不良時や冬場の閉館時間近くになると、2階第11展示室等の一部の部屋において見学に支障がでるくらいに暗さを感じるがあります。展示品に適したルクスを考慮しつつ、照明設備再整備を行います。



写真25 校舎内照明設備（一部）

(4) 外構及び周辺整備計画

ア 敷地内の整備計画

庭園内に設けている休憩用机とイスは、屋外設置のため風雨により傷みが進行します。定期的な補修又は更新に努め、利用者が快適に過ごせるように維持していきます。今後、休憩設備の更新や増設等を行うに当たっては、景観や校舎の望見を阻害しないよう、また校舎の雰囲気や壊さないようなデザインのものを選定していきます。



写真26 藤棚休憩所の机とイス

敷地内通路については、第3章環境計画及び施設整備計画で定めたとおり、来館者の利便性向上のためユニバーサルデザイン化を推進します。

また、排水設備や樹木の定期的な維持管理を行い、校舎の価値を保存するように努めます。庭園については移築していることもあり、学校時代の校庭の風景の再現等を行いませんが、校舎の歴史とあまり関連性のない樹木の増殖等を行わず、現在の庭園風景の維持を基本とします。敷地を囲

む鉄柵も適切な維持管理と修繕を行っていきます。

イ 周辺整備について

令和元年度に実施された、国宝旧開智学校校舎周辺整備計画検討委員会において整理された周辺整備の課題は、以下のとおりです。

- (ア) 国宝松本城からの動線整備
- (イ) 市内観光施設・博物館施設等との回遊性向上
- (ウ) 周辺観光・文化施設との連携
- (エ) 駐車場対策

(ア)～(ウ)については後述の観光対策の項で述べますが、駐車場整備については、周辺に駐車場は増設せず、公共交通機関の利用促進を軸に検討します。また、駐輪場は鉄柵に囲まれた敷地内に設けていますが、繁忙期には不足する場合があります。そのため、市内循環バス(タウンスニーカー)のバス停前に設置されているシェアサイクルの利用促進を含めて、駐輪場の整備を検討します。

(5) 管理・運営計画

ア 運営の主体及び委託

公開活用の運営主体は松本市とし、日常の公開は、松本市教育委員会が行います。定期清掃や夜間警備及び機械警備、消防設備保守点検業務等の実施については、専門業者に委託し、市は文化財の特性等について適切な管理指導を行います。

イ 公開

松本市立博物館条例に基づき校舎及び敷地の公開を行います。期間・時期・禁止行為等は全て条例によるものとします。

(ア) 公開期間

公開日は、休館日を除く日としますが、臨時開館または臨時休館を行う場合があります。最近の例では、夏季繁忙期(7月から9月)の休館日に臨時開館を行ったり、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館を行ったりしました。

現在の休館日は、年末年始(12月29日から1月3日)と、3月から11月の第3月曜日(該当日が祝日の場合は翌日)、12月から2

月の毎週月曜日（該当日が祝日の場合は翌日）となっています。

(イ) 公開時間

午前9時から午後5時まで（最終入館は午後4時30分まで）
 ※過去には、繁忙期に開館時間の延長を行った時もあります。

(ウ) 観覧料

個人 大人400円、小中学生200円

団体（20名以上） 大人300円、小中学生150円

※小学生以下の幼児や市内在住高齢者等の無料対応あり

表13 観覧料の改定経過

※判明するもののみを掲載

施行年月	個人		団体	
	大人	小人	大人	小人
開館時	30	20	20	10
S45頃	50	30	30	20
S52.4	150	80	120	60
59.4	200	100	160	80
H6.8	300	150	250	100
R1.10	400	200	300	150

(エ) 校舎内での履物について

校舎内は建物の保護のため土足厳禁としています。来館者は売店トイレ棟の入口で靴からスリッパに履き替えるようになります。来館者の靴は、設置してある下足棚に置いていくか、用意してある靴袋に入れて持ち運ぶかのどちらかになります。

下足棚では、置かれた靴の履き間違い等による紛失がたびたび起こります。靴袋を利用すると、手がふさがってしまうことにより階段昇降の際に不安定になる等の課題があります。来館者の靴の対応については、今後も改善策を探っていきます。

ウ 入館制限の実施

通常時は一度に校舎内に入ることが可能な人数を150人前後としていましたが、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として60から80人前後に制限しました。人数の基準は、東京消防庁等で示している「収容人員の算定要領」にある図書館、博物館施設の「従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を

3㎡で除して得た数とを合算して算定する」という算定方法を参考に定めています(大人数の団体客が一気に入る場合もあることから、計算して求めた数値より低めに設定しています)。

入館制限時の整理誘導をスムーズに行うため、入館制限の方法や待機場所・設備の整備を進めます。必要に応じて、仮設のイスや日よけ等を導入して、夏季の熱中症対策も視野に入れた整備を行います。

また、現在の休日出勤体制での入場制限は、対応中は事務所が不在になることが多く、入館制限や不測の事態に対して十分な対応が可能となるように体制整備を検討していきます。

エ 災害対策について

防災・防犯設備については、「第IV章 防災計画」に基づく消防用設備と警備体制、耐震対策等を実施していきます。

現在、防災訓練を年に2回程度行っていますが、イベント開催時や入館制限実施中等、様々な状況での災害発生時等における対応の再検討と、それに対応した訓練を増やして災害対応の強化を図っていきます。

オ 事業の実施

校舎の文化財としての価値を伝えるため、校舎内及び敷地内で各種事業を実施する場合があります。現在の活用事例としては、学校や公民館等の団体見学受入、校舎内での特別展、企画展、校舎見学会や明治時代の授業体験といった講座の開催等が挙げられます。今後は、ユニークベニユエの考え方も積極的に取り入れ、コンサートやライトアップといった新しいタイプの事業の実施も検討していきます。

カ 外部主催事業の受入れ

校舎は博物館施設として一般公開しているため、市の主催事業ではない、外部主催事業を受け入れてきた事例は多くありません。こうした事業の受入れは、市民の学びの成果の発表の機会提供や新たな校舎の魅力発掘、観光振興等につながる場合があります。

受入れに当たっては、文化財保護、周辺及び施設環境の維持に十分留意させ、必要であれば「第VI章 保護に関する手続き」に定める各種の届出に必要な書類を整えた主催者と十分な協議を行います。なお、いかなる形態の事業であっても、一般公開中の事業実施の際は、他の来館者の観覧の妨げにならないことを条件とします。

キ 外部協力者との連携

現在、団体見学に対する案内活動を行う「旧開智学校校舎案内ボランティアグループ」が活動をしています。市民を中心とした有志による団体で、定期的に研修会や会議を行い、一般来館者に校舎の価値を伝える活動を行っています。来館者からも好評であり、今後も活動が継続できるように調整を図ります。また、耐震対策工事による休館中は、明治の授業体験講座や解説動画の作成・発信等を行っており、今後も協力して校舎の価値や魅力を共に発信していくよう連携していきます。

その他の協力の申し出に対しては、前項と同様に申し出者と十分な協議を行ったうえで、実施の可否を判断します。



写真27 案内ボランティアガイドの活動



写真28 案内ボランティアガイドと協働した明治の授業体験

ク 他施設・外部イベント等との連携

他の博物館施設や観光施設等と積極的な連携を図り、回遊性の高い事業の実施や多様なテーマ・形態の事業の実施を検討していきます。また、市内で実施されるイベントとの連携や相互サービスの導入等も検討し、様々な場面で文化財校舎の活用を図れるように検討していきます。

(6) 附資料の活用計画

ア 附資料の活用方針

附資料のさらなる活用において、大学等の研究機関と連携して調査研究を進めます。資料内容の解明を進めるとともに、立石清重の現存遺構の調査も行い、立石の大工としての業績を含めた視点から国宝旧開智学校校舎の価値を高めていきます。

イ 活用のための基本資料の作成

附資料の幅広い活用を促すため、新たに附資料に指定された資料を含

めた資料目録や史料集の作成を検討します。また、附資料をはじめとした重要資料については、デジタルアーカイブズの構築を検討し、多様な学びに対応できるよう環境整備を行います。

ウ 活用に当たっての取扱い

附資料の活用に当たっての取扱いは、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」に則って行います。現在の展示室は温湿度・照明管理の観点から附資料の展示に十分な環境でないため、デジタルデータを活用した公開を基本とします。また、調査研究・取材等の対応もデジタルデータでの対応を基本とします。

国宝旧開智学校校舎以外の場所での活用（附資料の貸出し等）については、公開承認施設への貸出しを原則とします。借用の際、申し出者は文化財保護法第53条により届出を行う必要があります。

(7) その他の活用計画

ア 学校教育と連携した活用計画

国宝旧開智学校校舎は、小学校の校舎として誕生し、その小学校の教育資料を中心とした学びの資料を多数収蔵する教育博物館として活動しています。こうした施設の性格から、校舎の活用に当たっては学校教育との連携が柱の一つとなります。近年、隣接する松本市立開智小学校との連携を強めてきましたが、今後は他の小学校との連携・協力を推進するように努めていきます。古い学校空間の体感や昔の授業体験を軸とした校舎の授業活用や、収蔵する教育資料を用いた様々な学びのコンテンツを開発し、子どもたちの学びに深く寄与できるように取り組んでいきます。



写真29 校舎内特別展示室で行われた小学校の授業の様子

イ 生涯教育・社会教育への寄与

上述の学校教育との連携と同様に、博物館という社会教育施設としての役割を果たすべく、講演会や見学会等の各種事業を実施し、市民の学びの場として活動していきます。

ウ 観光活用計画

松本市内の観光拠点の一つとして、誘導案内を増やす等、観光客数の増加や満足度向上に寄与する整備・事業の実施に努めていきます。また、観光情報センターやインターネットを活用した情報発信に努め、施設のPRを積極的に行っていきます。

旧開智学校校舎の国宝として価値を伝え、明治時代の小学校校舎と収蔵する教育資料を用いた国宝旧開智学校校舎ならではの体験を提供することを中心に観光活用を図っていきます。

また、市内中心部に並び立つ松本城と旧開智学校校舎の2つの国宝を生かした観光振興の手法を検討していきます。2つの国宝を生かした観光を進めるに当たっての環境整備については、国庫補助事業である「文化拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」の事業化を検討します。市文化観光部や市内宿泊業者、商店等の関連団体と連携し、2つの国宝及び周辺施設を活用した滞在型・回遊型の文化観光の推進を目指します。

エ まちづくりへの寄与

学都の象徴となっている国宝旧開智学校校舎ですが、国宝指定を契機にまちづくりの核の一つとしての機能強化も求められています。当面目指すべきは、学都松本のシンボルとしての機能強化と、松本城三の丸エリアビジョンに示された旧開智学校界隈の将来像へのアプローチです。

学都松本のシンボルとしての機能強化については、学校教育や社会教育、生涯学習まで含めた、広く松本の学びの資料の収集を続けて「松本の学びのアーカイブズ」となれるよう目指していきます。また、蓄積した学びの歩みを気軽に楽しめる環境整備や事業を展開し、学都のシンボルとしての機能を強化していきます。

三の丸エリアビジョンへのアプローチにおいて、「近代教育の黎明を象徴する国宝旧開智学校校舎と日常的な学びの場である図書館の存在を活かして学都の精神が育まれる環境や機会を作る。」、「ホテルのいる大門沢川に代表される豊かな自然環境を体感できる日常の憩いの場を創出する。」、「小学生や児童が安心して通学し遊ぶことができるよう、自動車の通過交通を抑制する。」、「界隈の施設管理者は界隈の将来像を共有した上で各施設の在り方を検討する。」という取組方針が示されました。令和4年度以降、関係する方々と共に界隈の個別プランの検討に入ります。併せて、旧開智学校の価値を更に高められるよう、憩いの場の創出に向けた周辺環境の整備にも取り組みます。

オ デジタル技術を活用した事業の推進

(ア) デジタル技術を活用した発信事業

来館や内部の見学が不可能な方、外国人観光客等を含めた多様な層に校舎及び資料の魅力を発信するため、映像やVR等を用いた発信事業を実施します。

(イ) 附資料のデジタルデータ化

原資料を保護したまま、附資料の調査や取材等による研究・閲覧に対応するため、附資料の高精細デジタルデータの整備を行います。また、現状の展示設備は附資料を展示するに十分な環境とはいえないため、デジタルデータを用いた積極的な活用を展開します。

活用基本計画で挙げた各種事業の一覧は表12のとおりです。

表12 計画期間中に取り組む事業（案）

① 国宝建造物の魅力と価値を 発信するための機能の強化	→照明設備のLED化と照度再検討
	→附資料の展示に耐えうる展示環境の整備、調査 研究に対応するためのデジタルデータ化
	→校舎と資料の魅力を伝えるガイドの充実と連携 事業実施
	→価値を高めるための調査研究事業
② 学都のシンボルとしての役 割の整理と強化	→学校向けデジタル教材開発等の学校教育との 連携強化
	→講座や見学会等のソフト事業の展開
③ 入館者増に向けた取組み	→冬季イベントの企画・実施、他事業との連携
	→体験やデジタルコンテンツの充実
④ 外国人来館者の取込み	→看板・案内の多言語化、外国語音声案内の導 入、映像解説の作成
	観光案内所・市内宿泊施設との連携(割引サービ ス付帯)
⑤ 工事休館中の取組み	→工事中の情報発信
	→旧司祭館を活用した事業の展開
⑥ ユニバーサルデザイン化	→敷地内通路のフラット化、校舎内スロープ等の 設置、館内マットの入れ替え
	→音声ガイド導入の検討

⑦ 繁忙期の体制整備	→工事終了後の観覧ルート・入館制限基準の再設定 →災害発生時等における対応の検討と対応訓練の実施
⑧ デジタル技術等を活用した発信	→ツイッターや YouTube を利用した発信(旧所在地の映像解説等の検討) →VR や AR を導入したコンテンツの開発(消失した棟のVR作成等の検討)
⑨ 三の丸エリアビジョンへのアプローチ	→ワーキンググループによるパイロットプロジェクトの検討、実施 →ベンチ、植栽等の公園環境の整備
⑩ 建物の公開・資料展示・体験のバランスの取れた活用	→市中央図書館との連携を強化し、会議室等を利用した講座の開催や1階ロビーを借用しての展示
⑪ 他施設との連携	→連携展示や合同見学会等の実施
⑫ 国宝を中心とした回遊性の向上	→案内看板の改善、回遊性向上に向けた整備 →文化観光の視点からのコンテンツ開発(文化観光地域計画)

4 実施に向けた課題

(1) 活用のための設備の整備

公開や展示に関する設備や什器は、実施する事業の内容に合わせて必要品の設定や課題を整理し、整備を進めます。デジタル機器の整備や校舎内の冷暖房の設置についても、現況調査を行ったうえで、必要性能の設定や課題の整理を行います。

(2) 関係施設・機関との連携

類似博物館施設をはじめ、生涯学習や学校教育、観光対策等への事業展開の際には、関係施設や関係機関との連携・協力が不可欠です。事業対象者のニーズを的確に把握し、必要な施設や機関と積極的に連携・協力を図っていきます。

(3) 協力体制

公開や事業実施においては、旧開智学校校舎ボランティアガイドや大学等の研究者など外部の協力者との連携が重要です。ガイドとの定期連絡会・研修会の開催や、研究者等との連携の機会を積極的に設け、質の高い活用となるように努めます。

また、旧開智学校境界の在り方を探るには、境界に関わる校舎周辺施設利用者を含めた境界に暮らす人や、周辺施設管理者等で構成する三の丸エリア庁内プロジェクトチームと連携していく必要があります。よりよい境界の将来像を描けるように、多様で継続的な連携・協力を図っていきます。

(4) 活用に用いるスペースの確保

現状、事業を実施する際の会場となるのは、1階特別展示室と2階講堂が中心となります。国宝旧開智学校校舎内で事業を実施する場合、一般観覧者の見学と並行して行われるため、観覧者の見学ルートとの区分けをしっかりと行うように注意します。外部の人間による事業実施の場合は、上記の点や防災対策を中心に詳細な打ち合わせを行った上で事業実施の許認可を行います。

第6章 保護に関する諸手続き

国宝旧開智学校校舎の保存活用に当たって、必要な諸手続きに関する書類（申請書、届出書等）は、長野県教育委員会を經由して文化庁に提出します。許可の要否や書類提出の要否が不明瞭な場合には、その都度、長野県教育委員会（担当課：文化財・生涯学習課）及び文化庁と協議を行います。諸手続きについての運用の方針は以下のとおりです。

1 現状変更に関する手続き

(1) 現状変更許可を要する行為の事例

重要文化財（建造物）に関し、その現状を変更しようとするときは、事前に文化庁長官の許可を受ける必要があります（文化財保護法第43条第1項）。

現状変更の手続きには、十分な準備と文化審議会に諮問する時間を要するため、事前に長野県教育委員会及び文化庁と綿密な協議が必要です。

現状変更の許可を要する行為の事例は以下のとおりです。

- ア 位置の変更（移築、曳家、かさ上げ、地盤の高さの変更等）
- イ 規模の変更（主要寸法の変更等）
- ウ 間取りの変更（間仕切りの撤去や取付け、開口部の変更等）
- エ 構造形式の変更（構造補強工事に伴う基礎形式等の恒久的な変更等）
- オ 意匠・形態の変更（建造物の主たる仕様の変更、木造軸組・躯体の改変等）

国宝旧開智学校校舎は、昭和38年から39年にかけて、位置の変更（現在地への移築）と間取りの変更（東西棟破却に伴う内部間取りの変更）、意匠・形態の変更（車寄の彫刻等の創建当初への復原）について、現状変更を行っています。当面は現状変更を予定していませんが、今後の調査研究によって竣工当初からの改変部分の詳細が明らかになった際は、現状変更許可申請の協議が必要になる場合も考えられます。

(2) 現状変更許可を要さない行為

重要文化財（建造物）の現状を変更しようとする行為の内、維持の措置（日常管理）や非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、文化庁長官の許可は必要ありません（文化財保護法第43条第1項但書、同条第2項、国宝

又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請に関する規則第8条)。

現状変更の許可を要さない行為の事例は以下のとおりです。

ア 維持の措置

移築復原時の状況に復するため、き損部を同種、同材、同仕様の新材によって修理を行う場合及びき損の拡大を防止する応急措置。ただし、修理届の提出が必要です。

イ 非常災害のために必要な応急措置

脱落した部材等を回収・収容する行為及びシートや合板等によるき損箇所の養生。また、予想される災害に対して応急的に被害予防の措置を講ずる場合。ただし、実施後は、速やかにき損届の提出が必要です。

ウ 日常管理のための行為

照明器具の電球等の消耗品の交換や「部位の設定」(第2章 保護の方針参照)の中で基準4・5(ただし基準1・2・3の部位に影響を与えないことに限る)に設定した箇所や設備等に対して、活用に必要な設備を設置する行為

2 保存に影響を及ぼす行為の許可申請

(1) 文化庁の許可を要する行為

重要文化財(建造物)に関し、現状変更に関するものでない場合でも、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、事前に文化庁長官の許可を受ける必要があります(文化財保護法第43条第1項)。

行為許可の手続きには、十分な準備と文化審議会に諮問する時間を要するため、事前に長野県教育委員会及び文化庁と綿密な協議が必要です。

保存に影響を及ぼす行為の事例のうち主なものは以下のとおりです。

ア 建造物の現状を変更せず、不可物の取付けや設置、本来の目的外使用等の物理的・化学的負荷を直接かける行為

(ア) 構造上許容する安全度を超える重量物を内部に搬入する場合

(イ) 大規模な解体を伴う調査を行う場合

イ 周辺での土木・建築行為等の内、建造物に影響が及ぶ可能性がある間接的行為

- (ア) 周辺での掘削や盛土等により、周辺に災害を引きおこす恐れ等がある場合
 - (イ) 建造物直下での大規模な掘削を行う場合
- (2) 文化庁の許可を要しない行為
 - 保存に影響を及ぼす行為のうち、その影響が軽微である場合は、文化庁の許可を要しないとされています。
 - 影響の軽微な行為の事例は以下のとおりです。
 - ア 保存管理のための行為
 - (ア) 鳥害や害獣、虫害、蟻害等に対する処理を施す場合
 - (イ) 電気設備、給排水衛生設備、防災・防犯設備、展示設備の設置及び機器更新を行う場合（建物の構造耐力上に支障のない範囲であり、なおかつ壁に穴を開ける等の建物の改変を伴わないもの）
 - イ 活用のための行為
 - (ア) 一時的な催しのために、建造物の外部に仮設物を設ける場合
 - (イ) パネルやステージ、什器、照明器具等の展示用設備、または消防用設備等を基準1～3（「第2章 保護の方針」参照）以外の部位に設置する場合（建物の加工・改変を伴わないものとする）
 - (ウ) ユニバーサルデザイン化のための手すりやスロープを設置する場合（壁へのビス止め等の校舎を改変する行為は含まない、また、設置物は軽量なものに限る）
 - ウ 重要文化財（建造物）に配慮した周囲の開発・建築行為
 - (ア) 周辺工事等に伴う仮設物の設置等が、国宝旧開智学校校舎に影響を及ぼさないように十分に配慮されている場合
 - (イ) 工事等に伴う振動対策や粉塵・揮発性ガス等に対する対策が十分に講じられている場合

ただし、これらの行為について、判断に迷うときは、事前に長野県教育委員会を通じて文化庁に確認を行うこととします。

3 その他の届出等

(1) き損届

重要文化財がき損した場合、所有者は、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出る必要があります（文化財保護法第33条）。

(2) 修理届

重要文化財を修理しようとするときは、所有者は、修理に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出ます（文化財保護法第43条の2）。

修理届に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なく文化庁長官に報告を行います（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第3条）。

修理届を必要としない行為は以下のとおりです。

- ア 文化庁から補助金の交付を受けて行う修理
- イ 文化庁長官の命令又は勧告を受けて行う修理
- ウ 文化庁長官の現状変更の許可を受けて行う修理

また、修理届の提出を必要としない「軽微な修繕」に含まれる行為については、「基準4」以下（「第2章 保護の方針」参照）に該当する部位の、保護の方針に基づく部分的な修理とします。軽微な修繕の事例は表14のとおりです。

表14 軽微な修繕の事例

部位	修理届を要しない軽微な修繕	留意事項
外構・軸部 (構造部材)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目地の補修 ・ 汚れ等の除去 ・ 防蟻処理や堆積物の除去 規模目安：1.5㎡	土台や柱、梁など、目視できる構造材について、腐朽や倒れなどの有無を定期的に点検する。
外壁（漆喰壁・板壁・窓）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽微な漆喰壁の亀裂の補修 ・ 塗装の部分補修（現況と同仕様） 規模目安：1.5㎡	亀裂や破損、ペンキ剥離、落書き等の汚損、剥離箇所を早期発見と原因把握に努める。
内壁（漆喰壁）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽微な漆喰壁の亀裂の補修 ・ 塗装の部分補修（現況と同仕様） 規模目安：1.5㎡	亀裂や破損、落書きなどの汚損、剥離箇所がないか定期的に点検を行い、早期発見と原因把握に努める。
床（板床）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑巾やモップでの乾拭き、埃の除去等の清掃 ・ ささくれの除去や釘の打ち直し等の補修 	ささくれや割れ、浮き、和釘の緩み、腐食の早期発見と原因把握に努める。
屋根瓦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根瓦のズレ直し ・ 銅板葺の部分補修（現況と同仕様） 	瓦の劣化・割れ、脱落等の早期発見に努める。強風、豪雨、

	仕様) ・取付き部・接続部等のコーキング処理 規模目安：1.5㎡	積雪のあとは、瓦の割れや脱落等を点検する。
天井(紙・板)	・破損した部分の部分補修(紙・板ともに現況と同仕様) ・板天井の塗装の部分補修(現況と同仕様) 規模目安：1.5㎡	雨漏りや破れ等の早期発見に努める。雨漏りが発生した場合は原因を調査する。
建具	・建付け調整 ・蝶番・留金具等への背油、一部取替 ・ドアノブや錠部分の締め直し ・塗装の部分補修(現況と同仕様) ・破損したガラスの交換 ・強風時の建具の固定 ・砂や埃等の除去 規模目安：1.5㎡または1本・1枚程度	1年に数回点検を行う。金具類(蝶番等)の手入れ、敷居及び鴨居は定期的に清掃を行う。水濡れや汚れの早期発見と水分の拭取り、汚れの除去等に努める。

(3) 防災施設の機能低下等に係る報告

国庫補助により設置した防災施設に機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告を行います(文化財保存事業費関係補助金交付要綱第4条(19))。

4 本保存活用計画の改正・延長

本保存活用計画の内容を変更するときには、変更の内容について長野県教育委員会(文化財・生涯学習課)及び文化庁と事前に協議を行います。

変更後の計画は、重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針(平成11年3月24日、文化財保護部長裁定)に基づき、変更前の計画を添えて長野県教育委員会を経由して文化庁へ提出し、確認を受けます。

5 その他

本計画内に記載された事業等の実施に当たっては、市民等の声を取り入れながら実施していきます。

第7章 資料編

- 1 国宝附資料一覽
- 2 松本市立博物館条例
- 3 国宝旧開智学校校舎消防計画

1 国宝附資料一覧

(既指定分－元重要文化財附指定資料)

番号	名 称	寸法(mm)		体 裁	備 考
		縦	横		
1	開智学校新築押切元帳	270	170	袋綴・結び綴 表紙・裏表紙、10丁	新築金各町割当金受取
2	開智学校新築仕様帳 明治八年四月二十一日ヨリ	240	160	袋綴・結び綴、39丁	立石清重の作成した見積書
3	世話役贈給日記 従明治八年四月二十一日	240	165	袋綴・結び綴 表紙・裏表紙、39丁	学校世話役の出勤簿
4	金銭出納帳 自明治八年四月廿一日至十月五日	250	170	袋綴・結び綴、57丁	新築工事の出納帳
5	金銭出納簿 第壹号	255	175	袋綴・結び綴、43丁	新築工事の出納帳
6	金銭出納簿 第貳号	250	170	袋綴・結び綴、26丁	新築工事の出納帳
7	金銭出納簿 第三号	270	170	袋綴・結び綴、45丁	新築工事の出納帳
8	月々計算表 明治八年四月	245	165	袋綴・結び綴、21丁	月ごとの工事費支出計算簿
9	諸職人日雇帳	250	170	袋綴・結び綴、23丁	各職人への支払い記録
10	諸職人渡方金額控並内渡金附込 第一号	260	170	袋綴・結び綴、36丁	各職人への支払い記録
11	諸職方日こ(言偏に互)簿 第壹号	260	170	袋綴・結び綴、23丁	各職人の人工記録簿
12	日雇人足日あん(言偏に傘)簿 第貳号	245	170	袋綴・結び綴、40丁	日雇の人工記録簿
13	諸職方請負控 第貳号	245	165	袋綴・結び綴 表紙・裏表紙、39丁	各職人への支払い記録簿
14	諸木受採簿 第壹号	250	170	袋綴・結び綴、18丁	材木の受納記録簿
15	諸鉄物受渡簿 第壹号	260	170	袋綴・結び綴、29丁	鉄物の受納記録簿
16	諸品買物控 第壹号	260	175	袋綴・結び綴、29丁	雑品買物記録簿
17	諸事誌簿 第壹号	260	175	袋綴・結び綴、48丁	新築工事に関する雑録簿
18	諸事日あん(言偏に傘)簿 第貳号	245	170	袋綴・結び綴、64丁	新築工事に関する雑録簿
19	(受取帳)	150	195	列帳装(判取帳) 裏表紙、144丁	工事費領収記録簿 表紙を欠く
20	開智学校新築費用総額帳	245	170	袋綴・結び綴、付箋附属 表紙・裏表紙、67丁	明治九年四月までの工事費清算書
21	開校式諸費簿 祝儀受納帳附	245	175	袋綴・結び綴 表紙、21丁	開校式準備品支払い記録及び開校式祝儀受納帳
22	新築献金簿 明治九年一月ヨリ	270	170	袋綴・結び綴 表紙、21丁	新築工事費寄附金記録簿
23	奇特金並二器械人名簿 明治九年綴	245	170	袋綴・結び綴 表紙・裏表紙、11丁	新築工事費寄附金記録簿
24	開智学校新築金連名簿 明治十年十二月 筑摩村之内庄内耕地	240	170	袋綴・結び綴、29丁	新築工事費寄附金記録簿
25	学校新築献金書上簿 明治十年十二月 北深志町拾番丁	245	170	袋綴・結び綴、6丁	新築工事費寄附金記録簿
26	学校営繕控 明治八年	145	195	列帳装(判取帳) 表紙・裏表紙、144丁	立石の学校関係請負記録帳(開智学校以外も含む)
27	開智学校建築諸用控	145	200	列帳装(判取帳) 表紙、53丁	立石の学校関係請負記録帳(開智学校以外も含む)
28	開智学校高樓ニテ上棟式場之図	382	282	1枚	上棟式会場図

(国宝追加指定分)

番号	名 称	寸法(mm)		体 裁	備 考
		縦	横		
1	開智学校新築番新築押切元帳 明治九年三月	245	170	袋綴・結び綴 表紙・裏表紙、12丁	新築金各町割当金受取原簿(二冊目)
2	開智学校新築仕様帳(日付なし)	240	160	袋綴・結び綴、35丁	立石清重の作成した見積書
3	日雇人足日あん(言偏に傘)簿 第壹号	258	170	袋綴・結び綴、25丁	日雇人足の人工記録簿
4	番匠日あん(言偏に傘)簿	258	173	袋綴・結び綴、22丁	大工の人工記録簿

5	諸買品價支簿	245	163	袋綴・結び綴 表紙、39丁	新築工事の雑品買入記録簿
6	入金之記	250	175	袋綴・結び綴、4丁	新築費の入金記録簿
7	前臈當人金員不足ニ附従是入用取集金額調書	250	170	袋綴・結び綴、5丁	明治八年一〇月段階の工事不足金計算書
8	上棟開校買物簿 開智学校	197	145	列帳装（判取帳） 表紙・裏表紙、94丁	上棟式・開校式準備の買物記録簿
9	学校新築着到記 修繕方立石 四月二十一日	230	160	袋綴・結び綴 表紙・裏表紙、45丁	立石清重作成の新築工事大工出勤簿
10	着到記 明治八年八月ヨリ	240	165	袋綴・結び綴 表紙・裏表紙、40丁	立石清重作成の新築工事大工出勤簿(二冊目)
11	開智学校上棟祝儀簿 立石	246	170	袋綴・結び綴、16丁	立石清重作成の上棟式の祝儀受納記録簿
12	学校局御用控帳	198	144	列帳装（判取帳） 表紙・裏表紙、120丁	立石清重の学校関係請負控帳（開智学校新築見積り等含む）
13	開智学校二階設計図	855	400	1枚	塔屋設置の検討段階の開智学校二階平面図
14	御鑑札控帳（東京出府記）	190	96	列帳装（紐綴） 表紙・裏表紙、94丁	東京への旅行記・スケッチを含む立石清重の懐中録
15	立石清重祝賞目録通知状	335	445	1枚	立石清重への祝賞通知状
16	番匠百十九名祝賞目録通知状	335	443	1枚	立石配下の大工119名への祝賞通知状
17	学校新築金仮佛帳	270	165	袋綴・結び綴 表紙・裏表紙、15丁	新築工事費の仮受取簿
18	新築費寄附増金収簿 開智学校	235	160	袋綴・結び綴 表紙・裏表紙、26丁	寄附金受入簿
19	新築費蒐集総括帳	243	165	袋綴・結び綴 表紙・裏表紙、10丁	明治十年段階の工事費の収集記録簿
20	開智学校一階平面図	437	235	1枚	開智学校一階平面図 （実施案）
21	開智学校二階平面図	446	235	1枚	開智学校二階平面図 （実施案）
22	扉廻意匠図案	276	383	1枚	バルコニー出入口扉廻りのデザイン案
23	開智学校設計図	1095	539	1枚	開智学校設計当初の平面検討図
24	学校平面図	1214	354	1枚	開智学校の最初期の設計図か
25	開智学校上棟式祝詞	353	455	1枚 包み紙あり	開智学校上棟式の祝詞
26	人足調簿新築掛	245	170	袋綴・結び綴、9丁	新築工事の人足への支払い記録簿
27	開智学校新築費金寄附人名簿 筑摩郡北深志町八番丁	246	170	袋綴・結び綴、15丁	新築工事費寄附金記録簿
28	開智学校新築金請印簿 筑摩村埋橋耕地	243	168	袋綴・結び綴、5丁	新築工事費寄附金記録簿
29	学校新築献金書上簿 北深志町九番丁	245	170	袋綴・結び綴、7丁	新築工事費寄附金記録簿
30	（寄付金採納願綴）	270	180	袋綴・結び綴、23丁	工事費寄附願綴
31	開智学校新築金差出人名簿 北深志町六番丁	240	170	袋綴・結び綴、7丁	新築工事費寄附金記録簿
32	開智学校新築金簿 北深志十一番丁	273	192	袋綴・結び綴、12丁	新築工事費寄附金記録簿
33	新築奇特金連名 北深志町七番丁	246	166	袋綴・結び綴 表紙・裏表紙、7丁	新築工事費寄附金記録簿
34	（開智学校新築費寄附人名簿 開智学校新築懸）	240	165	袋綴・結び綴、3丁	新築工事費寄附金記録簿
35	開智学校資金連名調印簿 南深志町七番丁	260	190	袋綴・結び綴 表紙・裏表紙一枚ずつ、104丁	新築工事費寄附金記録簿

2 松本市立博物館条例

平成24年3月1日

条例第4号

改正 平成26年3月14日条例第113号

平成30年3月19日条例第24号

平成30年6月22日条例第33号

平成31年3月18日条例第112号

令和元年9月24日条例第15号

松本市立博物館条例（平成17年条例第84号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市域の自然環境や文化、産業等の遺産の保護活用を図り、もって市民の生涯学習と地域の振興に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号。第11条において「法」という。）第18条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、松本市立博物館（以下「市立博物館」という。）の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 市立博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松本市立博物館	松本市丸の内4番1号

2 市立博物館に次の分館を置く。

名称	位置
国宝旧開智学校校舎	松本市開智2丁目4番12号
松本民芸館	松本市大字里山辺1313番地1
旧山辺学校校舎	松本市大字里山辺2932番地3
松本市立考古博物館	松本市大字中山3738番地の1
松本市はかり資料館	松本市中央3丁目4番21号
松本市旧司祭館	松本市開智2丁目6番24号
旧制高等学校記念館	松本市県3丁目1番1号
窪田空穂記念館	松本市大字和田1715番地1

重要文化財馬場家住宅	松本市大字内田357番地6
松本市歴史の里	松本市大字島立2196番地1
松本市時計博物館	松本市中央1丁目21番15号
松本市山と自然博物館	松本市大字蟻ヶ崎2455番地1
松本市高橋家住宅	松本市開智2丁目9番10号
松本市四賀化石館	松本市七嵐85番地1
松本市安曇資料館	松本市安曇3480番地2

3 分館に次の附属施設を置く。

分館	附属施設
松本市はかり資料館	旧三松屋蔵座敷
窪田空穂記念館	窪田空穂生家
松本市歴史の里	1 重要文化財旧松本区裁判所庁舎 2 工女宿宝来屋 3 旧松本少年刑務所独居舎房 4 旧昭和興業製糸場 5 木下尚江生家 6 その他付帯施設

(事業)

第3条 市立博物館及び分館（以下「博物館」という。）は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市域の民俗、歴史、考古、産業、自然、文学、民芸等に関する実物、模型、模写、文献、図表、写真、デジタルデータ等の博物館資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管、調査研究及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用の必要な説明、助言、指導等に関すること。
- (3) 博物館資料の専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (4) 博物館資料の案内書、解説書、目録、図録、年報及び調査研究の報告書等の作成並びに頒布に関すること。
- (5) 学校、研究所、公民館、図書館等の教育、学術又は文化に関する諸機関との協力及び援助に関すること。
- (6) 市内外の他の博物館等との連絡、協力、刊行物及び情報の交換並び

に博物館資料の相互貸借に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(休館日及び開館時間)

第4条 博物館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

区分	休館日		開館時間
松本市立博物館	12月29日から翌年の1月3日まで		午前8時30分から午後5時まで
国宝旧開智学校校舎	3月から1月まで	第3月曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）	午前9時から午後5時まで
松本市旧司祭館	12月から2月まで	1 月曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日） 2 12月29日から翌年の1月3日まで	
松本民芸館	1 月曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日） 2 12月29日から翌年の1月3日まで		
松本市はかり資料館			
旧制高等学校記念館			
重要文化財馬場家住宅			
松本市歴史の里			
松本市時計博物館			
松本市山と自然博物館			
旧山辺学校校舎	3月から1月まで	月曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）	
松本市立考古博物館	12月から2月まで	1 休日等を除く日 2 12月29日から翌年の1月3日まで	
窪田空穂記念館	3月から1月まで		休日等を除く日
松本市四賀化石館			
松本市高橋家住宅	12月から	1 月曜日から土曜日まで	

	2月まで	2 12月29日から翌年の1月3日まで
松本市安曇資料館	1 5月1日から11月30日までの間で休日等を除く日	2 12月1日から4月30日まで

備考

1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び休日をいう。

（入館の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

（1） 博物館の施設若しくは設備又は博物館資料（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（2） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（3） 他人に迷惑を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不相当と認めるとき。

（観覧料）

第6条 博物館の展示を観覧する者（以下「観覧者」という。）は、別表第1に定める観覧料をその都度納入しなければならない。

2 市長は、特別の展示をしたときは、その期間に限り、前項の規定にかかわらず、その都度別に定める観覧料を徴収することができる。

（観覧料の減免）

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

（特別観覧料）

第8条 学術研究その他教育的な目的のため、博物館資料の閲覧、撮影、原板の使用等をしようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとするとき

も、同様とする。

- 2 前項の許可を受けた者（以下「特別観覧者」という。）は、当該許可を受けたときに特別観覧料を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 特別観覧料は、別表第2に定める額とする。

（行為の禁止）

第9条 観覧者及び特別観覧者（以下「観覧者等」という。）は、教育委員会の許可を得ないで次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備の原状を変更すること。
- (2) 飲酒すること又は指定された場所以外での飲食、喫煙及び火気を使用すること。
- (3) 物品を販売すること。
- (4) 広告又はこれに類するはり紙等を表示すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めること。

（損害賠償等）

第10条 観覧者等は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 観覧者等が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を観覧者等から徴収する。

（博物館協議会）

第11条 法第22条の規定に基づき、市立博物館に松本市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - (1) 学校教育関係者
 - (2) 社会教育関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 有識者
 - (5) 公募による市民
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指定管理者による管理)

第12条 博物館のうち、松本市山と自然博物館（以下「山と自然博物館」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にこれを行わせることができる。

2 指定管理者は、松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、山と自然博物館の運営を行う能力及び実績を有するものとする。

3 第4条の規定に関わらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、山と自然博物館の休館日又は開館時間を変更することができる。

4 指定管理者は、前項の規定により山と自然博物館の休館日又は開館時間を変更したときは、変更後の休館日又は開館時間を山と自然博物館において公衆の見やすいように掲示しなければならない。

5 第1項の規定により山と自然博物館の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 山と自然博物館の観覧に関する業務

(2) 山と自然博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、山と自然博物館の運営に関する事務のうち、市長又は教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例（昭和26年条

例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

博物館協議会委員			7, 100	5, 000
----------	--	--	--------	--------

(重要文化財旧開智学校校舎条例等の廃止)

- 3 重要文化財旧開智学校校舎条例(昭和39年条例第103号)、松本民芸館条例(昭和58年条例第11号)、松本市立考古博物館条例(昭和61年条例第21号)、松本市はかり資料館条例(平成元年条例第6号)、松本市旧司祭館条例(平成3年条例第38号)、旧制高等学校記念館条例(平成5年条例第3号)、窪田空穂記念館条例(平成5年条例第4号)、重要文化財馬場家住宅条例(平成9年条例第3号)、松本市歴史の里条例(平成14年条例第5号)、松本市時計博物館条例(平成14年条例第6号)、松本市四賀化石館条例(平成17年条例第73号)、松本市安曇資料館条例(平成17年条例第74号)、松本市山と自然博物館条例(平成19年条例第3号)及び松本市高橋家住宅条例(平成21年条例第8号)は、廃止する。

(平成32年1月1日からの松本市立博物館の観覧料に関する特例措置)

- 4 第6条第1項の規定にかかわらず、当分の間、別表第1松本市立博物館の項に規定する観覧料(以下「松本市立博物館の観覧料」という。)と松本城管理条例(昭和40年条例第5号)第6条第1項に規定する観覧料とを合わせて納入する場合における松本市立博物館の観覧料は、別表第1松本市立博物館の項に規定する額の8割以内で市長が別に定める額とする。

附 則(平成26年3月14日条例第113号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の観覧に係る観覧料又は特別観覧料で施行日以後に納入するものから適用し、施行日以後の観覧に係る観覧料又は特別観覧料で施行日前に納入するもの及び施行日前の観覧に係る観覧料又は特別観覧料で施行日以後に納入するものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松本市立博物館条例(以下「旧条例」という。)の規定により発行された共通観覧券は、この条例に

よる改正後の松本市立博物館条例（以下「新条例」）の規定により発行された共通観覧券とみなし、旧条例の規定により支払われた共通観覧券に係る観覧料と新条例の規定による観覧料との差額は、精算しないものとする。

附 則（平成30年3月19日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月22日条例第33号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日条例第112号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第2条第2項の表の改正規定、第4条の表の改正規定、第6条第1項ただし書を削る改正規定、第8条第3項の改正規定、別表第1の改正規定（同表に旧山辺学校校舎の項を加える部分に限る。）、別表第2を削る改正規定及び別表第3の改正規定（別表第3を別表第2とする部分に限る。） 平成31年4月1日

（2） 別表第1の改正規定（同表に旧山辺学校校舎の項を加える部分を除く。）及び別表第3の改正規定（別表第3を別表第2とする部分を除く。） 平成31年10月1日

（3） 附則に1項を加える改正規定 平成32年1月1日

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、前項第2号に規定する施行日（以下「施行日」という。）以後の観覧に係る観覧料又は許可に係る特別観覧料（以下「観覧料等」という。）で施行日以後に納入するものから適用し、施行日以後の観覧料等で施行日前に納入するもの及び施行日前の観覧料等で施行日以後に納入するものについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の松本市立博物館条例の規定により発行された共通観覧券は、この条例による改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附 則（令和元年9月24日条例第15号）

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

(令和元年規則第29号で令和元年10月1日から施行)

別表第1 (第6条関係)

区分	個人		団体		
	大人(高校生以上)	小人(小・中学生)	人数	大人(高校生以上)	小人(小・中学生)
松本市立博物館	円	円		円	円
	200	100	20人以上	180	90
			100人以上	160	80
			300人以上	140	70
国宝旧開智学校校舎	400	200	20人以上	300	150
松本民芸館	310	無料	20人以上	200	無料
旧山辺学校校舎	200	無料	20人以上	150	無料
松本市立考古博物館	200	無料	20人以上	150	無料
松本市はかり資料館	200	無料	20人以上	150	無料
松本市旧司祭館	無料	無料	20人以上	無料	無料
旧制高等学校記念館	310	無料	20人以上	200	無料

窪田空穂記念館	310	無料	20人以上	200	無料
重要文化財馬場家住宅	310	無料	20人以上	200	無料
松本市歴史の里	410	無料	20人以上	310	無料
松本市時計博物館	310	150	20人以上	260	100
松本市山と自然博物館	310	無料	20人以上	200	無料
松本市高橋家住宅	無料	無料	20人以上	無料	無料
松本市四賀化石館	310	150	20人以上	200	100
松本市安曇資料館	無料	無料	20人以上	無料	無料

別表第2（第8条関係）

区分	単位	金額
	1点	円
デジタルデータ使用（学術研究用）		520
デジタルデータ使用（その他）		1,040
撮影（学術研究用）		2,090
撮影（その他）		4,190
原板使用（学術研究用）		1,040
原板使用（その他）		2,090
熟覧		3,140

国宝旧開智学校校舎・長野県宝松本市旧司祭館 消防計画

第1章 総則

(目的及び適用範囲)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項により、対象物の防火管理業務について推進するに必要な事項を定め、火災等の予防及び災害発生時における人命の安全確保並びに文化財である建造物の被害軽減を図る実効性を確保することを目的とする。

2 この計画を適用する範囲は、旧開智学校校舎管理部分（国宝旧開智学校校舎及び柵内庭園、長野県宝松本市旧司祭館、旧開智学校校舎駐車場及びその周辺）とする。また、この計画を適用する者の範囲は、旧開智学校校舎に勤務する者とする。

(防火管理者及びその業務)

第2条 防火管理者には旧開智学校校舎分館長があたり、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の検討、作成、変更及び消防署への届出
- (2) 職員に対する防火・防災教育の実施及び消防訓練（総合訓練）の実施
- (3) 消防用設備等の点検整備の実施監督及び届出（1年に2回）
- (4) 火気使用設備器具、火気の使用又は取扱いに関する職員への指導教育及び監督
- (5) 防火及び避難上必要な環境及び設備の維持管理
- (6) 火災予防及び地震による被害の軽減のための自主点検と実施
- (7) 収容人員管理、その他防火管理上必要な業務
- (8) 防火管理者の改変時の速やかな選・解任及び業務移行
- (9) 防火管理業務に関する消防署への連絡・調整、書類等の保管及び整理
- (10) 大規模災害の際における市危機管理部との連携・調整

(防火管理業務の一部委託)

第3条 防火管理業務の一部委託に関する業務の範囲は別表1のとおりとする。

第2章 予防管理対策

(火災予防活動及び任務分担)

第4条 火災予防及び地震等を含めた災害発生時における人命の安全確保並び

に文化財である建造物の被害軽減を図るため、火元責任者及び消防設備の自主点検員等を別表2のとおり定め、次の業務を行う

(1) 火元責任者

ア 担当区域内の火気使用設備器具、消防用設備等の日常における維持管理

イ 地震時における火気使用設備器具からの出火防止措置

ウ 終業時における電気器具の切電及び落ちている吸殻の安全処理

(2) 自主点検員

ア 防火管理状況の自主点検（火気、出火防止、避難障害等の点検）

※別表3 自主点検票（防火管理、火気管理等）を用いて月1回程度点検

イ 消防用設備、避難設備、消防活動上必要な施設等の自主点検

※別表4 自主点検票（消火・避難・警報設備）を用いて月1回程度点検

ウ 少量危険物取扱貯蔵所の自主点検

※別表5 自主点検票（少量危険物）を用いて月1回程度点検

2 日常的な点検において、不備、欠陥等があった場合は速やかに防火管理者に報告し、必要な措置をとる。

（火気使用設備の法定点検）

第5条 建造物等及び火気使用設備等の安全管理を図り、消防用設備の維持管理を図るため法定点検を実施する。

2 前条の自主検査及び法定点検の結果判明した不備欠陥事項は、その都度早急に整備改善し、結果を記録するとともに、消防署に報告するものとする。

（火気の使用制限）

第6条 喫煙及び火器等の使用制限を下記のとおりに行う。

(1) 全施設禁煙（旧開智、旧司祭館、管理事務所を含む）

(2) 火気使用設備・器具が使用できる場所

旧開智学校校舎内売店及び管理事務所のみとする

2 上記以外の場所で火気使用設備・器具等を使用する際は、防火管理者が使用目的・場所・期間等を確認し、許可をだすものとする。

（職員が守るべき事項）

第7条 防火管理者及び職員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持

するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難通路（避難口・廊下・階段等）上及び消防用設備の使用に障害となる箇所に物品を放置しないこと。また、発見した場合はそれを除去すること
- (2) 床面は避難に際して、つまづき、すべり等を生じないように維持すること
- (3) 防火設備に接近して、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと
- (4) 火気器具は指定場所で使用するとともに、本来の目的以外に使用しないこと
- (5) 避難通路又は防火設備の維持管理にあたっては国宝の管理規定との調整をはかること

（工事中の消防計画）

第8条 保存修復等の工事の際は、施工業者との綿密な打ち合わせのもと工事中の消防計画を定め、消防署へ届け出る。防火管理者は施工業者と協議の上、次の事項を遵守させること

- (1) 溶接その他の火気を使用する場合は、消火器等を準備して消化できる体制を確保すること
- (2) 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わない。
- (3) 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定すること
- (4) 危険物を持ち込む場合は、その都度防火管理者の承認を受けること
- (5) 火災予防のため、資機材等の整理、整頓を行うこと
- (6) その他は防火管理者と協議の上決定すること

（防火・防災教育の実施）

第9条 防火・防災教育は、防火管理者が計画し、消防計画の確認や火災等発生時の対応の確認等を中心に実施すること

第3章 自衛消防活動対策

（自衛消防隊の編製）

第10条 火災又は災害の発生に際し、人命安全確保のため速やかな初動体制を執るため、自衛消防隊を組織する。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表6のとおりとする。なお、休日等の任務分担は別表7のとおりとする。

第11条 自衛消防隊の活動範囲は、国宝旧開智学校校舎管理範囲内とする。

(自衛消防訓練)

第12条 防火管理の万全を期すため、年に2回、消防訓練を実施することとする。

2 消防訓練は防火管理者が計画し、指導者を自衛消防隊長とし、訓練時における事故防止及び安全対策の確立を図る。

第4章 震災対策

(震災事前措置)

第13条 地震時の被害を減ずるため、次の事前対策を行うこととする。

- (1) 敷地内の棚、什物、物品、火気使用設備等の転落、落下、倒壊等の防止措置を可能な限り行うこととする。
- (2) 危険物(灯油等)の漏えい及び流出防止措置の点検
- (3) 火気設備等の点検及び安全措置
- (4) 安全避難の確保及び避難経路、避難手段の点検
- (5) 資機材及び非常用物品の準備及び保管
(準備・保管品は別表8のとおりとする)
- (6) 防災に関する教育及び訓練(消防訓練に合わせて実施すること)
- (7) 警戒宣言が発令された場合は、火気の使用中止及び来館者への地震に関する情報の伝達等を行い、必要に応じて避難誘導を実施すること

(震災時の初期対応)

第14条 地震が発生した場合は、身の安全を守ることを最優先に、速やかに次の対応を行うこととする。

- (1) 別表9に定める自衛消防隊の任務分担に基づく来館者の避難誘導・救出等を行う。なお、休日等の任務分担は別表10のとおりとする。
- (2) 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止又は電源の遮断を行うこと
- (3) 揺れがおさまった後、安全に注意しながら建物や危険物保管庫等の施設の点検を行うこと
- (4) メディア等によって地震情報の収集を行い、周辺状況を把握すること
- (5) 大規模な地震の場合、初期対応実施後は、市危機管理部(または対策本部)

の指示に従い、その後の対応を行うこととする。

第5章 その他の災害対策

(大雨・強風に係る事前対策)

第15条 大雨・強風等による被害を減ずるため、次の事前対策を行うこととする。

- (1) 松本市ハザードマップ等により、旧開智学校校舎近辺の水害に対する危険性の把握に努めること
- (2) 側溝、排水溝、浸透枳、汲み上げポンプ等の各種施設・設備の自主点検を定期的に行うこと

(大雨又は強風等に伴う災害発生時の対応)

第16条 大雨又は強風等による被害が予想される場合は次の対策を行うこととする

- (1) 来館者の避難経路の障害とならない扉や窓等を閉鎖すること
- (2) 大雨が予想される場合は、窓の隙間からの浸水を防ぐため、吸水紙等を窓の隙間に可能な限り設置すること
- (3) 防火管理者を中心に、気象情報や行政機関からの情報収集を行い、必要に応じて来館者に伝達すること
- (4) 来館者の避難又は退館を求める場合は、別表9、10の震災時の自衛消防隊の任務分担に準じて自衛消防活動を行うこと。その際は、自衛消防隊長の指揮のもと避難誘導班の人員を増やす等の対応により、効果的な自衛消防活動となるように努めること
- (5) 安全を確保しつつ定期的に巡回を行い、建物内外の被害状況を把握すること
- (6) 必要に応じて、事務所地下入口等に土のう等を設置し、浸水防止措置を行うこと

附則

この消防計画は、令和3年8月 日から施行する

別表1 防火管理業務の一部委託

1	防火管理業務の一部委託方法等	国宝旧開智学校校舎の敷地内及び管理事務所並びに旧司祭館について、開館日は午後5時15分から翌日午前8時30分まで、休館日は午前8時30分から翌日午前8時30分まで(24時間)巡回方式による防火管理業務の一部委託を行なう
2	受託者の行なう業務の範囲	巡回による火気使用箇所の点検監視、火災を発見した場合の初動措置
3	受託者	日本連合警備株式会社 代表取締役 赤羽 淳 松本市野溝木工2丁目7番15号 TEL59-7055
4	巡回警備等	夜間は3回を基本とし、休館日は昼間3回追加して巡回を行なう

別表2 火災予防活動任務分担

担当区域	火元責任者	自主点検員
国宝旧開智学校	(分館長又は正規職員)	(正規職員)
県宝旧司祭館		
事務所		

別表3 自主点検票（防火管理、火気管理等）

（別表3）

自主点検票（防火管理、火気管理等）

		点検年月日	防火管理者	点検者
		年 月 日		
項目	点検内容		結果	備考
防火管理等 （建物・その他）	避難施設の管理	① 建物内及び敷地内に、避難の障害となる設備を設け、又は物品等を置いていないか。		
		② 避難施設等の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持されているか。		
		③ 見やすい箇所に避難経路図が掲示されているか。		
	防火教育の状況	① 消防計画に従い防火上必要な教育を実施しているか。（ 月 日 _____実施）		
	放火防止	① 巡回・監視を行っているか。		
		② 建物周囲に燃えやすいものを放置していないか。		
その他	① 消防計画の内容が事業所の実態にあっているか。			
	② 従業員等は、自衛消防隊として担当する任務や			

項目	点検内容		結果	備考
火気設備等	火気管理	① 火気使用器具は職員の目の届く場所で使用されているか。		
		② 設備等の周囲は、常に、整理及び清掃され、燃料その他の可燃物は放置されていないか。		
		③ 設備及び付属設備について、点検、整備が行われているか。		
		④ 使用燃料以外の燃料は使用していないか。		
火の使用制限	禁止行為	① 喫煙場所及び禁煙場所を定め、それが守られているか。		
		② 禁止行為を伝える標識が設けられているか。		
		③ 禁止行為が守られているか。		

項目	点検内容		結果	備考
その他	消防用水	① 消防用水や採水口の周囲に使用の障害となる物品等は置いていないか。		
	消防隊 進入口	① 進入口の周囲に障害となる物品等はないか。		
			② 消防車の進入口が確保されているか。	

※結果欄の記号 /該当なし ○良 ×不良 ⊗改修済

別表4 自主点検票（消火設備、避難設備、警報設備）

（別表4）

自主点検票（消火設備、避難設備、警報設備）

		点検年月日	防火管理者	点検者
		年 月 日		
項目	点検内容		結果	備考
消火設備	消火器	① 階ごとに適正な位置に設置されているか。		
		② 変形、破損、腐食等の異常はないか。		
		③ 標識は正しく設置され、破損していないか。		
	屋内(屋外)消火栓設備	① ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか。		
② 表示灯は点灯し、離れた場所から容易に確認できるか。				
③ 扉の開閉及び操作を妨げる物品等を置いていないか。				
④ ポンプ室は整理されているか。				
避難設備	誘導灯	① 表示パネルの表面は汚れがなく、破損や脱落はないか。		
		② 蛍光灯が点灯しているか。		
		③ 非常電源による点灯は、正常か。		
	誘導標識	① 標識の破損や脱落はないか。		
② 標識が見えにくくなっていないか。				

×

項目	点検内容		結果	備考
警報設備	自動火災報知設備	① 感知器の変形、破損はないか。		
		② 発信機（押しボタン）の周囲には障害物を置かないか。		
		③ 表示灯は点灯しており、離れた場所から容易に確認できるか。		
		④ 受信機の電源は正常に供給されているか。		
		⑤ 非常ベルは停止状態になっていないか。		
		⑥ 警戒区域図は受信機の付近に設置されているか。		
	非常放送設備	① 非常ベル又は非常放送の音量は十分か。		
		② 電源は正常に供給させているか。		
		③ 一斉放送の操作機能は正常か。		
		④ 非常放送用のスピーカーの変形、脱落はないか。		

※結果欄の記号 /該当なし ○良 ×不良 ⊗改修済

別表5 自主点検票（少量危険物）

（別表5）

自主点検票（少量危険物）

貯蔵取扱品目： _____ 分量： _____ ml

		点検年月日	防火管理者	点検者
		年 月 日		
項目	点検内容	結果	備考	
貯蔵又は取扱い	① 指定数量以上の危険物が貯蔵又は取扱いされていないか。			
	② みだりに空箱その他不必要な物件を置いていないか。			
火気の使用	① みだりに火気を使用していないか。			
標識・掲示板	① 貯蔵又は取扱う危険物の品名、数量等が正しく記載されているか。			
容器	① 貯蔵又は取扱う容器に破損、腐食、さけめ等はないか。			
	② 貯蔵又は取扱う容器が容易に転倒、転落しないか。			
	③ 危険物の性質に応じた容器を使用しているか。			
タンク	① タンクの固定について適正に維持管理されているか。			
	② 外面はさび止めの措置について適正に管理されているか。			
	③ 危険物の量を表示する装置は正常に機能しているか。			
	④ 流出を防止するための装置は適正に維持管理されているか。			
	⑤ 注入口は適正に維持管理されているか。			

※結果欄の記号 / 該当なし ○良 ×不良 ⊗改修済

別表6 平日における自衛消防隊の組織及び任務分担

任 務	担当者	任 務 内 容
自衛消防隊長	分館長	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防活動に必要な指揮、命令を行なう ・消防隊と密接な連携を図る ・避難状況の把握を行なう
通報連絡班	事務所職員 1	<ul style="list-style-type: none"> ・119番通報を行なう ・非常用放送、内線電話で拡声を行い火災の発生を知らせる
消火班	事務所職員 2 (売店出勤職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・売店内の電話を使用して事務所に状況報告 ・消火器を活用して初期消火にあたる ・天井に火が燃え移った場合、消火ができないと判断した場合は、速やかに退避する
避難誘導班	事務所職員 3 (券売出勤職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災状況の確認の後、旧開智入口に来館者誘導の看板をだし、閉館状態にする ・1階の非常口又は避難口を開放して客の避難誘導にあたる
<p>【火災を発見した場合の行動】</p> <p>1 大声で火災の発生を附近の者に知らせるとともに、非常ベルのボタンを押した後119番通報する。(校舎内の場合は、売店の電話を使用し事務所に状況報告)</p> <p>2 自衛消防隊長は、消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図により、来館者・職員に指示を行う。</p>		

別表7 休日における自衛消防隊の組織及び任務分担

任 務	担当者	任 務 内 容
自衛消防隊長 兼 通報連絡班	事務所出勤者	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用放送、内線電話で拡声を行い火災の発生を知らせる ・119番通報を行なう ・自衛消防活動に必要な指揮、命令を行なう ・消防隊と密接な連携を図る ・避難状況の把握を行なう

消火班	売店出勤職員	<ul style="list-style-type: none"> ・売店内の電話を使用して事務所に状況報告 ・消火器を活用して初期消火にあたる ・天井に火が燃え移った場合や消火ができないと判断した場合にあっては、速やかに安全な場所に退避する
避難誘導班	券売出勤職員	<ul style="list-style-type: none"> ・火災状況の確認の後、旧開智入口に来館者誘導の看板をだし、閉館状態にする ・1階の非常口又は避難口を開放して客の避難誘導にあたる

別表8 震災時に備えた資機材及び非常用物品の備蓄品一覧表

備蓄品		保管場所
救護対応用	消毒液 ばんそうこう 包帯	事務所薬箱
災害対応用	携帯ラジオ 懐中電灯 乾電池 拡声器	事務所備品棚
応急措置用	防水シート ロープ・ワイヤー 土のう ヘルメット、軍手 工具一式	事務所地下倉庫

別表9 震災時（平日）における自衛消防隊の組織及び任務分担別

任 務	担当者	任 務 内 容
自衛消防隊長	分館長	<ul style="list-style-type: none"> ・地震情報及び被害状況の把握 ・自衛消防活動に必要な指揮、命令を行なう ・消防隊及び市危機管理部と密接な連携を図る
通報連絡班	事務所職員 1	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・非常用放送、内線電話で拡声を行い、来館者の避難誘導を行う ・119番通報及び本館などへの諸連絡

避難誘導班 1	事務所職員 2 事務所職員 3 (売店出勤職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れが収まるのを待ち、校舎内にいる来館者の避難誘導を行う ・1階の非常口又は避難口を開放して客の避難誘導にあたる
避難誘導班 2	券売出勤職員	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れが収まるのを待ち、旧開智入口に来館者誘導の看板をだし、閉館状態にする ・校舎内から避難してきた来館者を、安全な避難場所まで誘導する
消火班 ※火災発生時 のみ	事務所職員 3 (売店出勤職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災を発見次第、非常ベルを鳴らす ・直近にある消火器を用い初期消火を行う ・天井に火が燃え移った場合や消火ができないと判断した場合にあっては、速やかに安全な場所に退避する

別表 10 震災時（休日）における自衛消防隊の組織及び任務分担

任 務	担当者	任 務 内 容
自衛消防隊長 兼 通報連絡班	事務所出勤職員	<ul style="list-style-type: none"> ・地震情報及び被害状況の把握 ・非常用放送、内線電話で拡声を行い、来館者の避難誘導を行う ・119番通報及び本館などへの諸連絡 ・自衛消防活動に必要な指揮、命令を行なう ・消防隊及び市危機管理部と密接な連携を図る
避難誘導班 1	売店出勤職員	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れが収まるのを待ち、校舎内にいる来館者の避難誘導を行う ・1階の非常口又は避難口を開放して客の避難誘導にあたる
避難誘導班 2	券売出勤職員	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れが収まるのを待ち、旧開智入口に来館者誘導の看板をだし、閉館状態にする ・校舎内から避難してきた来館者を、安全な避難場所まで誘導する
消火班 ※火災発生時 のみ	売店出勤職員	<ul style="list-style-type: none"> ・火災を発見次第、非常ベルを鳴らす ・直近にある消火器を用い初期消火を行う ・天井に火が燃え移った場合や消火ができないと判断した場合にあっては、速やかに安全な場所に退避する

他職員は随時参集し、避難誘導活動に合流する



教育勅語下賜四十周年記念式典 昭和5年（1930）

一市一校制下の時代は、全校集会や行事の日になると松本市中の小学生が開智学校の校庭に集まった。この年の全校児童数は8,300人を超え、教員数は190人となっている。

国宝（建造物）旧開智学校校舎保存活用計画

発行年 令和4年

発行 松本市教育委員会 博物館

国宝旧開智学校校舎

〒390-0876 長野県松本市開智2丁目4番12号

TEL：0263-23-5725 FAX：0263-32-5729

Mail：kyu-kaichi@city.matsumoto.lg.jp